



Title	「パンパン」とは誰なのか : 「あこがれ」と「欲望」のゆくえ
Author(s)	茶園, 敏美
Citation	大阪大学, 2007, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/1394
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

2006 年度大阪大学大学院文学研究科博士論文

(2007 年 3 月 23 日博士号取得)

「パンパン」とは誰なのか

ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー

茶園 敏美

注: 本文 54 ページ上から 2 行目「葺合区(現在 JR 三ノ宮駅北側)には占領軍のイーストキャンプがあり」という部分は、間違いです。イーストキャンプの正確な位置は、『同志社アメリカ研究』49 号「「闇の女」と名づけられること」(2013 年)に掲載した図②(6 ページ)のように、JR 三ノ宮駅南側にありました。博士論文完成後、当時の米軍撮影の資料並びに当時実際にキャンプのことを知っている方より正確な位置を確認することができましたので、この場を借りて訂正させていただきます。ご了承の程、よろしくお願いします。

「パンパン」とは誰なのか

ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー

茶園 敏美

【目次】

	ページ
序章	1
1. 問題の視点	1
2. 先行研究の検討と本研究の論点	3
第1章	7
はじめに	7
1. 「あこがれ」の対象としての「パンパン」	8
2. 「脅威」としての「パンパン」ー神崎清の場合	11
(1) 「賞賛」されるおんなと「批判」されるおんな	13
(2) 基地に勤めるおんなたちへのまなざし	15
3. 不問にされてしまった「パンパン」への暴力	17
まとめ	19
第2章	21
はじめに	21
1. 「欲望」を感じる磁場	21
2. 伝染病として法的に認知されるということ	28
3. 個人を守り国の治安を守る法	32
まとめ	37
第3章	40
はじめに	40
1. 奈良RRセンターー畑にできた西部の街ー	42
2. 神戸RRセンター開設ー奈良から神戸へー	45
3. 「二本立て」の強制検診	47
4. 「性病監視員」というまなざし	52
まとめ	60
第4章	62
はじめに	62
1. 波乱に満ちた新警察法案の成立	65
2. 「合同取締結果」にみる神戸	70
3. 浮かび上がるおんなたちのリアリティ	77
まとめ	81
終章	84
1. 「あこがれ」と「欲望」のゆくえ	84
2. 「パンパン」とは誰なのか	89

【資料】

年表

- 別紙地図② 奈良RRセンター跡地地図
- 別紙① 慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話
- 別紙② 『奈良日日新聞』RRセンター関係報道
- 別紙③ 『大和タイムス』RRセンター関係報道
- 別紙④ 『神戸新聞』RRセンター関係報道
- 別紙図④ 兵庫県警察機構図
- 別表⑩ 性病予防合同取締結果発表1955.9-1956.3
- 別表⑭ 性病予防合同取締結果発表1956.4-12
- 別表⑮ 性病予防合同取締結果発表1957.1-12
- 別表⑯ 事犯(売春防止法第5条売春条例違反者)被疑者調

序章 視点と方法

1. 問題の視点

日本では戦後まもなく、警察当局によって外国兵と交わるおんなたちが取り締まられ、性病の強制検診が行なわれていた。この強制検診は、「闇の女狩り」あるいは「パンパン狩り」と呼ばれている。

「パンパン」とは、外国兵に性的サービスを提供するおんなたちの蔑称であるが、占領期以降、メディアで世間をにぎわした存在であった。「パンパン」という名でもっておんなたちを取り締まり、強制的に性病検診を受けさせる行為には、大きくわけて3つの問題が絡んでいる。

1つは、表象の問題である。ある特定のおんなたちを「パンパン」と名づけて蔑み、このおんなたちこそ性病を撒き散らす要因を作っている者として、「社会問題」とであると了解されてしまうこと。2点目は、制度の問題である。制度が「整って」いく中で、強制検診はどのようなロジックになっているのだろうか。3点目は、1点目と2点目に関わることだが、目に見える強制検診という暴力が、どのように見えなくなっていくのだろうか。

そもそも、「パンパン」ということばはあいまいで、対象となるおんなたちの明確な基準がない。したがって当局側にとっては、どんなおんなが「パンパン」なのかわからないがゆえに、おんななら誰でも強制検診の取り締まりの対象になるわけである。このことから強制検診は、おんなたち全般への暴力であるといえよう。

ここで、「パンパン」狩りとはどのようなものなのか、1946年12月5日付『婦人民主新聞』より被害に遭った女性の体験談をみてみよう¹。新聞ではこの女性のことを「某社勤務一女性」としている[なお文中〇〇とあるのは、印刷不鮮明で判読不能のため—茶園]。

池袋の改札口を出たとたんいきなり捕えられ何と弁解しても駄目でした。時間は七時頃だったと思います、警察まで行けば、解って貰えると思ったのですが〇〇からすぐトラックで吉原病院に運ばれました。その間の警察側の取扱いは全く罪人扱いで、私共が無実を言い立てても鼻であしらい「貴様」などというひどい言葉使いで侮辱的な暴言を浴びせ、余りのことに「冗談おっしゃっては困ります」と抗議すると「本官を侮辱するか」といった調子で物すごく怒鳴りつけて頭から抑える有様は話にきいた戦争中の暴力的警察組織の内幕と何ら疑うことはないと思いこれが民主化云々を表看板にしている最近の警官の現実かと驚くほかありませんでした。

検診後、無実と解ったのですが、それでも一応慰めてくれるどころか

「もう貴様は帰ってもいいが、夜中の一時では電車もなく帰れんだろう」とせせら笑っているのです、やっと夜があけて、帰ろうとしても初めて来た吉原病院というところでは帰る途さえ分りません。それを係りの医察官にきいても不親切でろくろく教えて貰えませんでした。

¹ この新聞の画期的なところは、当時「パンパン」に間違われたということが非難の対象となった論調が多い中、「たとえ『闇の女』であっても人間であることを忘れていた警察官の存在」と「パンパン」狩りという行為そのものを批判しているのは注目に値する。なお引用は現代かなづかいに変えている[『『闇の女』狩へ処女の抗議 警察官の実態衝く』婦人民主クラブ(1982)『婦人民主新聞縮刷版第1巻 1946～1953』38頁]。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

女性として堪えがたい恥辱感に打ちのめされた私たちは、その冷淡というより残忍でさえある警察官の取扱いに生きている感覚さえなくなってやっと帰って来ました。この一夜の体験の怖ろしい苦しさは味わったものでなくては解りません。

ここで馬鹿馬鹿しいことは検診料を一律に十円ずつ取られたことです。最大の恥辱に対してお金を支払わされるにいたっては全くあいた口がふさがりません、この病院は都のものだそうですが、これはどういうことなのでしょう。持ち合わせがないため帰宅を許されない方もあつて立替してあげたりもいたしました。

次章以降、順を追って明らかにするように、当局側の取り締まりや性病検診は、たしかに法的措置にのっとって行なわれている。だがくりかえすが、取り締まる対象となるおんなたちの明確な基準は、ない。ゆえに、おんなたちは誰でも取り締まりの対象となったわけである。このことから、この強制検診をおんなたちへ向けられた性的暴力であると認識する。したがって本研究の目的は、性暴力のひとつである強制検診を、おんなたちへの暴力として問い返し、強制ということばをめぐるとらえなおしを行ないたい。

第2章でくわしく説明しているが、戦後まもなく進駐軍兵士に性的サービスを提供する慰安所が、国家の肝いりで全国各地に設置された。この慰安所で働くおんなたちは、甘言により各地から集められた。慰安所が開設してまもなく、慰安所では性病が蔓延した。この事態を重く見たGHQ(General Headquarters of Supreme Commander for the Allied Powers/連合国最高司令官総司令部)は、慰安所を閉鎖したため、慰安所で働いていたおんなたちは突然職を失ってしまった。職を失ったおんなたちの多くは、生きるために、あるいは家族を養うために、街娼として、なんとか食い扶持を稼がねばならない状況に立たされた。こうした彼女たちのことを、世間では「パンパン」という蔑称でさげすんだ。そして慰安所が閉鎖された翌年には GHQ の風紀係 MP(Military Police/憲兵)と警察とが協力して、「パンパン」と名指しされたおんなたちをいっせいに取り締まった。これが、性病の強制検診の始まりである。

本研究では、法制度の側面ではとりわけ、朝鮮戦争期の神戸市に絞って考察をすすめる。というのも、誰にでも起りうる問題であるということを証明するには、逆説的ではあるが、特定の時期と場所にこだわって考察することが必要であるからだ。これから順を追ってみていくように、占領期から駐留期にかけての神戸市でどのようなことが行なわれていたのかを精査し、浮かび上がってきた事実注目すると、その事実はたとえば、「敗戦直後特有の問題」だとか、「繁華街とオフィス街が混然一体となっている神戸という場所が問題」だというのではなく、誰にでも起りうる事実であるということが明らかになるであろう。

本研究ではこのように法制度と表象の側面に焦点をあて、占領期から駐留期にかけて神戸市で起こされた、強制検診というひとつの出来事を詳細に検討していくうちに、特定の時間や場所には決しておさまりきれないような、いわば現在に継続する問題が浮上してくるであろう。すなわち、現在の沖縄および日本国内の米軍基地におけるさまざまな問題を考えるのに、今一度朝鮮戦争期の神戸市を中心に法制度と表象の両面から再考することが、本研究の主要テーマである。

2. 先行研究の検討と本研究の論点

本研究では、法制度の側面として、本来法理の分野が異なる性病予防法(1948年7月15日公布、同年9月1日施行)と神戸市「売いん等取締条例」(1951年5月28日公布施行)とが連動し、さらには警察制度が全面的に改正されることによって、おんなたちの身体が「管理」され「拘束」されていく過程を考察する。この場合、新聞雑誌、官公庁の統計や資料におけるあらゆる記述を手がかりに、当時おんなたちがおかれた立場や状況を可能なかぎり再考する。

ある特定の場所における「隠された事実」を再考するには、その当時の当事者への聞き取り調査に基づいて当時の状況を再構成することが、考察する上で最重要の手法かもしれない。しかしながら本研究で扱う性病の強制検診といった、おんなたちにとっては屈辱的ともいえる暴力、もっといえば性暴力を被った当人は、はたしてその体験を語ることができるだろうか、ということが本研究の問題意識の出発点になっている。

というのも、性暴力を被ったおんなたちは、ことばとして語れない領域が常に存在するからだ。金成禮は、米軍政下済州島でおきた「四・三事件」を取り上げ、この事件で性的虐待の被害者であるおんなたちは沈黙し、その虐待の様子をみていたおとこたちがおんなたちを代弁し、おんなたちが被った性的虐待について語ると指摘する²。ここで、おんなたちが沈黙するのに深く関わっている要素として、記憶という問題があげられる。

性暴力を被ったおんなたちは、その記憶を忘れてしまうことで、生きていられるのかもしれない。したがっておんなたちのこうした沈黙を、聞き取り調査で明らかにするのは、おんなたちの記憶を掘り起こすということになる。その結果、記憶の掘り起こしが新たな暴力として、おんなたちを傷つける行為となってしまう。このような新たな暴力を承知の上で、おんなたちが話してくれたことを研究の材料として記述することは、結局、おんなたちに性暴力をふるっていたものたちと大差ないのではないだろうか。このような問題意識に基づいて考察したのが、第1章である。第1章では、当事者になりかわって語ったり、安易に了解してしまうということが、さらなる暴力性を帯びてしまうということについて、考察した。

強制検診で数多くのおんなたちが取り締まりを受ける発端となったのが、本研究では進駐軍の兵士専用の性的サービスを提供した慰安施設の登場である、と論じたのが第2章である。

杉山章子は、進駐軍のための性的サービスを提供した慰安施設 RAA(Recreation & Amusement Association)という、日本政府が関与した慰安所について、その成立過程を詳細に論じている³。杉山論文は、GHQと日本政府が結託して、一般のおんなたちの身体を「管理」しはじめたのは、このときからであるということを明らかにした。

当時進駐軍専用「慰安施設」の実態は、RAAに論点を絞って論じている文献が大半である。RAAは東京独自の施設の名称であるが、1945年8月18日に内務省が発した「占領軍の進駐時に間に合うように進駐軍将兵用慰安施設の設営を急げ」という緊急指令が東京のみならず日本各地で下った⁴ことを考えれば、進駐軍専用「慰安施設」はRAAだけでなく、各地でもRAAに

² 金成禮(1996)「国家暴力と女性体験—済州四・三を中心として—」『済州島シンポジウム報告集』国際シンポジウム東アジアの冷戦と国家テロリズム日本事務局、114-135頁、同(200)「国家暴力と性の政治学—済州四・三事件を中心に」『別冊思想トレイシーズ』928号 198-222頁。

³ 杉山章子(1988)「敗戦とR・A・A」女性学年報編集委員会編『女性学年報』第9号 34-46頁。

⁴ 兵庫県警察史編さん委員会編(1975)『兵庫県警察史昭和編』兵庫県警察本部 512頁。

「パンパン」とは誰なのか

ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー

茶園 敏美

相当する「慰安施設」が設置されたのである⁵。

日本各地で開設された進駐軍将兵慰安施設は、兵士たちの間に性病が蔓延したことにより、つぎつぎに閉鎖されてしまう。この結果、「慰安施設」で働く多数の「慰安婦」たちは職を失い、街娼という道を選ばざるをなかった。このような状況になって、大勢のおんなたちが性病検診という名目の強制検診で取り締まられたが、この取り締まりこそが、「パンパン」狩りと呼ばれるものであり、本研究では、おんなたちに加えられた性暴力であると認識する。

米軍基地問題における性暴力の先行研究としては、近年ようやく藤目ゆきによって、冷戦体制期における米軍の性暴力についての研究がすすめられている⁶。また、平井和子は静岡県御殿場という地域にこだわって、米兵によるおんなたちへの性暴力や買春について検証している⁷。平井の研究は、軍事基地問題の先駆者であるシンシア・エンローの研究⁸でさえも取り上げなかった「混血児」問題について論じていることは、画期的である⁹。藤目や平井の研究は、世間から覆い隠されたおんなたちへの暴力を明らかにする上で必要な作業であるとともに、米軍基地問題をジェンダーの視点から問い直すという近年の歴史的作業の動向でもある。と同時に両者の研究は、これまで明らかにされてこなかった、占領期以降の米兵によるおんなたちへの暴力を検証

⁵ 山田盟子は、神戸では 1945 年 8 月 26 日にダンサー 100 名、女給 100 名を神戸新聞で公募したと述べている[山田盟子(1996)『ニッポン国策慰安婦』光人社 19 頁]。調べてみたところ、たしかに「急募ダンサー(百名)女給(百名)ジャズバンド(数名)」という広告が同日の神戸新聞に掲載されているものの、広告主は一切明記されていないので、この広告をもって公募とみなすには疑問の余地がある。ただ、山田が引用した戸伏太平著警察史『自警』をいまだに閲覧できないことを、ここに記しておく。

⁶ 藤目ゆき(1999)「冷戦体制形成期の米軍と性暴力」「女性・戦争・人権」学会学会誌編集委員会編『女性・戦争・人権』第 2 号行路社 116-138 頁、同(2000)「国際女性調査団のみた朝鮮戦争」前掲書第 3 号 126-148 頁。また、朝鮮戦争中戦場を視察・調査した三団体の国際 NGO の報告書が、藤目によって編集復刻されている[藤目ゆき編・解説(2000)『国連軍の犯罪 民衆・女性から見た朝鮮戦争』不二出版]。さらに、単に冷戦下における日本女性の体験を考察するのではなく、日本女性の体験をアジアという視点から位置づけ直して考察した、藤目ゆき(2003)『東アジア冷戦とジェンダー』(2001-2002 年度科学研究費補助金研究成果報告書)がある。さらに(2006)「日米軍事同盟と売春取締地方条例」「アジア現代女性史」編集委員会編『アジア現代女性史』132-150 頁は、本論第 3 章にもとりわけかわりのある論考である。

⁷ 平井和子(1997)『「買売春」の戦後史ー占領期の御殿場を中心にー』静岡大学修士論文、同(1997)「米軍基地と『買売春』ー御殿場の場合」日本女性学会学会誌『女性学』Vol.5 120-147 頁、同(2001)「米軍基地買売春と反『売春』運動ー御殿場の場合」女性史学編集委員会編『女性史学』第 11 号年報 1-14 頁、同(2004)「日本占領を『性』で見直す」日本史研究会編『日本史研究』No.500、107-130 頁。

⁸ シンシア・エンロー/池田悦子訳(1999)『戦争の翌朝』緑風出版。Enloe, Cynthia(1990), *The Morning After: Sexual Politics at the End of the Cold War*, University of California Press, Enloe, Cynthia(2000) *Maneuvers: The International Politics of Militarizing Women's Lives*, University of California Press. さらに女性兵士、買売春、兵士の妻、軍事基地に反対するおんなたちといったあらゆるテーマが複数の研究者によって論じられている研究成果として次の文献があげられるが、ここでも「混血児」のことは議論されていない。Weinstein and D'Amico(eds.)(1999), *Gender Camouflage: Women and the U.S. Military*, New York University Press.

⁹ 平井前掲論文「米軍基地と『買売春』ー御殿場の場合」では、御殿場における「混血児」調査の資料から、当時の状況を分析している。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

する作業として意義がある。

一方田中はるみの研究も藤目や平井と同じ時期に焦点をあてたもので、とりわけ占領期の性病予防法公布前に奈良軍政部で実施された「性病取締規定」がどういう規定であったのか¹⁰、さらに朝鮮戦争の前線で戦う兵士専用の娯楽施設 RR センター(Rest and Recuperation Center)について、奈良 RR センターで働く日本人労働者に焦点をあてて論じている点において、これまであまり知られていなかった RR センターの中身を明らかにした、画期的な研究といえよう¹¹。これまでの RR センターに関する資料や先行研究では、RR センターを Rest and Recreation Center あるいは、Return and Recreation Center というあやふやな表記が散見されていたが、RR センターの正式名称を Rest and Recuperation Center と指摘したのは、田中である。さらに先行研究が米兵と国連軍兵士の区別をしていないものがほとんどという状況で、田中は米兵と国連軍兵士の区別を意識的に論じている¹²。法制度の枠組みを意識しつつ、奈良 RR センターという施設に注目して、当時の新聞資料などの言説や奈良県地方労働委員会といった資料から RR センター周辺の風紀をめぐる問題、および奈良の住民たちの動向を詳細に検討することで、これまで RAA と混同されがちであいまいな認識を与えていた RR センターの全貌が明らかになったのは、田中の成果である。

田中は、本研究で問題にしている神戸の RR センターの開設場所をメトロポリタン・エリアと位置づけ、「メトロポリタン・エリアにある R・R センターは、既存の歓楽街に埋没したであろうことは推測できる」と論じている¹³。たしかに奈良では、田園風景の広がる場所に RR センターが設置されたとたん、たちまちセンター周辺に大金を持った施設利用者めあてのカフェ、キャバレー、ギフトショップなどが立ち並び、センター街を形成した。その様子は、『奈良日日新聞』で「R・R センター出現 西部劇を地でいく(1952.12.29)」と報道されるほど、田畑だった場所に突如「西部劇」を思わせるような街ができてしまったのである。そしてこうしたセンター街に、外国兵目当てに性的サービスを行なう「パンパン」や、外国兵と「パンパン」との仲介をするポン引きが大挙して押し寄せ

¹⁰ 田中はるみ(2000)「占領期、米軍による管理売春について—奈良軍政部『性病取締規定』についての考察」大阪民衆史研究会編『大阪民衆史研究』第 47 号耕文社 51-63 頁。

¹¹ 田中はるみ(2001)「奈良 R・R センターと地域住民—朝鮮戦争下の在日国連軍基地をめぐる—」大阪国際平和研究所紀要『戦争と平和'01』Vol.10、43-64 頁。

¹² しかしながら、田中は、「朝鮮戦争からの帰休兵を対象とした施設である限り、米兵といっても国連軍兵士として戦闘に参加したわけで、R・R センターは国連軍が運用する施設として設置されたはずである。『朝日新聞』(1953.5.13)記事にあるように R・R センターは国連軍の施設というのが、当時の一般認識であった」と主張するが[田中はるみ(2001)「奈良 R・R センターと地域住民—朝鮮戦争下の在日国連軍基地をめぐる—」大阪国際平和研究所紀要『戦争と平和'01』Vol.10、46 頁]、1953 年 9 月 30 日付『神戸新聞』では、カナダ帰休兵が RR センターへ初入所という記事を報道している。この記事ではキャンプ PIO 談として、「RR センターは米軍の施設であるが、国連軍も一期間百人を超えない範囲で利用することになっている、奈良 RR センターには国連軍は全然入所しなかった、神戸ではこれが初めてである」とある。このことから、田中の「R・R センターは国連軍の施設というのが、当時の一般的認識であった」というのは疑問である。なお、カナダ帰休兵は朝鮮戦争から呉のカナダ基地に帰り、同基地から神戸に送り込まれ、RR センター滞在期間は 10 日間で、11 日目に 90 名ずつ交代するという形態をとっている。米兵の 2 倍、滞在期間が長いのが特徴である。

¹³ 田中はるみ前掲論文(2001)「奈良 R・R センターと地域住民—朝鮮戦争下の在日国連軍基地をめぐる—」61-62 頁。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

ることによって、地域住民の間でさまざまな問題が続出した。

一方田中が「メトロポリタン・エリア」と名づけた神戸の場合は奈良と異なり、RR センターが開設された場所は、従来から外国船が停泊する港のそばにあったため、昔から外国人専用バーが点在していた。さらに、バーやカフェ、ショッピングセンターと 340 もの商社が混在しているような場所であった¹⁴。したがって、神戸では奈良のように一見目に見える問題として浮かび上がりにくかったといえよう。

しかしながら本研究で強調したいのは、奈良では誰の目にも見えるかたちで起こった問題が、神戸では一見みえにくいいため目立たなかつただけで、むしろ埋もれたまま、奈良以上により深刻な問題として継続しているということである。そしてこの埋もれたままの問題を明らかにすることが、現在の米軍基地問題を考える上で重要な視点なのである。だからといって、神戸のケースが奈良のケースより重要だと主張しているのではない。そうではなく、奈良で起こったことの延長に神戸で起こったことを考察する必要がある、これまで神戸のケースが見過ごされていたことが問題なのである。この問題については、第 3 章で論じている。

藤野豊は、日本の近現代における買売春問題を法制度の側面から通史的に論じている。藤野の労作は、おんなたちの身体に張り巡らされた法を、衆参両議院の議論に注目し、法が制度化される過程を詳細に浮かび上がらせている¹⁵。本研究を進めるにあたり、藤野の研究には大いに示唆を受けた。

しかしながら本研究では国会の議事録のほかに、神戸市衛生局の『衛生統計年報』や兵庫県警察本部の統計資料『年鑑』を用いて、確立された法がおんなたちの身体にどのように適用させていったのかという、おんなたちのリアリティに可能な限りの接近を試みている。この問題については、第 3 章と第 4 章で論じている。

以上のことから、終章では本研究の題名にもなっている、「あこがれ」と「欲望」のゆくえ、「パンパン」とは誰なのかといったまとめと、今後の展望を導き出す。

¹⁴ RR センター周辺は、「約三百四十商社が並ぶミナト・コウベの中心ビル街」であったという『神戸新聞』1953 年 8 月 14 日付夕刊】。

¹⁵ 藤野豊(2001)『性の国家管理 買売春の近現代史』不二出版。

「パンパン」とは誰なのか

ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー

茶園 敏美

第1章 「パンパン」とは誰なのかー「あこがれ」と「脅威」の対象ー

はじめに 「パンパン」として認識されるということ

「パンパン」とは、外国兵に性的サービスを提供するおんなたちのことを指し、占領期以降、新聞や雑誌で世間をにぎわすほどインパクトの強い存在であった。次に示すのは、新聞やルポルタージュから拾った「パンパン」の描写である。

- ・駐留兵と腕を組んでチューインガムを噛み噛み行き来する女たちの、どぎつい色の服装に包まれた体¹⁶。
- ・マユを引き、毒々しいまでに唇を塗り絵具箱をプチまげたような原色の服を身にまとった女性¹⁷。
- ・つめを真っ赤に染め、[髪の毛を一補足茶園]赤茶色にちぢらせた夜の女¹⁸。
- ・「金もないのに大きな顔をしやがって……」日本語が相手に通じないのをみこして真っ赤なくちびるから女性とも思えぬすさまじいタンカが飛び出す。めっきり涼しくなったというのに膚もあらわなナイロンのブラウス、首のキス・マークが退廃的な空気を派出所いっぱいにまきちらすのには閉口¹⁹。

このように彼女たちは、「悪質パンパンは追放²⁰」、「パンパンに宿かすな²¹」、「パンパン対策を考慮²²」といった具合に、当時新聞紙上で「社会問題」として頻繁に登場していた。

本章では、ある特定のおんなたちが「パンパン」と名づけられ、彼女たちの主張が勝手に了解されたり、あるいは彼女たちにかわって語り尽くされたりすること、すなわち「パンパン」として表象されることを、おんなたちに向けられた暴力のひとつとして考察する。ここで強調したいのは、当事者になりかわって語ったり、安易に了解してしまうということが、さらなる暴力性を帯びてしまうということだ。

たとえばわたし(たち)がある日、なんらかの暴力を被ったとする。そのできごとは、わたし(たち)がどのように語っているのか、ことばがみつからないほどの恐ろしい体験であった。ふとしたときに突然蘇るそのときの記憶に、一瞬冷や汗をかいてしまい鳥肌が立ってしまう。語りたくない、消してしまいたい記憶。そんなとき、別のひとが、わたし(たち)に代わって暴力の体験を語ってくれるかもしれない。にもかかわらず、その語り方次第で当事者であるはずのわたし(たち)はいつのまにか、モルモットのように観察される対象となってしまう。こうなると、代わりに語るひとの思い込みや先入観で、わたし(たち)が抱え込んだ暴力の記憶は、表面上あたかも別のできごとであるか

¹⁶ 西田稔(1953)『基地の女』河出書房 12頁。

¹⁷ 『大和タイムス』1952年10月13日付。当時の新聞資料の閲覧を許可してくださった、奈良新聞社(旧大和タイムス)平岡正美さんに感謝します。

¹⁸ 『奈良日日新聞』1953年1月18日付。

¹⁹ 『神戸新聞』1953年9月8日付。

²⁰ 『大和タイムス』1952年6月29日付。

²¹ 『大和タイムス』1952年7月2日付。

²² 『大和タイムス』1952年7月3日付。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

のように塗り替えられてしまう。だが、暴力の記憶そのものを塗り替えることはできないし、わたし(たち)はその記憶を抱えたまま生きていかななくてはならない。

これが、当事者になり代わって語るということだ²³。

そもそも、彼女たちが語っているにもかかわらず、彼女たちの声が聞こえてこない状況とは、どういうことか。いいかえれば、「パンパン」という存在が、世間のひとびとにどのように注目されてきたのか。このことを考えるにあたり、「パンパン」という存在は、最初から「社会問題」であったのではなく、当初はおんなたちの「あこがれ」の対象であったということから考えてみたい。「あこがれ」の対象が、次第に世間の「モラル」を乱す「社会問題」として、新聞や雑誌で頻繁に取り上げられ知識人や評論家といったひとたちに一方的に語り尽くされるようになる。さらに第2章以降で詳細に論じるように、彼女たちの身体は管理され、「更生」されるべき対象としてみだされていく。「あこがれ」から「社会問題」に転じるプロセスにおいて、いったい何が起きているのだろうか。

ここで注意したいことは、「パンパン」の由来にこだわることではない。そうではなく、「パンパン」ということばが、ある特定のおんなたちを見下し、侮辱するときに指し示すことばとして認識され了解されていくプロセスを問題にしたいのである。さらに、ある特定の人物が、世間で侮蔑を指し示す固有名で名指しされるということは、現在にも続くわたし(たち)の問題として考えなければならない。なぜならわたし(たち)が、誰かを侮蔑的なことばで名指しする、あるいは誰かに名指されるという状況は、日常生活のいたるところに存在するからである。

1.「あこがれ」の対象としての「パンパン」

「パンパン」はインパクトの強い存在として、常に誰かによって語られていた。真っ赤なルージュに原色の鮮やかなワンピースを身にまとい、細いピンヒールを履いて外国兵の腕にぶらさがって街角を闊歩する彼女たちは、田村泰次郎の小説『肉体の門』(1947 年風雲社)の登場人物として描かれたり、新聞や雑誌に「社会問題」として書きたてられたりした。

「パンパン」のこうしたインパクトとは、一体何を意味しているのだろうか。この疑問を考えるにあたりまず、敗戦後の日本に上陸した外国兵の存在は、おんなたち全般にとってどのようなものだったのかを考えてみよう。というのも、「パンパン」のインパクトは、外国兵のインパクトと無関係ではないからである。

敗戦以降 10 年間 MP(Military Police/憲兵)ライダーとして MP のジープに同乗勤務していた元警察官の原田弘が、「彼ら米兵はよく女にモテた。私たちが彼らと同じ服装で磨き立てたとしても、モテたかどうか、正直言って自信はない。当時の短足胴長の日本人には、あのおしゃれは似合うまい²⁴」と述べる。このように、米兵たちのスタイリッシュな側面と、「GI[米兵—補足茶園]は、さまざまな文明の利器を持っていた(126 頁)」という点が、さして経済的に困らないおんなたちのあこがれを喚起した。彼女たちにとって外国兵と腕を組んで歩くことは、彼女たちの「虚栄心」を満

²³ 岡真理はバルザックの短編小説「アデュー」で、戦争で兵士たちからレイプされた女性の、当人が語ることでない体験について考察している[岡真理(2000)『記憶／物語』岩波書店]。

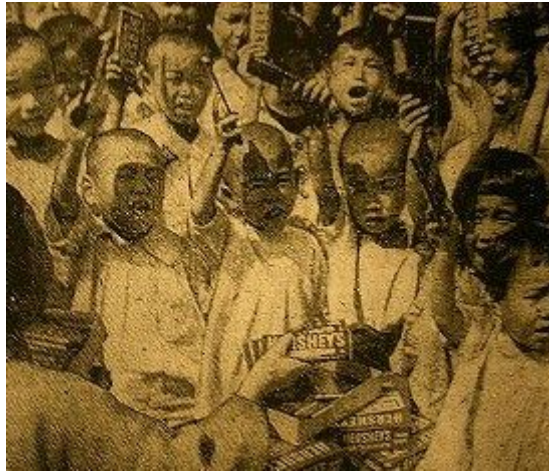
²⁴ 原田弘(1994)『MP のジープから見た占領下の東京—同乗警察官の観察記』草思社 124-126 頁。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
茶園 敏美

たす、一種の「アクセサリー」的側面があったのである。

外国兵の存在は、こうした経済的に恵まれたおんたちのみならず、食べるために稼がなければならないおんたちにとっても魅力的な存在であったであろう。敗戦から 1 年後、進駐軍が孤児院に出向き、子どもたち 1 人につき 5 枚ずつ板チョコを配ったというニュースが、かなりの紙面を割いて新聞に写真入りで報道された(以下の写真)²⁵。



わたし(たち)が、家族のために稼がなければならない状況にあったとしよう。敗戦後やっと「非常時」という「束縛」から抜け出し、おもう存分おしゃれを謳歌できる時代になった。にもかかわらず、わたし(たち)は毎日お金の心配ばかりして暮らさなければならなかった。そんなある日、孤児院でチョコレートを配る進駐軍兵士の姿をみて、彼らこそ、わたし(たち)を苦境から救い出してくれる「救世主」だと思ってしまっても不思議ではない。有吉佐和子の小説『非色』では、日本国民に「平和」と「平等」を与え、「自由」と「財産」を守る存在として GI が描かれているように²⁶、実際、孤児院でチョコレートを配る進駐軍の姿に、日本を占領し「支配」を正当化するための「救世主」としての自己表象があったのではないだろうか。とするならば、HERSHEY'S「ハーシーズ」と大きく書かれた板チョコや銀紙にくるまれた愛らしい KISS「キス」チョコをばらまく兵士たちに、一縷の望みを賭けるおんたちがいたとしても、不思議なことではない。

では、「パンパン」たちにとって、外国兵はどのような存在であったのか。彼女たちにとって、外国兵は彼女たちの生活を支えてきた資金源、すなわち客である。「パンパン」にとって、彼らは具体的にどのような客であったのか。それを、1949 年に雑誌『改造』が設定した座談会²⁷における、「パンパン」たちの発言から考えてみよう。

座談会は 5 名の「パンパン」と、日本女子大教授南博を司会に、東大教授飯塚浩二、東京工大教授宮城音彌、作家佐田稲子、作家三島由紀夫、森田政次の 5 名が聞き手で行われた。招かれた「パンパン」は 3 名が外国人客専門で 2 名が日本人客専門であることから、「パンパン」

²⁵ 『夕刊新大阪』1946 年 9 月 9 日付。

²⁶ 進駐軍が GI たちに配布した日本語会話のテキスト第 1 巻には、「連合軍は日本の国民に平和と平等を与えるために進駐してきたのです。あなたがたの自由も財産も守られています」と書かれているとある[有吉佐和子(1967)『非色』角川文庫 17 巻]。

²⁷ 「実録調査座談会 パンパンの世界」『改造』1949 年 12 月号。

ということばには、外国人相手のみならず日本人相手の街娼も含まれていたということがわかる。

外国人客専門の藤澤七生²⁸の「金を貰わないで本当にフレンドにつき合うならこれ以上の人はないです(80 ㊦)」、藤澤と同じ外国人客専門の伊藤あき子²⁹の「ぬか味噌臭いところは知らないですから(80 ㊦)」と述べる彼女たちの語りは、はからずも当時の日本のおとこたちがおんなたちにどういう態度で接し、どういったおんなを求めていたかを浮かび上がらせている。藤澤の発言からは、おんなを見下す日本のおとこたちの視線が垣間見える。そして伊藤の発言からは、日本のおとこたちが家事一切に長けているおんなを求めているということだ。

さらに、外国兵の客のほうが日本人客よりもよいという決定的な発言は、次のとおりである。日本人客専門の田中文字子³⁰は、「日本人を[客として—補足茶園]取っていた人が転向して日本人以外の人専門になることはありますが、あちらの方がこっちへ来ることはないですね(83 ㊦)」と述べる。つまり外国兵のほうが、日本人のおとこたちより客として魅力があるということだ。こうした彼女たちの発言から、「パンパン」が客としてもボーイフレンドとしても、日本のおとこよりもむしろ外国兵を好む傾向にあったことがわかる。後述するように、この外国兵の存在が、日本のおとこの地位を脅かすものであったことは、本論の主題において重要である。

一方、一部のおんなたちにとって、「パンパン」はあこがれの的になる側面もあった。「私大きくなったらパンパンになりたい。きれいな着物をきて、上等のくつをはいて自動車に乗って楽しそうだから—³¹」、「某さんが大きくなってパンパンになれとお母さんにいわれた。それで英語を一生けんめい勉強している³²」、「[17 歳の—補足茶園]うちの娘はよく金をもうけるのでいいわ—³³」という感想をおもわず抱くほどのあこがれがあった。こうしたあこがれは、おんなたちの期待と希望につながっていた。それは、ひたすら「おんなだから我慢しなさい」といったことばで忍耐を強いた家父長制の規範を崩せるかもしれない期待であり、「パンパン」になれば経済的な貧しさから解放されるかもしれない、という希望である。と同時に、派手な服装や自己主張は、敗戦直後物資が極端に不足しておしゃれもままならない状況にある同性から強い羨望のまなざしがあったのではないか。敗戦直後の日本で、めずらしいファッションや音楽を携えた肌の色の違うおとこと付き合っている「パンパン」だからこそ、おんなたちはこのようにさまざまなあこがれを抱くのである。

だが問題は、大きく分けて 2 つ考えられる。ひとつは、「パンパン」にあこがれるおんなたちは、「パンパン」のうわべだけをみてあこがれていたのではないだろうか。のちに第 3 節でみるように、「パンパン」は外国兵と関わる上でさまざまなリスクを背負っているわけだが、このリスクの部分には、「パンパン」にあこがれるおんなたちには十分みえていなかったのではないだろうか。

次は、「パンパン」へのあこがれの声がおとこたちの声によってかき消されてしまったのではな

²⁸ 「九州出身、高女卒。一粒種の九つになる娘を持つ三十二歳。夫と死別。」これ以降、座談会に出席したおんなたちの紹介文は、そのつど注でかっこをつけずにそのまま引用する。なお、おんなたちの氏名が本名なのか仮名なのか、紙面では不明であることも明記しておく。

²⁹ 生れは東京だが育ったのは大連。昭和二十二年の引揚者。新婚間もない夫や親兄弟をなくした天涯孤独の二十六歳。高女卒。

³⁰ 出生地は南満州で昭和二十一年の夏、仏印から引き揚げてきた某専門学校の出身。三十五歳の未亡人で子供が数名ある由。

³¹ 奈良市都跡小学校二年女子『奈良日日新聞』1953 年 1 月 21 日付。

³² 奈良市都跡小学校三年『奈良日日新聞』1953 年 1 月 21 日付。

³³ 『奈良日日新聞』1953 年 1 月 20 日付。

「パンパン」とは誰なのか
—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
茶園 敏美

いか、ということだ。それは当時の世論調査の結果からうかがえる。

1953 年 3 月 14 日から 31 日にかけて、総理府国立世論調査所は、「風紀に関する世論調査—第二次」という、基地風紀のアンケート調査を行なった³⁴。この調査によると基地売春の対策として、「最も多いのは、売春婦を一定の場所に集めるとか特定の慰安所を設置して人目につかないようにするというもので 24%、駐留軍の撤退なくしては解決できないから撤退を望むものというものが 15%、法律を強化せよ、取締を厳重にせよが 12%、売春婦に職業を与えよ、更生施設を設けて更生の道を与えよが 10%」という結果であった。「人目につかないように」とか、「更生の道を与えよ」といった回答からは、「パンパン」は「更生」させてやらなければならないおんなである、という意識がうかがえる。

そしてこの回答は、主におとこたちの回答である。というのも、このアンケートの不明回答は、おとこが 23%に対しおんなが 43%となっているからだ³⁵。すなわち約半数のおんなたちは、基地風紀の対策について無回答である。ということは、世論調査に回答したおとこたちに、「パンパン」は自分で判断できないのだからおとこに従うべきである、といった男女間の力関係—権力関係—が表れてきているといえるし、同時におんなたちが「パンパン」へあこがれる声は、アンケートの回答からははっきりとうかがい知ることはできない。

それでは、おんなたちの「パンパン」へのあこがれの声はどのようにかき消されてしまったのか。さらに、おんなたちの声をかき消してしまったおとこたちの声、とはいかなるものであったのか。本章では、次に神崎清という知識人をとりあげることにより、まず、おんなたちの声をかき消してしまったおとこたちの声について考えてみよう。

2.「脅威」としての「パンパン」—神崎清の場合

1952 年は GHQ(General Headquarters of Supreme Commander for the Allied Powers 連合国最高司令官総司令部)が廃止されたことによって、出版物の検閲コードが解除され、「パンパン」の手記やルポルタージュが次々と刊行される³⁶。そして、女性雑誌『婦人公論』は積極的に、「混血児」問題³⁷や日本各地にある国連軍基地の実態調査を取り上げる。

翌 1953 年、井上清が前の年に行なわれた歴史学研究会大会の報告を行なっており³⁸、「パン

³⁴ この世論調査は、全国都市に居住する満 20 歳以上 60 歳未満の日本人男女に実施され、全国を 40 都市の層化無作為抽出法によって行なわれた。対象者数 3,000 人、回収率 85.3%であった。層化無作為抽出法の選び方の詳細は、高橋久子・原田冴子・湯沢雅彦監修(1991)『戦後婦人労働・生活調査資料集』第 23 巻生活編(5)風紀・売春、クレス出版 46 頁を参照のこと。

³⁵ その内訳として、「基地における売春の問題について何等かの対策を述べたものは 62%で、不明のものが非常に多い。特に女性に不明のものが多し」とある[資料引用は注 34 と同じ]。

³⁶ 出版物の検閲コードが解除されてから、水野浩編(1953)『日本の貞操』(蒼樹社)など、「パンパン」の手記やルポルタージュが次々と刊行され、ベストセラーとなった。

³⁷ この時期に「混血児」問題を頻繁に取り上げるのは、敗戦直後に外国兵との間にできた子どもたちが 1952 年にちょうど学齢期を迎えるという状況にあたるからである。

³⁸ 井上清(1953)「批判と反省『民族の文化』を読む—去年の大会の批判と本年への要望—」『歴史学研究』第 163 号岩波書店 43 頁。なお、井上の批判の元になった討論は、近代部の討論として、「民族の文化について歴史学研究会 1952 年度大会報告」(1952)岩波書店 144・177 頁に所

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

パン文化に抗するには、封建文化でも何でもよいと信じているからであろう(42 頁)と、アメリカ帝国主義、すなわち「外来帝国主義」を「パンパン」文化と称する知識人を批判した。この井上の批判から注目しなければならないのは、知識人の中には、「パンパン」をひとくりにして、「外来帝国主義」の象徴であるとみなす思考があったということと、井上は知識人の中に、「封建文化」すなわち家父長制を肯定する言説を見抜いていたのである。

一方、幸徳秋水の天皇制批判にこだわるかたちで、反帝国主義を強調する神崎清³⁹は、「街娼論」という論考⁴⁰で、「パンパン」について次のように描写している。

いたましい敗戦の犠牲者という人道的な見方も成立するが、しかし、アメリカ兵の腕にぶらさがっている虚栄と虚勢でかたまつたパンパンほど、始末のわるい女はいない。政府は彼女たちの保護と救済のために、全国で 16 の施設をもうけているのだが、関係機関が力を入れないのと、内容があまりチャーミングでないために、現役のパンパンの利用者がすくないのが現状である。

この記述で神崎は、「パンパン」のことを「始末のわるい女」としている。本節では、このように「始末のわるい女」とひとくりに語られる「パンパン」が、さらにどのように語られているのかを、神崎の記述に立ち入ることであらためて考えてみたい。

1945 年の敗戦までの神崎の作品は、「大逆事件」にこだわっていたとはいえ、主に児童文芸書やおんなたちの伝記に関するものがほとんどである⁴¹。さらに本名島本志津夫で雑誌『少女の友』に度々エッセイを掲載している。このような神崎は、敗戦以降『売笑なき国へ』(1949 年一燈書房)を皮切りに、1951 年頃から単独で日本各地の米軍基地を取材した成果を、さまざまな雑誌

収されている。井上氏の論考の情報を教えてくださった、花森重行さんに感謝します。

³⁹ 神崎が反帝国主義者である理由のひとつに、神崎の「大逆事件」への執着が考えられる。神崎は、「日本帝国主義の敗北によって、天皇制の抑圧から日本人が解放されるとともに、今まで歴史の逆光線のなかにおかれていた大逆事件が、民主革命のあたらしい光をあびて、真実の姿をはじめたのである」[神崎清(1971)『大逆事件記録第 1 巻新編獄中手記』世界文庫、前 49-50 頁]、「いわゆる大逆事件の真実をあきらかにするために、現代の語部になったつもりで、私はこれまでに数冊の本を書きつづけてきた」[神崎清(1971)『実録幸徳秋水』読売新聞社 1-2 頁]と、1935 年以来大逆事件に対するこだわりを示している。

⁴⁰ 神崎清(1953)「街娼論」猪俣浩三・木村禧八郎・清水幾太郎編『基地日本』(和光社)346-347 ページ。

⁴¹ 『緑の教室』(1937 年日本両親再教育協会)、『少女／文学教室』(1939 年実業之日本社)、『女学校ものがたり』(1939 年山崎書店)、『現代婦人伝—私の歩んだ道』(1940 年中央公論社)、『近世名婦人伝』(1940 年朝日新聞社)、『吉岡弥生伝』(1941 年東京連合婦人会出版部)、『日本近代青春史』(1941 年書物展望社)、『現代／日本婦人伝』(1942 年三学書房)、『少年白虎隊』(1943 年学習社)。このように戦前児童文芸の作品を発表してきた神崎は、1951 年を境に日本の米軍基地問題について、主に「パンパン」への批判を中心に論じていくのだが、不思議なことに戦後神崎は児童文芸作品を発表していない。神崎の思考にどのような転換があったのか(あるいは別のものが存在するのか)について、今後研究を進めていく予定である。この研究を進めることにより、神崎の感じた「脅威」の質がさらに明らかになるであろう。

「パンパン」とは誰なのか
—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
茶園 敏美

に精力的に書き始める⁴²。

ここで、文部省児童文化審議会会長、東京都児童福祉審議会委員、労働省婦人問題審議会委員を歴任した神崎が、「売春反対論者⁴³」であるということに注目してみよう。すなわち、反帝国主義を主張する神崎が、どういう質の「売春反対論者」であるのかを問うことが重要である。というのも、神崎の街娼問題に関する記述は、女性史の分野における米軍基地とジェンダーに焦点を当てた研究で、いまだに参考文献として引用されるほど圧倒的な力が存在しているからである。神崎が「パンパン」をどのように語っているかは、それ自体、神崎の本を読む読者に非常に大きな影響力を与える。しかしながら神崎が「パンパン」をどのように語っていたかを問わずに、神崎の記述を自明のものとして、今日にいたるまでわたし(たち)は基地問題を考えてきたのではないだろうか⁴⁴。

(1)「賞賛」されるおんなと「批判」されるおんな

神崎が「パンパン」をどうみていたか際立つ記述として、立川基地のルポ 2 つの例の記述に注目してみよう。まず、1 つ目は「まけていない女 タチカワ(立川)⁴⁵」を取り上げる。このルポで神崎は、先夫と別れて一児の母で、特定の米兵の愛人、すなわち「オンリー⁴⁶」となって身を立てるおんなを紹介している。彼女は同棲している米兵から結婚を何度申し込まれても断り、その米兵が軍部から持ち帰る俸給の 10 万円(当時)を全て取り上げ、その中から 2 万円を彼に支給し、彼が休みの日には箒を握らせて家の前を掃除させている「旦那をアゴで使うような倒錯関係(184 頁)」である。彼女が国際結婚を拒否していることについて神崎は、「日本の女のとびつきたがる国際結婚に対してきわめて慎重で冷静かつ多角的な検討を加えている点は大いにまなぶべきものがある(192 頁)」と賞賛する一方で、「センチメンタルな日本の女は、愛情とか、信頼とか、うつくしい言葉によっぱらって、みずからの幻想におぼれやすいという不幸な性質を持っている(192 頁)」と、日本のおんなと米兵との国際結婚には否定的なまなざしをむける。

こうして国際結婚を拒否するおんなに対し神崎は、次のように肯定的な評価を下す。「[米兵の身元については、当人の話以外になら具体的かつ客観的な資料をもたないで不用意な結婚に

⁴² この成果は、『娘を売る町—神崎レポート—』(1952 年新興出版社)、『夜の基地』(1953 年河出書房)、『戦後日本の売春問題』(1954 年社会書房)、『決定版・神崎レポート売春』(1974 年現代史出版会)でくりかえし加筆修正しながらまとめられている。

⁴³ マイケル・モラスキー／坂元昌樹・鈴木直子訳(1999)『戦後日本の表象としての売春 1—『特殊慰安施設協会』と娼婦をめぐる言説』『みすず』第 464 号みすず書房 11 頁。Molasky, Michael S, (1999), *The American Occupation of Japan and Okinawa: Literature and Memory*, Routledge, p.111.

⁴⁴ 敗戦後の街娼問題について、街娼が社会問題であるという認識枠組み自体を問いただした論考に、古久保さくら(2001)「敗戦後日本における街娼という問題」大阪市立大学人権問題研究センター編『人権問題研究』第 1 号があげられる。本章は、古久保の論考に大いに影響を受けている。

⁴⁵ 初出は昭和 28 年 8 月としか明記されていない。どの雑誌に掲載されたかは不明。神崎清(1974)『決定版・神崎レポート売春』現代史出版会 183-193 頁。

⁴⁶ 特定の客をとる「オンリー」に対して、不特定の客をとる「パンパン」は、「バタフライ」と当時呼ばれていた。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

とびこんでいこうとする日本のおんなにくらべて一補足茶園]いささか打算的にみえるかもしれないが、相手の性格、病歴、家族、生活能力などをよくつかんで、幸福の予想されない結婚生活をさけようとしている。彼女は、感情におぼれなくて自分を守ることができる女である。アメリカ人と同じような、あるいはそれ以上のリアリストである」。

もう一つのルポ「黄色い便器—米軍の排泄都市タチカワ(立川)⁴⁷」では一転して、米兵に「利用」されるおんなたちについて批判している。「パンパン」のことを、米兵の間で「黄色い便器(イエロー・ストウール)」と呼ぶことがはやっている、と神崎は現状報告する。「『日本の女を安く買った』とか、『ロハであそんだ』とかいうのが、兵隊のあいだでの手柄話になっている(200 頁)」と神崎は、立川の「パンパン」たちが「便器」としていかに米兵たちに粗末に扱われているかという側面をルポする。

アメリカの兵隊にとっては、排泄用の「便器」かもしれないが、私どもにとっては、大切な日本の娘である。(中略)アメリカ兵の汚物にまみれた彼女たちは、みずから「黄色い便器」たることを恥じ、いきどおって、もとの「人間」にもどる決心ができないものであろうか。日本の社会もまた彼女たちの心身を洗い清めて、正しく生きていく仕事をあたえていく力がないのであろうか(202 頁)

このように神崎にとって、米兵に頼る「パンパン」は、「人間」以下なのである。神崎は、性的な側面を明らかにせず米兵を「アゴで使う」おんなのことは賞賛する一方で、米兵に安い金で性的な側面を利用され「黄色い便器」とよばれるおんなには、そのことを「恥じ」いるよう求める。神崎が「パンパン」のことを、「私どもにとっては大切な日本の娘」というのであれば、彼女たちが米兵たちから「黄色い便器」扱いされている状況こそ、問うべきではないか。

ジョン・ダワーは、「米兵と腕を組んで歩いたり、米兵のジープに乗って陽気にさわいだりするパンパンの姿は、突き刺すように日本人の誇りを傷つけたし、とくに男性には、男として情けなさを感じさせた⁴⁸」と述べているが、敗戦直後占領軍がやってきて、これまで「信じていた」日本のあらゆる制度を根底から変えられてしまった状況で、「情けなさ」を感じる余裕があっただろうか。「情けなさ」というよりはむしろ、戦勝国の兵士である米兵と親しくするおんなたちに「脅威」を感じていたのではないだろうか。

神崎が米兵たちの「蔑視」に便乗して「パンパン」を批判するのも、「パンパン」が客としてもボーイフレンドとしても、日本のおとこよりもむしろ外国兵を好む傾向にあったという当時の状況に、「脅威」を感じていたのではないかとと思われる。この「脅威」は、「われわれ」日本のおとこたちの「所有物」であるはずの日本のおんなが、米兵の「所有物」にされるかもしれないという「脅威」である⁴⁹。したがって、米兵からのプロポーズを拒否し俸給を「とりあげる」ようなおんなは、「脅威」

⁴⁷ 神崎清(1974)前掲書、196-202 頁。初出は『真相』1954 年 1 月号。

⁴⁸ しかしながらダワーの次の指摘は、「パンパン」の議論を相対化する上で重要な視点である。「他の日本人、とくにアメリカ人のお近づきになった、いわゆる『善良』な特権的エリートたちもまた、肉体そのものではないが、ある意味で身を売っていたのである。」ジョン・ダワー／三浦陽一・高杉忠明訳(2004)『増補版敗北を抱きしめて(上)』岩波書店 153 頁。

⁴⁹ 富山一郎は、「白人の女性を守るためという名のもとに発動される、白人男性の黒人男性への暴力」について、「この暴力の発動には、男の所有物として守られることを拒んだ白人の女を、

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

である対象(この場合米兵)を拒絶していることになる。結果的にこの拒絶は、「われわれ」日本のおとこたちの「所有物」であるはずの日本のおんなが、「われわれ」のために貞操を守っているという「安心感」を神崎に与える。したがって、たとえ彼女が米兵の「オンリー」であろうが、米兵と同棲していようが、米兵の申し出を「拒絶」している点において、彼女は日本のおとこたちのために、「自分を守ることのできる女」と評価されるのである。

ここで、この神崎の「脅威」を、単なる反米主義といった枠で判断してはならない。というのも神崎は米兵と付き合うおんなたちにかぎらず、次に見るように英連邦の駐留軍基地に勤めているおんなたちを批判しているからである。結論を先取りしていえば、この批判は家父長制の肯定につながる批判である。

(2) 基地に勤めるおんなたちへのまなざし

神崎が米軍基地のみならず、英連邦の駐留軍基地におけるおんなたちのことを問題にしている例として、広島県呉市における基地のルポがあげられる。GHQ が廃止され占領軍から駐留軍にかわった 1952 年 4 月、呉にはカナダ、ニュージーランド、オーストラリア、英国本国の兵士で構成された英連邦軍が駐留していた。神崎は外国兵の性暴力にさらされていた「パンパン」たちの現状を不問にし、ここでも立川同様、「父」の立場になり代わって「われわれ」の「娘」である呉の若いおんなたちが、英連邦駐留軍基地にあこがれを抱かないよう警告するのである。

「船上のマーケットクレ(呉)⁵⁰」で神崎は、呉の「パンパン」は朝日会、乙女会、白鳥会と大まかに 3 つの組織に分かれていることを紹介している。朝日会は旧遊郭からうまれた特飲街(特殊飲食店街の略)の団体で、基本的に日本人相手(業者 50 軒、おんな 200 名で構成)であったが、占領期以降ショートタイム 200 円で外国兵にサービスを行なっている。乙女会は市中にちらばった散娼の団体で、日本人と外国人両方を対象(業者 82 軒、おんな 300 名)にしている。そして白鳥会は、外国兵専門の団体(業者 20 軒、おんな 100 名)であるという。

神崎は、「お客の払うべき遊飲税を納税義務者ではないパンパンに払わせるのは、あきらかに違法であるし、パンパンから所得税をとりたてている町は、呉のほかには聞いたことがない(220 頁)」と、「パンパン」が不当に搾取されている事実を明らかにする。

しかしながら、「パンパン」が搾取されている状態を「パンパン」になり代わって語る神崎のこのような視線には、問題がある。というのも神崎は、「パンパン」になり代わって不当な搾取を声高に訴えているにもかかわらず、当時「パンパン」と外国兵の仲介役を強引に引き受けていたポン引

裏切り者として断罪するもう一つの暴力の作動が隠されている」と述べるが[富山一郎「レイシズムとレイプ」(1996)『インパクション』95 号インパクト出版会 55 頁]、神崎の場合、「白人の女性」を「われわれ日本のおとこたちの所有であるおんな」に置き換え、「黒人の男性」を「米兵」に置き換えると、われわれ日本のおとこたちの所有を拒んだおんなたちが、われわれ日本のおとこたちの「裏切り者」として位置づけられてしまう暴力を、容易に見出すことができるのは興味深い。ただしここで気をつけなければならないのは、われわれ日本のおとこたちは、敗戦国のおとこたちであり、米兵は戦勝国のおとこたちだという点において、白人男性が黒人男性に抱く感情と区別しなければならない。

⁵⁰ 神崎清(1974)前掲書、211-222 頁。初出は『改造』1953 年 5 月号。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

きや、基地周辺で外国兵相手の水商売などで利益を得ているおとこたちのことは不問にしているからである。また神崎は、「パンパン」たちが被っている外国兵からの性暴力の問題を取り上げていない。神崎の関心は、性暴力の危険にさらされている「パンパン」の現状を引き合いにだしつつ、駐留軍基地で働くおんなたち⁵¹を批判することにあるようだ。その一方で、神崎は駐留軍基地で働くおとこたちのことは決して批判していない。そのうえに、これ以上基地勤務にあこがれを抱くおんなたちが増えないよう、「警告」しているのである。

呉では 1952 年 4 月 28 日から 7 月初旬まで、連日にわたり英連邦軍の「暴虐」を『中国日報』が報道していたことを、『婦人公論』の依頼で呉をルポした当時同志社大学法学部教授の岡本清一は述べる⁵²。岡本はルポで、「パンパン」たちが外国兵の暴力にさらされていることを明らかにしている。「パンパン」たちへの暴力は、「夜の女を買ったが、帰りがけにはいまさき自分が与えた金はもちろん、彼女の腕時計まで強盗する(85 頁)」、「バーの女給のほっぺたにかみついて傷をおわせる(85 頁)」、「二人で一人の街の女を半死半生の目にあわせておいて、あとで M・P に訴えられるとこまるからといって、殺害を計画する(85 頁)」といったものであった。

このように「パンパン」たちが外国兵の暴力にさらされていることを明らかにした岡本は、一方で「パンパン」のことを「植民地的奴隷」と呼ぶ。さらに、おとこたちを批判しようとしないう神崎と異なると、呉の商人や駐留軍基地に勤める労働者をも「植民地的奴隷」であるとする。この点に注意しつつ、神崎が呉にきたときの様子をみてみよう。

神崎が呉にきたときは岡本のルポの翌年 5 月であり、英連邦政府に対して駐留軍労組の呉支部が政府雇用と賃金値上げのゼネ・ストを行なっている最中だった。神崎は、ゼネ・スト中の労働者に批判の目を向けない。この点が、岡本と決定的に異なる点である。

神崎の関心は、もっぱらおんなたちに向いている。だが、おんなたちといっても、「パンパン」たちが性暴力の対象になっていることを神崎は、「リュックサックにいっぱい米や麦をつめて朝日町の「パンパン」—補足茶園」ハウスにたどりつく手順でしばしば外国兵におそわれてひどい暴行を受けた者があつたらしい。だれも恥かしがって、被害を訴える者がなかったが、焼け跡の空き地をうずめたぼうぼうたる雑草が、数多くの戯劇をおおいかくしていたのである(217 頁)」と指摘するだけにとどまっている。そして、「パンパンだろうが浮浪者だろうが相手かまわず、また土管のなかだろうが橋の下だろうが、ところかまわず、目をおおいたくなるような排泄行為がおこなわれていた(217 頁)」と述べる。

⁵¹ 呉の英連邦基地で働いている日本人労働者は 11,000 名でそのうち 3 割程度が女性労働者である。女性労働者の職種と基本給は次のとおり[神崎清(1974)前掲書 221-222 頁]。

A 料理関係: ウェイトレス(食堂) 5,000 円/コック 6,000~7,000 円/KP(キッチン・ポリッシュ) 4,800 円

B 技術関係: ラウンドレス(洗濯婦) 6,300 円/アイロナー 8,000 円/テーラー(仕立工) 8,000 円/シームストレス(ミシン工) 7,000 円

C オフィス関係: タイピスト 6,000 円~7,000 円/インタープリター(通訳) 8,000 円/クラーク(書記) 7,000 円

D クラブ関係: キャッシャー(出納) 6,500 円

E 夜会関係: ハウス・ガール 5,500 円

F 病院関係: ワード・メイド(病棟雑役) 6,500 円

G その他: ライト・レバー(軽労働) 5,700 円

⁵² 岡本清一(1952)「ルポルタージュ呉」『婦人公論』9 月号中央公論社 84-89 頁。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

このように外国兵の性暴力にさらされている「パンパン」たちよりも、神崎は駐留軍基地に勤めるおんなたちに関心を示す。神崎は、「若い娘は『兵隊に接触して、収入の不足分を個人的に解決しようとする傾向』があって、こんどのストにもあまり熱意が感じられぬ(222 ㊦)」といった、組合幹部の話をも無批判に引用する。この組合幹部にしても、「若い娘」がストに関心を示さない理由を、兵士と個人的に金品のやりとりをしていると結論づけるまなざしがあったのだ。

さらに神崎は、「だらしく混血私児をうむ母親(222 ㊦)」が、駐留軍勤務のおんなに多いことや、同棲して「オンリー」となり、「すてられてパンパンへの転落コース(222 ㊦)」も繰り返されていると主張する。神崎のこの主張に、おんなはおとこに依存すべき存在であるという認識がうかがわれる。

たとえ不当に搾取されていようと、彼女たち自身が「転落コース」とみなしていたかどうかはわからない。兵士の稼ぐ給料で生活していたとしても、彼女たちは、おとこに貢がせているという意識があったかもしれない。だが神崎は、不当に搾取されている「パンパン」を一方的に「転落コース」と名づけた。さらにこの主張は、「パンパン」たちへの性暴力を不問にした主張である。ここに、当事者になり代わって語り尽くしてしまうという暴力があることを、わたし(たち)はこれまで見逃してきたのではないだろうか。と同時に、反帝国主義、反基地を主張する進歩的知識人である神崎清の運動そのものが、「パンパン」の問題を隠蔽しているといえないだろうか。

3. 不問にされてしまった「パンパン」への暴力

では当時、神崎清が「転落コース」と名づけた「パンパン」たちに、どのような暴力が振るわれていたのか。先に取り上げた座談会における「パンパン」の発言からみてみよう。

外国人客相手専門の北澤とし子⁵³は、「いろいろな事件が多いのです。女の子が殺されることもあります。そういう場合、女の人には住所とか写真とか預かっていないと探すとき困るわけです。だからあたしたちは全部住所氏名を控えておいて、写真まであるのですね(77 ㊦)」と述べる。同じく外国人客専門の伊藤も、「私たちの今の生活はずい分危険極まりないもので、まかり間違えば殺される。今年になって二十七人殺されましたが、犯人は全然わからないのです。大っぴらにビール瓶を振り上げて暴れ歩くのはそういうこと[殺人—補足茶園]をしない。一応おとなしく見せて、自分はお金をたくさん持っているからつき合ってくれなんていうのが、金を取られた上に反抗したというので殺されるというのが実に多いのです(79 ㊦)」と言う。いつ殺されるかわからないという暴力の危険に、彼女たちは常にさらされていたのである。

このような状況下で、「パンパン」の身体が管理されるということについて、立ち入ってみよう。占領期以降、外国人相手の「パンパン」には、彼女たちが外国兵に性病をうつされないための性病検診が実施されていた。この検診こそが、「パンパン」たちの身体を管理しているのである。たしかに性病検診は、「パンパン」たちの身体を守るための性病予防であるし、性病を事前に予防することはなんら問題はない。だがこの検診は、「パンパン」という特定のおんなたちに対する一斉検診であり、極端な場合、「パンパン狩り」といって、MP の指揮する警官隊のトラックに投げ込ま

⁵³ 茨城の生れで二十七歳。親孝行でグルーブから尊敬されているという。小学校卒。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

れ、病院で強制検診を受けさせられるというものであった。しかも、「パンパン」以外のおんなたちも「パンパン」に間違えられて捕まえられたのである⁵⁴。「占領軍とその指令を受けた日本政府・地方庁は、米兵の性病予防のために、街娼とみなした女性たちを強制的に拉致し検診を強制した」と、藤目は当時の状況を検証している⁵⁵。

ここで、注意すべきことが2点ある。まず、「パンパン」であるかそうでないかの判断は、捕まえる側が「街娼とみなした女性たち」に行なわれていたということである。すなわち、当局側の主観的な判断基準にゆだねられているのだ。たとえば、わたし(たち)が外国兵のいる場所を歩いていただけで、捕まえるほうがわたし(たち)を「パンパン」だと判断すれば、わたし(たち)が「パンパン」でなくても、強制的にトラックに投げ込まれてしまうということである⁵⁶。

次に1点目と関わって、ミス・キャッチ、すなわち「パンパン」と間違えられて強制的に性病検診を受けさせられたおんなたちの、「パンパン」へのまなざしに注目してみよう。神崎は、「会社がえりの女子事務員やハズバンドと道を歩いていた妻君までが、一せいかッチの網にまきこまれて、しばしば人権じゅうりん問題をひきおこした。しかしすべての抗議は、『占領軍の命令により』という一言でおしつぶされ、泣きねいりに終るほかはなかった。なかにはくやしがつて、自殺した女さえあった⁵⁷」と述べる。ここから読み取らなければならないのは、「パンパン」に間違われたという「くやし」が自殺の原因になっているということである。ここに、「パンパン」へ間違われたという「恥辱」がうかがえるのではないか。すなわち、「パンパン」は、自殺をも引き起こすほど「恥」の象徴なのである。さらに、神崎がミス・キャッチを強調すればするほど、不当にも「パンパン」たちの身体が管理されているという問題が、ミス・キャッチの問題にすり替わってしまうのだ。その結果、「パンパン」たちに振るわれている暴力を「パンパン」たちが語っているにもかかわらず、ひとつとには聞こえなくなってしまうのである。

性病検査について座談会では、日本人相手であっても外国人相手であっても共に週1回の検診を受けていることを、話し手の「パンパン」たちは明らかにしている。ここで注目すべき点は、彼女たちの身体を管理する病院という場こそが、実は彼女たちにとってお互いの交流の場であり、相談の場であったということである。日本人客専門の田中の説明によれば、グループでいろんなことを相談するときは「大抵病院でやる(84 頁)」という。彼女たちは自主的に衛生上のことにも留意し、日本人相手は外国人を、外国人相手は日本人を客としてとらないといったルールを相互協力というかたちで作っていた。このように「パンパン」たちは暴力にさらされながらも、相互協力を

⁵⁴「パンパン」以外のおんなたちが誤認で捕まえられる問題は、占領軍から駐留軍に代わっても引き続き存在していたことについては、本研究の次章以降で明らかにしている。

⁵⁵ 藤目ゆき(1997)『性の歴史学』不二出版 328 頁。

⁵⁶「パンパン」への性病検査については、1864 年制定のイギリスにおける CD 法(Contagious Disease Acts/伝染病法)でも同じようなことが行なわれていた。CD 法は 1886 年に廃止されるものの、時を経てきわめて類似した軍による身体の管理が駐屯先のおんなたちへ向けられていたのである。荻野美穂によれば、CD 法の対象になったのは、陸軍駐屯地と軍港で、首都警察から送り込まれた私服警官が娼婦とみなしたおんなたち、あるいは誰かによって娼婦であると通報されたおんなたちは、強制的に診療所で性病検診を命じられ、これを拒否すれば身柄を拘束され、投獄されたという。この際、娼婦であるか否かの判定は警官の見立てのみにゆだねられていたので、誤って娼婦として拘束されたおんなが自殺するという事件までおきたという[荻野美穂(2002)『ジェンダー化される身体』勁草書房 323 頁]。

⁵⁷ 神崎清(1953)「街娼論」猪俣浩三・木村禧八郎・清水幾太郎編『基地日本』和光社 342 頁。

「パンパン」とは誰なのか

ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー

茶園 敏美

図ることでさまざまな暴力から身を守ろうと交渉していたということが、座談会では明らかになった。

座談会ではここまでの事実が「パンパン」たちの語りによって明らかにされてはじめて、それまでほとんど話題に加わらなかった聞き手のひとりである三島由紀夫が、「お話を伺うと非常に健康的なものを感じますが、身体を大事にして明日へ明日へと生活して行くということは。それはある意味では日本の小説家の方が不健康で、ヒロポン中毒だとか何とかいうことを考えると僕は恥しいと思いますよ(87 分)」と述べる。神崎同様、知識人である三島は、「ヒロポン」中毒であっても知識人というだけで不問に付されてしまうことを揶揄しているのは、注目に値する。そして三島は、「身体を大事にして」一定のルールを決めて生活しているにもかかわらず、存在自体が「社会問題」だとして批判されてしまう「パンパン」の「声」を、聞き取っているといえよう。

まとめ

本論では、占領期以降、新聞や雑誌で世間をにぎわした、外国兵に性的サービスを提供するおんなたちが「パンパン」と名づけられることを、神崎清の記述を中心に考察してきた。神崎が「パンパン」のことを勝手に語り尽くしてしまうことによって、「パンパン」の声がかき消されてしまう危険性のあること、と同時に、神崎の記述はおんなたちの「パンパン」へのあこがれといった側面をもふさいでしまう危険性があることを、本論ではおんなたちに向けられた「暴力」のひとつとして指摘したい。

本論ではまた、「パンパン」の「脅威」についても論じた。神崎が「パンパン」や「パンパン」にあこがれるおんなたちを批判するのは、「われわれ」日本のおとこたちの「所有物」であるはずの日本のおんなが、外国兵の「所有物」になるかもしれないという、「脅威」からきている。そしてこの「脅威」は、家父長制の規範をゆるがすかもしれないという「脅威」である。

一方、おとこたちのなかには、三島のように、「パンパン」の「声」を聞き取っているものもある。「パンパン」の「声」を聞き取っているおとこたちは、おそらく三島だけではないはずだ。さらに、おんなたちだけでなく、おとこたちの中にも外国兵と堂々と交わる「パンパン」にあこがれていたものもあるかもしれない。だがこのような「声」までもが、「脅威」の表象でかき消されていく。もしこうした「声」がかき消されていなければ、「パンパン」はこれほど「社会問題」として取り上げられることはなかったのではないか。

さらに、おんなたちが「パンパン」へ感じているあこがれのまなざしもまた、おとこたちの「脅威」の表象に覆い隠されてしまうことを指摘したい。おんなたちにとって羨望的であった「パンパン」が、おとこたちの「脅威」の表象に覆い隠されたとたん、「あばずれ」だとか「ふしだら」になってしまう。露出度の高い派手な服を着てタバコをふかす「パンパン」が、世間では「あばずれ」だとか「ふしだら」といって騒がれているのを目の当たりにすると、おんなたちは思わず自分の服装や態度を気にしてしまう。すなわち、「パンパン」へあこがれるということは、これまでおんなたちに強いられてきた「秩序」に従わないときに発生するリスク、たとえば先で示した「あばずれ」や「ふしだら」と名指しされるようなリスクを引き受けることを、おんなたちに促す「脅威」となってしまうのだ。

おとこたちの「脅威」がこれほど「パンパン」の評価に影響をあたえているのを、神崎の言説を中心にみてきたが、ここで少し考えたいのは、「パンパン」に感じる「脅威」のみが、三島のような

「パンパン」とは誰なのか

ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー

茶園 敏美

「声」をかき消し、「パンパン」にあこがれる「声」をかき消してしまったのだろうか、ということである。たしかに、外国兵と平気で付き合う「パンパン」に、敗戦国日本のおとこたちの大半は、「脅威」を感じていたかもしれない。ただ、おとこ対おんなといった二項対立で結論づけることは、問題を単純化する危険性がある。そうではなく、おとこたちの感じた「脅威」以外にも、「パンパン」に回答する「声」やあこがれる「声」をかき消してしまう何かが存在しているのではないだろうか。この疑問点については、終章で再考してみたい。

本章でみてきたように、第 3 者が当事者のことを意味づけしようとする行為によって、「パンパン」たちは羨望の対象としての存在から性病を撒き散らす「社会問題」としての存在へと意味づけされる。そして、「パンパン」たちが身体を管理される暴力を被っているにもかかわらず、ミス・キャッチの問題を強調することにより、「パンパン」たちがさらされている強制的な性病検診という暴力が不問にされてしまう。さらには、客から被る直接的な暴力すら、問題にされなくなる。

さらにこのミス・キャッチに注目すれば、「パンパン」とそうでないおんなたちは紙一重である、ということもわかった。というのも神崎は、米兵の愛人であり米兵からのプロポーズを拒むおんなのことを賞賛する一方で、駐留軍基地に勤めその基地の兵士たちにあこがれるおんなたちを、「パンパン」へと転落する危険性があると非難しているからである。このことからひとびとが「パンパン」と名指しするのは、あらかじめ「パンパン」というおんなたちが存在したのではなく、おんなたちを「パンパン」と名指し命名することによって、「パンパン」が作り上げられていったのではないだろうか。

こうして「社会問題」として侮蔑の対象となり、実際に受けた暴力すら認めてもらえない「パンパン」という表象は、「パンパン」へのあこがれや好意的まなざしをかき消してしまったのである。

その結果、「パンパン」と呼ばれるおんなたちが危険な状況になるのは自業自得であるとみなす「外部」からは、援助や救出を当てにできなくなる。したがって、外国兵から殺されたり性暴力を受けたりするといった常に危険にさらされた状態であるにもかかわらず、彼女たち自身で自衛手段を講じるしかないのである。

彼女たちの、いくつもの「声」を聞き取ること。それが占領期以降、「パンパン」と名づけられた彼女たちが現実的な暴力にさらされているという問題に、わたし(たち)が気づききっかけになるであろう。彼女たちに振るわれた暴力は、決してわたし(たち)と無関係ではないのだから。

「パンパン」とは誰なのか
ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー
茶園 敏美

第2章 性病予防法の成立ー「欲望」を「予防」するものー

はじめに 性病対策としての強制検診

第1章では、当初おんнатちの「あこがれ」の対象であった「パンパン」が次第に世間の「モラル」を乱す「社会問題」という表象として見出されていくプロセスを、神崎清という知識人を中心にみてきた。その結果、「パンパン」を「社会問題」と意味づける原因のひとつにおんнатちの「脅威」が関わっていることを明らかにした。この「脅威」は、家父長制の規範を脅かす「脅威」であるということは、本研究を通して重要な点である。さらにおんнатちの「脅威」以外の存在についても、終章で再考すべき論点であることも述べた。

そして本章では、占領期の性病に関する法令の変遷をたどり、当時の法制度が実際にどのようなおんнатちを管理したか、神戸を中心に考察する。すなわち、おんнатちの身体的リアリティは、法制度が確立されると、どのようなようになっていくのかをみてみよう。

占領期以降、しばしば「パンパン」狩りといわれる、おんнатちへの強制検診が各地で行われた。強制検診の発端になったのは、敗戦直後、進駐軍のための政府公認の性的慰安施設が日本各地で設置されたことにある。これからみていくように神戸においても、進駐軍専用慰安施設が神戸市内各地に設置された。

ところが慰安施設が開設されてまもなく、全国各地の進駐軍慰安施設内で性病が猛威をふるい、各施設は次々と閉鎖に追い込まれた。兵庫県の場合、1945年12月15日にGHQ(General Headquarters of Supreme Commander for the Allied Powers/連合国最高司令官総司令部)から進駐軍兵士に対しての慰安施設への立ち入り禁止令が出され、MP(Military Police/憲兵)による取り締まりが始まった。このため慰安施設は8月に開設されてわずか3ヵ月少して閉鎖になった。この閉鎖で1,000人を超える慰安施設のおんнатちは失業し、次第に街娼化していった⁵⁸。そして翌年の1946年3月には警察の一斉取り締まりによる強制検診が実施された(624頁)。

強制検診とはその名のとおり、本人の意思を問わず強制的に診療所や病院に送り込まれ、性病にかかっているかどうか検診されることである。ここで特筆すべきことは、この強制検診が主におんнатちを対象に行なっていたということである。このことから本章ではこの強制検診をおんнатちに向けられた性的暴力であると認識する。

このようにおんнатちを取り締まり、診療所や病院へ送り込む性病対策は、名目上はおんнатちの性病を治すための対策である。だが本論ではもう少し踏み込んで、おんнатちの性病を治すための対策が、実際どのような意味を持つ法として公布されるに至るのかを、社会的文脈を意識しつつ、衆議院および参議院の会議録より詳しくみていこう。

1.「欲望」を感じる磁場

『兵庫県警察史昭和編⁵⁹』(これ以降『兵庫県警察史』と表記する)によると、1945年8月18日

⁵⁸ 兵庫県警察史編さん委員会編(1975)『兵庫県警察史昭和編』兵庫県警察本部 515頁。これ以降同じ文献からそのまま引用する場合、かぎっこで引用文を示し、ページ数を引用文のあとにかっこでくくって表記する。

⁵⁹ 本節では、『兵庫県警察史』の記述を元に、神戸の進駐軍専用慰安施設の様子をまとめてい

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

内務省から「占領軍の進駐時に間に合うように進駐軍将兵慰安施設の設営を急げ」という緊急指令が発せられ、兵庫県警⁶⁰は 1944 年に廃止した保安課を復活させた⁶¹。内務省の指令により、保安課が復活したという事実は、重要な論点であるということをここに明記しておく。これからみていくように、保安課の動きは注目に値する。そしてここでいう、進駐軍将兵用慰安施設とは、「慰安所という名の遊女屋を主体とする娯楽施設(513 頁)」のことである。すなわち、進駐軍兵士を歓待するための性的慰安施設設置の指令が日本政府から緊急指令として下されたのである。内務省のこの緊急指令は兵庫県にかぎらず、全国府県長あてに発せられている。

女性史の分野で研究がもっとも進んでおり、その実態が明らかになっている性的慰安施設は、東京の RAA(Recreation and Amusement Association 特殊慰安施設協会)という名称の慰安施設である⁶²。先行研究では、RAA が全国各地に設置されたと論じているのも散見されるが⁶³、少なくとも兵庫県においては、RAA という名称も他の名称もとくに用いられていない。これにより、RAA が全国的な性的慰安施設の名称であるとは、言いがたい。

兵庫県警察部保安課 [これ以降「保安課」と表記する—茶園]では、山手組合、料飲組合、福原三業組合⁶⁴、関西舞踏連盟の 4 団体に準備をあたらせ、1,000 人を目標として「慰安婦」を募

る。戦中軍専用慰安施設の設置の実態を示すものとして、本章で取り扱う『兵庫県警察史』は、「東の神奈川、西の広島県とともに三大記述ともいうべきものである」と、吉見義明・尹明淑が述べるほど、当時の設置の実態を明らかにする詳細な資料である[吉見義明・尹明淑「資料紹介 日本警察の『慰安婦』政策②—『警察史』にみる「占領軍慰安婦」・「軍慰安婦」・「事業場慰安婦」」(1996)日本の戦争責任資料センター『季刊戦争責任研究』第 14 号 60 頁]。『季刊戦争責任研究』を送ってくださった森一女さんに感謝します。

⁶⁰ 警察が市町村警察(自治体警察)と国家地方警察に分かれたのは、1948 年なので、内務省からの緊急指令が発せられたときは、自治体警察である神戸市警察は発足していなかった。神戸市警察が発足したのは、1948 年 3 月 7 日である。

⁶¹ 保安課は、警部 5 名、警部補 10 名により、総務・設営第一(地域建物関係)、設営第二(資材関係)、接遇第一(芸妓公娼関係)、接遇第二(その他)の 5 チームに分かれたという。

⁶² RAA は、敗戦後まもない 1945 年 8 月 29 日に認可されて、「業者の封鎖貯金 5,000 万円を担保に大蔵省を通じて日本勧業銀行から 5,000 万円を貸付ける形式」をとって開設した[杉山章子(1988)「敗戦と R・A・A」『女性学年報』第 9 号 36 頁]。杉山によれば、合計 1 億円融資のうち、同年 9 月 6 日第 1 回分 3,000 万円、翌年 1 月 10 日に第 2 回分 300 万円が貸し出されたところで、GHQ の監査で不良貸付と指摘され、結局 3,300 万円融資されたところで停止している。だが、1945 年 8 月の日本の所得税総計が 1 億 6,000 万円ということを考えると、3,300 万円は決して少ない金額ではない。

⁶³ 平井和子は、「全国各地に戦前からの業者が集められ、政府の資金融資や便宜的措置を受けて特殊慰安施設協会(Recreation and Amusement Association 以下 RAA)が設立された」と、RAA が全国的に設置されたと論じている。その一方で平井は、「RAA の実態に関しては、東京都以外では殆ど明らかにされていない」とも述べているが[平井(2004)「日本占領を「性」で見直す」日本史研究会編『日本史研究』108・109 頁]、だからこそ RAA が全国的に設置されたという錯覚がおこるのであろう。平井論文の情報を教えてくださった、植野真澄さんに感謝します。また、藤野豊は、RAA が全国的な施設であると言及してはいないものの、「まさに戦後の買売春問題はこの RAA から始まったのである」と述べている[藤野豊(2001)『性の国家管理 買売春の近現代史』不二出版 173 頁]。

⁶⁴ 三業組合というのは、「売春の強制及び悪質な搾取あるいは婦女人権並びに善良なる風俗を侵害するおそれのある行為を阻止するため芸妓、芸妓置屋、呼屋(料理屋)の三者による」組合のことである[兵庫県警察本部(1957)『兵庫県警察年鑑昭和三十一年度』249 頁]。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

集させた。1945 年 8 月 27 日付『神戸新聞』によれば、「民衆保護の建前から政策的にその線に沿ふものを優先復活させる方針」がとられていた。いいかえれば、娼妓を「慰安婦」として優先的に復活させようというのである。だが終戦当時の神戸では、長田区の双葉新地と丸山の二カ所に 20 軒(娼妓 150 人)が細々と営業を続けている状態⁶⁵であることを考えると、募集 1,000 人のうち娼妓 150 人を引いた残りの 850 人は、娼妓以外のおんなたちから募集をかける必要がでてくる。

RAA の募集では、「いくら政府のお墨付とはいえ、『売春婦』募集と書くわけにもいかず、『女事務員』としてあったが、道行く女性たちの足を釘づけにしたのは『宿舎、被服、食糧全部当方支給』の部分」とあるように⁶⁶、いわゆる「だまし募集」が行なわれていた。兵庫県でもまた、同じような募集をしていた。

1945 年 8 月 26 日・27 日付『神戸新聞』では、内務省の緊急指令がでたあと、さっそく以下のような広告が掲載される。



この広告をみるかぎり、どこにも「慰安所」や「慰安婦」といった文字はない。だが、「保安課」が「慰安所という名の遊女屋を主体とする娯楽施設の設定作戦を展開(513 頁)」しているということから、「保安課」がとりわけ力をいれているのは、「慰安所という名の遊女屋」であること、そして足りない 850 名の「慰安婦」は娼妓以外から募集をかけなければならないことを考えれば、「急募ダンサー(百名) 女給(百名)」というのは、実際はそのほとんどが「慰安婦」の公募だと考えていいであろう。その結果、神戸を中心として西宮、宝塚、伊丹、高砂、姫路など、計 15 件 1,182 名の「慰安婦」が集まった。

兵庫県警察部では、施設の営業許可申請に関する事務取り扱いについて、9 月 22 日付で方針⁶⁷を各所長に通達した。この通達によれば、「神戸ビル・日本ビル・西日産館・そごう別館・機帆船

⁶⁵ 慰安所営業の主役となる貸し座敷業者は、1944 年末兵庫県下 11 地域に 227 軒(娼妓 1,377 人)であったのが、翌年の空襲でほとんど消失したという(513 頁)。

⁶⁶ 杉山章子前掲論文 36 頁。

⁶⁷ 方針の中身は次のとおりである。「外国進駐軍の慰安施設については内務省より指示の次第もあり、本月 9 日付保発第四号をもって通牒せるところなるが、これが地域は進駐軍の進駐地域が決定しおらざる現在、諸般の情勢より差し当たり元雑居地の一部たる神戸市生田川以西、宇治川以東、省線以南とし、今後駐屯地域の決定に伴い適宜追加をなす方針の下に物色の結果、同地域内所在の神戸ビル・日本ビル・西日産館・そごう別館・機帆船ビルおよび阪急三宮以西元

「パンパン」とは誰なのか
ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー
茶園 敏美

ビルおよび阪急三宮以西元町駅以東の高架下」が候補地としてすでに獲得されており、「カフェー・ダンスホール・キャバレー・バー・レストラン・喫茶店・和洋料理(支那料理を含む)・遊技場および土産物品販売店等総合施設」になるように、すでに一部について着工しているという。この文面からは、進駐軍のための「性的慰安所」を連想させることばは注意深く払拭されている。したがって、「外国進駐軍の慰安施設」とは性的なものを払拭した「総合施設」と錯覚してしまうであろう。

ここで実際に 1945 年 9 月 4 日付『毎日新聞』と『神戸新聞』に報道された記事を見ると、「性的慰安所」を連想する文面はみあたらない⁶⁸。

神戸の慰安施設は生田区に

兵庫県保安課では連合軍阪神進駐に備へて神戸市における接遇施設の開設を急いでゐるが、接遇施設地域は生田区内(省線以南、そごう百貨店以西三越以東の海岸よりの地域)としすでに同区京町日本ビル、播磨町大同ビル、そごう百貨店東側別館をダンス・ホールに、栄町二丁目西日産館、栄町四丁目機帆船ビル、阪急ビルおよび阪急ビル一元町映画館間の高架線下をキャバレー、バー、遊技場、映画館にすることになり開設準備をすすめてゐる

なほ同地域内にある商社、市民住宅は現在別に立退かせるといふことはないからはやまつて不安動揺せぬやう注意してゐる(1945 年 9 月 4 日付『毎日新聞』)

進駐軍の慰安施設 ビルや高架下にダンスホール

連合軍の阪神進駐を前に兵庫県保安課では生田川以西、三越以東、鉄道高架以南を慰安施設地帯と定め、とりあへず進駐軍接遇施設の設営を急いでゐるが、ダンス・ホールには京町筋東側の日戦ビル(地階併せて八階)と同西側の大同ビル(地階併せて六階)の全部およびそごう百貨店東側地下室を充て、麻雀、撞球その他の娯楽施設、食堂設営には栄町二丁目の西日産館(地階併せて八階)と栄町四丁目の機帆船ビル(地階併せて四階)の全部を使用、さらに三宮楽天地および楽天地から省線元町駅に至る鉄道高架下の戦災店舗跡をダンスホール、キャバレー、映画館等の施設に充、このうち阪急ビルはナイト・クラブとして使用される、

なほ以上慰安娯楽施設の附近周辺にあるビル、民家等は進駐軍の要求のない限り立退は命ぜられない(1945 年 9 月 4 日付『神戸新聞』)。

町駅以東の高架下を候補建物として獲得、カフェー・ダンスホール・キャバレー・バー・レストラン・喫茶店・和洋料理(支那料理を含む)・遊技場および土産物品販売店等総合施設になすべく、既にその一部については着工なしあり、これが経営は急速に経営なし得る既存この種組合をもってあてしむるの外、人的・物的資力の有無および戦災業者等の点を勘案、一部個人経営を認むる予定なり。所轄警察署においては、出願のある場合以上の要件を具備するや否やを調査のうえ、規定様式により稟申指揮を受けること』『兵庫県警察史昭和編』513-514 頁。

⁶⁸ 旧漢字は、新漢字に改めている。さらに両者とも、最後の 2 行に注目するならば、進駐軍の慰安施設はオフィスビルや民家に混在していることにも注意されたい。このことについては、第 3 章で詳しく論じる。

「パンパン」とは誰なのか
 —「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
 茶園 敏美

ところがこの「総合施設」の候補地は、『兵庫県警察史』の表①⁶⁹によれば、進駐軍兵士専用性的慰安施設として示されている。この表では、パウリスタ以外のすべての施設、すなわち、日本ビル、西日産館、機帆船ビル、そごう別館が、政府の通達や新聞の報道では進駐軍のための「総合施設」の候補地とされている。ということは、通達や新聞報道では性的なニュアンスが含まれていなくても、これら「総合施設」は、進駐軍兵士専用の性的慰安施設だったと推測できる。

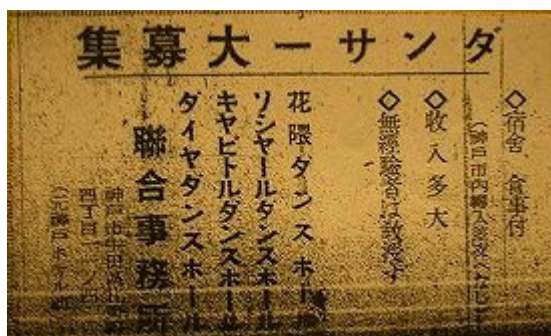
表①進駐軍慰安所設置状況

施設名	所在地	慰安婦数
日本ビル	神戸市生田区京町	163
西日産館	神戸市生田区栄町2丁目	260
機帆船ビル	神戸市生田区栄町4丁目	69
そごう別館	神戸市葺合区小野柄通8丁目	225
パウリスタ	神戸市生田区三宮町2丁目	40
計		757

表①にある日本ビルは9月8日の『神戸新聞』で、「大募集 オリエンタルキャバレーダンスホール ダンサー 女給(各数百名)」という広告をだしている。だが日本ビルが「進駐軍人慰安所」であることや、163 名が「慰安婦」として割り当てられていたことを考えると、「大募集 ダンサー 女給(各数百名)」の中身は、相当な数の「慰安婦」も含まれていたと考えられる。

さらに「進駐軍をむかへるに当たつて一番活発派手に慰安施設をすすめてゐるのは神戸らしい(1945年9月8日付『神戸新聞』)」という記事から、「ダンサー」や「女給」を大募集していたとしてもそれは建前であって、実際求められているのは、「慰安婦」だったといえるのではないだろうか。

以上のことから、神戸の状況も内実は、RAA による「慰安婦」の募集と同じであった。神戸の募集には、「すべて食事給付、都市転入自由といふ(1945年9月8日『神戸新聞』)」ふれこみに、多くのおんなたちが集まった。さらに、次のような広告は、おんなたちの目を釘付けにしただろう。



この広告は、1945年8月27日付『神戸新聞』に掲載されていた広告である。「宿舎、食事付」「収入多大」「無経験者は教授す」といった魅惑的なコピーに、「幼いわが子が路頭に迷わなくて

⁶⁹ 本章では、神戸市に焦点を絞って考察しているので、表は神戸市に設置された慰安所の状況のみを示している。表①は『兵庫県警察史昭和編』514頁より。

「パンパン」とは誰なのか
ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー
茶園 敏美

すむ」、あるいは、「思う存分おしゃれができる」と思ったおんなたちがいたとしても、不思議ではない。

これは、敗戦後物資の不足しがちなおんなたちの状況、あるいは進駐軍兵士たちがちらつかせるナイロンストッキングや色とりどりのハイヒールといった、戦中では考えられない華やかな生活をおんなたちに煽るような、いいかえればおんなたちの心理状態をたくみに利用した「慰安婦」募集であった。

『兵庫県警察史』によれば、そもそも内務省による進駐軍将兵用慰安施設設営のための緊急指令の目的は、「当時占領軍人による婦女陵辱問題が心配され、進駐地域周辺住民の不安感が高まり、娘の疎開を真剣に考える人も少なくなかった。内務省の指令はこうした事態を防止するための措置(512 ㉟)」であったという。この緊急指令にしたがって「保安課」は、「娘」たちの「性の防波堤(513 ㉟)」として、元々娼妓だったおんなたちを対象に募集をかけさせたのだが、それだけでは定員が足りなかった。そこで足りない定員を、「宿舎、食事付、収入多大」という「好条件」で広くおんなたちから募集したのである。

さて、慰安所の営業では、第 33 師団憲兵司令部の「日本の商談設置に対する規則」という命令に基づいて、以下のような事項が定められていた(515 ㉟)。

- ①営業時間は午後 10 時半まで
- ②営業所内における酩酊の禁止
- ③代価の制限：慰安婦 30 分…30 円 1 時間…60 円 オールナイトは禁止
ビール 1 本 4 円 ウイスキー 1 杯 3 円

この条件にもかかわらず、「慰安所は押すな押すなの大盛況であった(515 ㉟)」。

店開き直後の 1945 年 9 月 28 日付『神戸新聞』の記事には、進駐軍兵士たちがいかに「立派」で気前のいいおとこたちであるかが報道されている。

“和やかに享楽” ダンサーから見た米兵気質

二十六日から店開きしたダンスホール、キャバレーでも踊子や給仕女が異口同音に“い

や立派です”と答へる、^{ママ}元日産館のグランドキャバレーでもこの夜だけで五百人からの米兵を迎えてゐるが、よくあんなに気分を一転できるものだと驚くほど和気藹々、決して侮辱的な態度は見せず、親切で清潔で行儀正しく、これまでの不安の念で迎へたこちらの気持が却って恥づかしかったといふ具合

それに金遣ひが荒くないといふことも店側に好意を持たれ酔つて踊つて引上げていく、けぢめ立つた動作は関係者一同から感心されてゐる

中には気前よく四十円、五十円とチップを置いて帰るものもあるが煙草やチューインガムを振舞つてみんなを喜ばせる兵士が多く、この夜の札ビラは殆ど百円札か二百円札、B 式軍票⁷⁰は少くドル紙幣が大部分であつた

⁷⁰ B式軍票とはB号円表示補助通貨のことで、太平洋戦争末期以降、諸外国に進駐した連合軍が発行した紙幣である。日本でも敗戦直後の8月あたりから出回った。B式軍票の乱発によって

「パンパン」とは誰なのか

ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー

茶園 敏美

進駐軍兵士たちは「親切で清潔で行儀正しく」、「気前よく」、ビール 1 本 4 円の 10 倍以上ものチップをダンサーたちに与えるという。さらに物資の乏しかった時代に、「煙草やチューインガムを振舞って」ダンサーたちを喜ばせもする。このような進駐軍兵士たちに間近に接している「ダンサー」に、おんなたちが「欲望」ーたとえば、ダンサーになれば華やかな暮らしができるとか、親切で気前のいい進駐軍兵士と付き合えるといった「欲望」ーを見出したとしても無理はない。この「欲望」は、「あの施設へ働きにいけば、華やかな暮らしが待っている」とか「家父長制を当たり前のように思っている日本のおとこたちと違って、優しくしてくれる兵士たちがあの施設にいる」といった、施設に対する「欲望」でもある。

進駐軍将兵慰安施設は、戦勝国のおとこたちが敗戦国のおんなたちを陵辱しないように、性的サービスを提供する施設だということを想起するなら、この施設はおんなたちにとって、喜ばしい施設ではない。にもかかわらず、「保安課」の巧妙な募集と新聞報道との相乗効果によって、おんなたちが自主的に働き手として応募したくなるような、思わず引き寄せられてしまうような「欲望」を感じる磁場になっているのは注目に値する。

しかしながら、兵士たちの間に性病が蔓延したことにより、1945 年 12 月 15 日に GHQ から進駐軍将兵に対して慰安施設への立ち入り禁止命令が下り、慰安施設はわずか 3 ヶ月たらずで閉鎖となった。その結果、「保安課」によって集められた 1,000 名あまりもの「慰安婦」たちは失業し、次第に街娼化していったという。『兵庫県警察史』ではこの街娼化を、「いわゆるパンパンガールの出現である(515 頁)」と述べるが、「パンパン」を作り出した原因のひとつがこれまでみてきたように、娼妓の足りない分、「食事給付、都市転入自由」、「収入多大」という「好条件」で巧みにおんなたちを「慰安婦」にさせるべく集めた「保安課」にほかならない。

さらに重要な点は、「保安課」の復活は、内務省の「占領軍の進駐時に間に合うように進駐軍将兵慰安施設の設営を急げ」という緊急指令によるものであったということを思い起こすなら、「進駐軍将兵用慰安施設」の提供は国の政策、すなわち国策である。この国策は、かつてアジア太平洋戦争中に、日本の植民地のおんなたちが「甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して

インフレーションの助長などを懸念した日本政府は、連合軍に軍票の発行取り止めに要請した結果、連合軍は日本政府の要請を受け入れ、翌月上旬にはB式軍票の回収を開始した。ダンスホールがオープンした9月26日は、すでにB式軍票の回収作業は始まっていた時期にあたるものの、記事に「B式軍票は少なく」と記載されていることから、紙幣として使用していた兵士の存在と、店ではB式軍票が歓迎されていないことがうかがえよう。回収されたB式軍票は未発行分とともに琉球(沖縄県および鹿児島県の一部)で、「B円」の呼称で1958年(昭和33年)まで法貨として使用されたという。



←これがB式軍票である。

出典: 日本銀行HP「軍票とは・・・」<http://www.boj.or.jp/type/exp/bn/data/are02q.pdf>

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

⁷¹」集められ、さらに「官憲等が直接これに加担した⁷²」とする、日本兵の性的「慰安婦」問題とは決して無関係ではない⁷³。むしろ、アジア太平洋戦争中の「慰安婦」問題が、敗戦後今度は日本国内での進駐軍将兵慰安施設の「慰安婦」問題に引き継がれていると指摘できよう⁷⁴。

2. 伝染病として法的に認知されるということ

「パンパン」の出現は前節で述べたように、神戸では 1945 年 12 月 15 日に進駐軍専用慰安施設が閉鎖になり、慰安施設で働いていた 1,000 名あまりのおんなたちが失業したことに始まる。ところが慰安施設閉鎖直前の 1945 年 12 月 1 日、性病を予防する法律、花柳病予防法特例[以下「特例」と表記する—茶園]が施行された。これから詳しくみるように、この「特例」の施行により、性病に罹っていることが判明した「パンパン」は、その氏名、住所、年齢などが明らかにされる。

「特例」は、1945 年 11 月 22 日付の厚生省令第 45 条で定められたもので、これまでの花柳病予防法に新たに加わった法令である。そしてこの「特例」をもって、性病が「伝染病」のカテゴリーに入れられてしまうのである。

この「特例」の性格について、1948 年 7 月 2 日に開かれた第 2 回衆議院厚生委員会で、当時厚生技官予防局長の濱野規矩雄は、次のように答弁している。

これまで花柳病は伝染病のカテゴリーに入れておらなかったのですが、今度はこれを伝染病のカテゴリーの中に入れてやれということでありまして、ただちにこれによりまして、性病—花柳病の特例を設けまして、これまでは一般の人は関係がなかったのを今度は一般のひとに入れて徹底的にやる。それから業態者⁷⁵の面をより一層嚴重にいたすようになり

⁷¹ 1993 年 8 月 4 日「慰安婦関係調査結果発表に関する内閣官房長官談話」にみられる河野洋平(当時内閣官房長官)の談話。いわゆる「河野談話」である[『外務省 HP「各国地域情勢・アジア」』より。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html>]。「河野談話」の全文は、別紙①を参照のこと。

⁷² 注 71 に同じ。

⁷³ 日本共産党の吉川春子議員が 1996 年 11 月 26 日の参議院決算委員会で、従軍「慰安婦」問題が「国策としてなされたのか」という問いを発したが、梶山官房長官(当時)は吉川の質問に対し、「今せっかく努力をしながら、特に、事外国の問題に関しては全力を挙げてやっているというその事象を御認識いただきたい」と答弁するに終わっており、国策であるか否かの答えは避けている[第 138 回国会参議院決算委員会議録第 3 号国立国会図書館 33 頁]。また、別紙①「河野談話」でも、「慰安婦」問題について政府は軍の関与を認めたものの、政府の関与については触れていない。

⁷⁴ この点については、重要な論点であるだけに稿をあらためて詳細に論じる予定である。鈴木裕子は占領軍の慰安施設について、「実際は、国体(万世一系の天皇が支配する国のあり方—補足茶園)の護持と支配層の保身のため」と指摘しているものの、日本兵の「慰安婦」問題とどのように関係しているかは明らかにしていない[アジア女性センター編(1997)『「慰安婦」問題 Q&A』42-43 頁]。

⁷⁵ 「業態者」というのは、1948 年 6 月 12 日第 2 回国会参議院厚生委員会における濱野のことばを借りれば、「芸者、娼妓、接待婦、カフェ」といったものを指す[第 2 回国会参議院厚生委員会議録第 11 号国立国会図書館 5 頁より]。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

ました。と同時に強制入所に必要な病院、診療所を相当数設けまして、極力花柳病の伝播を防ぐべく努力いたしておりましたが、昨年より一般の人々の診療に一層拍車をかけて従事してまいりました。毎月一千万円近くの治療費を出しまして、ここずっと続けてまいっている次第であります⁷⁶。

「特例」が公布されるまでは、1928年9月1日以来花柳病予防法が、1939年3月29日付の一部改正を経て⁷⁷施行されていたのだが、性病を伝染病として扱うというニュアンスはない。というのも花柳病予防法第5条では、伝染のおそれのある花柳病に罹っていることを知りながら「売淫」したときは3月以下の懲役が科せられているとはいえ⁷⁸、性病患者の住所、氏名、年齢、性別、病名の届けを義務づけられることはなかったからだ。だが「特例」第3条ではあらたに、医師は24時間以内に患者の住所、氏名、年齢、性別、病名を患者が住む地方長官に届けなければならなかった⁷⁹。すなわち、「業態者に対しては一層厳格なる規定を加え、かつ一般患者に対しても医師の届出、治療の励行等を規定して性病予防の措置を講じた⁸⁰」法律が、「特例」であった。

さらに「特例」第9条では性病患者のみならず、医師、地方長官、そして器具を販売または授受する業者に対しても罰則規定が設けられた⁸¹。

以上のことから、GHQは花柳病予防法よりさらに厳しい項目のある「特例」を設けて、徹底的に性病に対処しようとしていたといえよう。いいかえればGHQは、地方長官や医師に対しても罰則規定を設けない限り、性病は予防できないと考えたのである。

ここで、性病が「伝染病」として法的に位置づけられるということについて、あらためて考えてみたい。たしかにGHQは、兵士たちが性病に罹って戦力が落ちないようにするために、花柳病予防法に「特例」を設けることによって性病を予防する必要があった。だが性病がだれにでも移る可能性のある伝染病として法的に認知されるということに問題が孕んでいる。なぜなら、性病は伝染病であるがゆえに、「予防」しないといけないおそろしい病いである、といった「認識」をひとびと

⁷⁶ 第2回国会衆議院厚生委員会議録第21号 1948年7月2日国立国会図書館14頁。

⁷⁷ 改正箇所は3点ある。1.第2条第2項の、「前項ノ規定ニ依リ設置スル診療所ニ於ケル」→「前2項ノ規定ニ依ル」2.「前項ノ規定ニ依リ設置スル診療所ニ於テハ前項ニ規定スル者ノ他伝染ノ虞アル花柳病ニ罹レル者ヲ診断スルコトヲ得」という項目が第2条第3項として加わったこと。3.第4条で、「第2条第2項及」の下に、「第3項並ニ」が加わったこと[『官報』第3668号 1939年3月29日付内閣印刷局1062頁]。

⁷⁸ 第5条 伝染ノ虞アル花柳病ニ罹レルコトヲ知りテ売淫ヲ為シタル者ハ3月以下ノ懲役ニ處ス[『官報』第77号 1922年3月29日付内閣印刷局129頁]。

⁷⁹ 第3条 医師花柳病患者ヲ診断シタルトキハ患者ニ対シ伝染防止並ニ治療ニ関スル方法ヲ指示スルト共ニ、24時間以内ニ患者ノ住所、氏名、年齢、性別及病名ヲ患者ノ住所地ノ地方長官ニ届出ツベシ

⁸⁰ 竹田儀一 国務大臣の説明[第2回国会衆議院厚生委員会議録第8号 1948年6月12日国立国会図書館6頁]。

⁸¹ 第9条 左ノ各号ノ1ニ該当スル者ハ500円以下ノ罰金又は科料ニ処ス

1 第3条第1項ノ規定ニ依ル指示又ハ届出ヲ為サザル者

2 第4条第1項又ハ第2項ノ規定ニ従ハザル者

3 第6条第1項ノ規定ニ違反シタル者

4 第8条ノ規定ニ違反シ花柳病ニ関スル器具ヲ販売又ハ授受シタル者

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

に与えてしまうからだ。このように、性病を伝染病として位置づけた「特例」の公布は、この先で詳しくみていくが、「パンパン」の身体への「暴力の予感」を感じさせる。

この「特例」が設けられたあと、各地で次々と進駐軍専用慰安施設が閉鎖されていく⁸²。神戸でも進駐軍兵士のための慰安施設が閉鎖された翌年にあたる1946年1月22日、GHQは「公娼制度廃止に関する覚書」を日本政府に渡した。この指令は、「公娼制度は民主主義の理想に反する、したがってその存在を認める一切の法令を廃止し、売春をさせることを目的とする一切の契約は無効としなければならぬ(623 ㉟)」という内容である。

『兵庫県警察史』によれば、当時県下の売春婦は推定5,000人いたという。この5,000人の「一掃」を図るため、1946年3月、警察部保安課に15名の特別取材班(警部1、警部補2、巡查部長4、巡查8)を置き、さらに神戸市内・阪神間の主要警察署に売春取締専従員を置いて、神戸基地憲兵司令部の風紀係りMPと協力して取り締まりが各地で行なわれた。

GHQの命令とはいえ、なんとか生活していくのがやっとという状況のおんなたちを進駐軍将兵慰安施設の「慰安婦」にさせるべく、甘いことばで勧誘した。こうして日本各地からおんなたちを集めた「保安課」が、今度は一転してこの時期以降、おんなたちを取り締まる立場になるのである。同年8月には神戸基地憲兵司令官の命令で、進駐軍兵士と腕を組んで歩く者や人目に触れる場所で、たとえばキスをする者を取り締まり、売春の疑いのある者は強制検診をすることになった(624 ㉟)。この命令で、「パンパン」とそうでないおんなたちとの区別なしに強制検診が行われるのである。そしてこの取り締まりで、1946年3月から同年7月末日までの検挙数は2,493名にものぼった(624 ㉟)。

検挙されたおんなたちは、旧長田署演武場を改装した売春婦専用の留置場に護送された。収容室は5部屋、収容能力150名、事務室、検診室、面会室、浴場、トイレなどの設備をそなえていることから、おんなたちは強制的に捕まえられると、この留置場で強制検診を受けさせられるのである。『兵庫県警察史』の、「全国に類例をみない女子専用留置場(624 ㉟)」という表現にもあるとおり、「パンパン」狩りで捕まったおんなたちは兵庫県においては、犯罪者扱いになってしまうのである。8月末には110名収容され、10月にはこの留置場で専任医師1名、保健婦2名で常時検診がはじまる。こうして取り締まりは、1948年5月2日警察犯処罰令および同年5月15日の行政執行法が廃止されるまで続く⁸³。

これまで警察犯処罰令では第1条2で「密売淫ノ罪ヲ犯シタル者」に対して30日未満の拘留が科せられ⁸⁴、そして行政執行法第3条では、「密売淫ノ罪を犯シタル者」に対して、性病の強制検診が行われていた⁸⁵。

ここで表②に注目したい。表②は、占領期における法制度の廃止と公布を論者がまとめたものである。

⁸² 神戸では、「特例」が施行されてからわずか2週間後には慰安所に立ち入り禁止令がでて、慰安施設は閉鎖する。

⁸³ その後留置場は1948年3月警察制度改革によって、神戸市警察局へ移管されることになる。

⁸⁴ 内務省令第16号「警察犯処罰令」『法令全書』1908年9月号317 ㉟。

⁸⁵ 法律第84号「行政執行法」『法令全書』1900年6月号228 ㉟。

「パンパン」とは誰なのか
 —「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
 茶園 敏美

表② 占領前半期における法制度の廃止と公布

年月日	法令	
S20(1945)11.22	花柳病予防特例	厚生省令第 45 号
S20(1945)12.01	花柳病予防法特例施行	
S21(1946)01.22	GHQ「日本における公娼廃止」覚書発	
S21(1946)02.02	娼妓取締規則廃止	内務省令第 3 号
S22(1947)01.15	婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する件	勅令第 9 号
S23(1948)05.01	警察犯処罰令廃止、軽犯罪法公布(5/21 施行)	法律第 39 号
S23(1948)05.15	行政執行法廃止、行政代執行法公布 公布日から起算 30 日経過した日より施行	法律第 43 号
S23(1948)07.15	性病予防法公布	法律第 167 号
S23(1948)09.01	性病予防法施行	

1948 年 5 月 1 日、警察犯処罰令の廃止にともなってかわりに軽犯罪法⁸⁶が施行されるが、この法律では「密売淫」に対しての項目はない。また、行政執行法にかわって同年 5 月 15 日に公布された行政代執行法⁸⁷においても、「密売淫」に関する項目がなくなっており、これまでのように私娼の取り締まりができなくなった。そのため、1948 年 5 月から 1948 年 9 月 1 日の性病予防法施行までの 4 ヶ月余りの期間は、1947 年 1 月 15 日に制定された勅令第 9 号⁸⁸「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する件」のみが取り締まり規定となる。この勅令第 9 号は、これまで取り締まりの対象となっていた「パンパン」たちは罰せられず、「パンパン」に売春をさせた者が罰則を受けるという勅令である。

ところがわずか 4 ヶ月後の 9 月に性病予防法が施行されたとたん、「パンパン」たちは合法的に、強制検診させられ、性病検査で陽性反応がでたものは、強制治療、強制入院させられてしまうのである。次節で詳しくみていくように、とりわけ性病予防法第 11 条が制定されて、「パンパン」たちは合法的に検診されることになるのである。

さらに、性病予防法では取り締まりの管轄が警察ではなく、県の吏員に移る。すなわち、性病が従来警察の管轄である「犯罪」や「処罰」の対象であったものから、「生活衛生」や「予防」といった県の行政管轄が扱うことになったのである。

ここで重要なことは、法的には確かに性病を取り締まる管轄が警察から県の吏員に移ったとはいえ、これから明らかにしていくように、性病予防強制検診のための「取り締まり」は、性病自体国の治安を脅かすものとして、警察が関与し続けているということだ。

⁸⁶ 法律第 39 号「軽犯罪法」『官報』号外 1948 年 5 月 1 日付内閣印刷局 3・4 号。

⁸⁷ 法律第 43 号「行政代執行法」『法令全書』1948 年 5 月号 9 号。

⁸⁸ 勅令第 9 号

第1条 暴行又は脅迫によらないで婦女を困惑させて売淫をさせた者は、これを 3 年以下の懲役又は 1 万円以下の罰金に処する。

第2条 婦女に売淫をさせることを内容とする契約をした者は、これを 1 年以下の懲役又は 5 千円以下の罰金に処する。

第3条 前 2 条の未遂罪は、これを罰する。

『官報』第 5999 号 1947 年 1 月 15 日付内閣印刷局 53 号]

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

さらにこのあたりから、「パンパン」のみならず「婚姻をしようとする者(第 8 条)」や「妊娠した者(第 9 条)」も組み込んで、すべてのおんなたちの身体が合法的に管理されていくのである⁸⁹。

この点を視野にとめながら次節で具体的に、性病予防法の中身をみてみよう。

3. 個人を守り国の治安を守る法

性病予防法は 1948 年 7 月 15 日公布され、同年 9 月 1 日に施行される。と同時に、今までの「特例」および花柳病予防法は廃止される。

ここでくりかえすが、まず花柳病予防法には伝染病のニュアンスはない。したがって性的サービスを提供しないおんなたちは、取り締まりの対象になっていない法令であった。ところが、1945 年 11 月 22 日付で定められた「特例」以降、性病は伝染病として扱われる法令となったのである。

この流れをおさえたうえで、1948 年 7 月 15 日に公布された性病予防法が「特例」と明らかに異なる部分は、性病予防法は性病から個人を守る法であると同時に、第 2 条で国家の治安を守る法⁹⁰でもあるということだ。このことについて、1948 年 6 月 2 日の衆議院厚生委員会で厚生技官予防局長の濱野規矩雄は、次のように説明している。

性病は国家と、それから公共団体と、個人において責任をもつて治していく。早期に発見いたし、徹底的な治療をいたすと同時に、予防思想を普及していきたい。これが法律の趣旨となっておるのでありますが、そういう意味におきまして、かかつておる患者は全部届出の制度をとることになっております。またかかった人は、徹底的に治療しなければならない義務を負わされております。従つてもしかかつた者が第三者にうつすときには、これはまた別の法律で傷害罪に問われることになっております⁹¹。

この濱野の説明でさらに注目すべきことは、性病に罹っている者が別の者に性病をうつした場合、性病予防法とは「また別の法律」、刑法第 204 条の傷害罪⁹²に問われてしまうということだ。

⁸⁹ 「婚姻をしようとする者」には、おんなのみならずおとも含まれるにもかかわらず、妊娠させた者の身体、すなわちおとたちの身体については、性病予防法は不問に付している。

⁹⁰ 性病予防法第 2 条は、国家の治安に関わる内容である。このような内容は、花柳病予防法特例までは存在しない。ここに第 2 条の原文をあげておく。

第2条 国及び地方公共団体は、常に、性病の徹底的な治療及び予防につとめるとともに、性病の治療及び予防に関する知識の普及を図らなければならない。

[これ以降、本章での性病予防法の内容は、すべて 1948 年 7 月 15 日付『官報』の法律第 167 号による]

⁹¹ 第 2 回国会衆議院厚生委員会議録第 5 号 1948 年 6 月 2 日国立国会図書館 5 頁。

⁹² 刑法第 204 条 人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス[公布明治 40 年 4 月 24 日法律第 45 号、施行明治 41 年 10 月 1 日]。1947 年 8 月 13 日第 1 回参議院司法委員会における刑事局長の國宗榮は、「この二百四條の場合は「十年以下ノ懲役又は五百圓以下ノ罰金」という相当重い刑になっております」と発言していることから、傷害罪においては、明治の公布以来改正されていないことがわかる[第 1 回参議院司法委員會議録第 13 号国立国会図書館 18 頁]。その後、1953 年、1954 年、1958 年と刑法は改正されるが、傷害罪は改正されていない。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

したがって、警察犯処罰令や行政執行法が廃止されても、警察の関与は行なわれるのである。

性病予防法は第 1 条から第 36 条まで細かく項目に分かれ、第 1 章総則、第 2 章届出、第 3 章健康診断、第 4 章治療、第 5 章施設、第 6 章費用、第 7 章補足、第 8 章罰則、そして附則といった章ごとに分類されている。

この中でとりわけ、第 4 章第 11 条によって、性病のための強制検診が合法化されたというのは、注目に値する。第 11 条とは、「都道府県知事は、正当な理由により売いん(傍点原文のまま—茶園)常習の疑の著しい者に対して、性病にかかっているかどうかについて医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断をさせることができる」という内容である。この第 11 条が当局側にとってどれだけ「画期的」な法律であるかについて、1948 年 7 月 2 日第 2 回国会衆議院厚生委員会で濱野は、次のように述べる。

第十一条は、昔はこういう法律が一つもなかったのであります。早く言いますとパンパン・ガールの検診はよく議会でも問題になりましたが、政府といたしましては検診が一切できなかつた。あれは先様の御命令によつて連れてこられて、御命令によつて検診した。今度の十一条で初めて、もしああいうことが必要であれば、当該吏員が検診できることになる。私らといたしましては、性病の予防関係で、これが一番困つておりました。そういう往来に立つてこびを売つて商売をしておる人たちの検診が、要するに淫売によつて挙らない以上検診ができない。今度そういう心配のある人の検診ができるようになりましたのが十一条でございます。これだけは非常に画期的なものになつております⁹³。

ここで濱野の、「そういう心配のある人」ということばに注目してみよう。すなわち濱野のことばには、性病に罹っているかどうか心配してあげている、といった「ケア」のロジックが存在する。このロジックの根底には、心配だからこそ、「早期発見」「早期治療」⁹⁴しなければならない、といった「医療上のルール」が存在しているということを、心にとめておこう。この「医療上のルールは」、法律にのっとって犯罪者を摘発し処罰するときに、「有罪であると証明されるまではだれも無罪である」⁹⁵とする「刑法上のルール」と対極にある。

濱野の説明に対し、社会党山崎道子は同年 6 月 24 日付『婦人民主新聞』で取り上げられた事⁹⁶をふまえ、「パンパン」に間違われた「まじめな働く女性」を一応病院へ連れて行って、「その身

⁹³ このあと濱野は、「人権蹂躪ということもあつて、ここらあたりなかなかデリケートな問題になります」と付け加えている[第 2 回国会衆議院厚生委員会議録第 21 号 1948 年 7 月 2 日国立国会図書館 14 頁]。

⁹⁴ 「ケア」のロジックを考えるにあたり、大村英昭の少年非行の取締まりについての論考は大いに参考になる。大村は、少年非行の取締まりについて、「個々の行為というより、むしろ少年たちの全般的な生活態度や性格を、それも将来起こりうる繰り返しや模倣(→固着ないし伝染)の可能性、および、その矯正(→治療)の可能性との関連で問いかけるものであるとするならば、これはもはや、医者が病人に対するときの態度と変わるところがない。ところが、この医療的エートスとでも呼ぶべき取締まり側の態度は、彼等取締まり官にもかならずしも十分意識されているとは限らないし、少なくとも刑法条文の細かい規定ほどには、“コード”化されていない。」[大沢英昭(1989)『新版非行の社会学』世界思想社 66-69 頁]。

⁹⁵ 大村英昭、前掲書、66-69 頁。

⁹⁶ この記事は、「ぶりかえすかその本性、耐えられぬ辱め 不当検診 こんどは夜の有楽町街頭

「パンパン」とは誰なのか
—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
茶園 敏美

分等が明らかになった場合にもこれを病院に連れて行くということこそ、私は人権蹂躪だと思うのですが、予防局長は、連れて行ったらどうしても診断しなければならないというような指示をなされているのかどうかと、第 11 条を「人権蹂躪」であるとみなす。

山崎は、「パンパン」が合法的に検診される第 11 条そのものが「人権蹂躪」というのではなく、「まじめな働く女性」という身分が明らかになった場合でも病院で強制検診されることこそ、「人権蹂躪」であるというのである。

この「人権蹂躪」については、山崎が厚生委員会で問題にした 3 日前の 6 月 30 日の第 2 回国会衆議院治安及び地方制度委員会でも、社会党大石ヨシエが「人権じゅうりん問題に関する説明聴取」として、次のように問題にしている。

警察では私どもがやみの女性ではないということがわかつておつても、平気でわれわれにこういうふうに侮辱を与えました。(中略)こんなまじめに働く女性を罪人扱いにした事実があります。これはひとり東京のみでなく、わが選出区の京都におきましてもこういう事実があります。また大阪におきましてもこういう事実があります。われわれがパンパン・ガールと間違えられてこういう侮辱を与えられるということは、実際われわれ日本女性のために私は義憤を感じずるものであります⁹⁷。

大石が「人権じゅうりん」だと述べるのは、「われわれ」が「パンパン・ガール」と間違えられて警察から「侮辱」されたからであるという。ここに、女性議員たちからも擁護してもらえない「パンパン」たちの状況がうかがえよう。

と同時に指摘したいことは、「まじめな働く女性」である「われわれ」が「パンパン・ガール」と同じ目にあわされたということで憤慨する大石のことは、法の取り締まりの対象が特定のおんなたちだけでなく、おんなたち一般に広がってきているという状況を述べている⁹⁸。すなわち、「パンパン・ガール」の身体に起こっていることと同じ事態が、「われわれ」おんなたちの身体にも起きていることを、はからずも大石は語ってしまう。

同治安及び地方制度委員会では同志クラブ(のち民主クラブ)佐藤通吉は、警察が捕まえたおんなたちが「パンパン」ではないとわかってなぜすぐ釈放しなかったのかという疑問を、次のように呈している。

M・P のほうから、進駐軍と会話中の女性は全部強制検診をせよという御指示があつた。その指示によって警察は動いたのだ。その次にパンパンでない女性であるということがはつき

から」という記事である。この記事には、勤め帰りの看護婦、英語教師らが問答無用で無理やりトラックに寄せられ、病院で強制検診を受けさせられ、病院の不潔な寝具が原因で一晩で皮膚病に感染し、入院料として 200 円請求されたとある[婦人民主クラブ編『婦人民主新聞縮刷版第 1 巻(1946・1953 年)』婦人民主クラブ 179 頁]。

⁹⁷ 第 2 回国会衆議院治安及び地方制度委員会議録第 48 号 1948 年 6 月 30 日国立国会図書館 1 頁。

⁹⁸ この状況を裏付けるものとして、先ほどの『婦人民主新聞』の記事では、トラックで運ばれた 200 余名のうち 30 名は身元が明らかになっても、病院に運ばれたということが掲載されている[婦人民主クラブ編前掲 179 頁]。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

りした場合には、即時釈放しなければならないという指示をうけておるということですが、これは間違いありませんでしょう。そういたしますと、正当な身分の証明を持ち、しかも

言語、挙動において^{ママ}パンパンでないという事実が明瞭となれば、なぜ警察は即時釈放されなかつたかということになります⁹⁹。

佐藤の疑問に注目するならば、GHQ 側では、会話を含む進駐軍と接触するおんなたちに、有無をいわず強制検診を実施することによって、性病蔓延の責任を兵士相手のおんなたちにすべて押し付けていることがうかがえる。と同時に、警察側がおんなたちの身元がわかっても「即時釈放」しなかったというのは、日本の警察では、おんなであれば誰でも性病の疑いがあると考えていた可能性が強い¹⁰⁰。こうした考えを通して第 1 章で論じた、おんなたちの家父長制批判に「脅威」を感じているおとこたちの姿が浮かびあがってくる。

さて性病予防法では、第 8 条「婚姻しようとする者は、あらかじめ、相互に、性病にかかっているかどうかに関する医師の診断書を交換するようにつとめなければならない」、第 9 条「妊娠した者は、性病にかかっているかどうかについて、医師の健康診断を受けなければならない」という内容も盛り込まれている。そして第 28 条に、「伝染の虞がある性病にかかっている者が、性交、授乳その他病毒を感染させる虞が著しい行為をしたときは、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する」とあるように、子どもに「授乳」したことにより子どもに感染させた場合も罰則を科せられてしまうという、徹底したものだ。

このように性病予防法は、国民すべてを対象としたものであったが、第 11 条が指し示すように、「パンパン」の強制検診が合法的になるのみならず、強制治療(第 15 条 1)、強制入院(第 15 条 2)の部分も条項に盛り込まれたのである¹⁰¹。

軍政関係の資料の「執務月報(8 月分)」¹⁰²によると、1949 年 7 月 31 日以降、県衛生部では風俗関係のおんなたちにこれまで受けさせていた「健康診断」¹⁰³を、厚生省予防局長の通牒によっ

⁹⁹ 第 2 回国会衆議院治安及び地方制度委員会議録第 48 号 1948 年 6 月 30 日国立国会図書館 2 頁。

¹⁰⁰ 警察がこのように考えていた理由として、山崎が国会でとりあげた『婦人民主新聞』での被害者の談話から推測できよう。被害者は、「警察では私どもがやみの女でないにもかかわらず、平気で、おもしろ半分に扱っていました。東京の女はみんな一度ははいる方がいいのだなどと暴言を吐いていました」と述べている[婦人民主クラブ編『婦人民主新聞縮刷版第 1 巻(1946-1953 年)』婦人民主クラブ 179 頁]。

¹⁰¹ 第 15 条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、現に医師の治療を受けていない患者又はその保護者に対し、医師の治療を受け、又は受けさせるべきことを命ずることができる。第 15 条 2 都道府県知事は、性病の徹底的な治療及び予防を行うため、特に必要があると認めるときは、患者又はその保護者に対し、その患者の病毒が伝染する虞がなくなるまで病院又は診療所に入院し、若しくは入所させることを命ずることができる。

¹⁰² この資料は外務省関係の資料で、「取扱注意」となっていることから、機密資料であると考えられる。資料の破損が激しいが、可能な限り復元を試みた。なお、ページ数は明記されていない[「執務月報(8 月分)」1949 年 8 月『連合軍の本土進駐並に軍政関係一件 軍政関係 連絡調整 地方事務局執務報告書綴(神戸二)A'・1・0・0・2・1・1』]。

¹⁰³ 健康診断とは、花柳病予防対策の健康診断であるから、実際は性病検診のことである。

「パンパン」とは誰なのか
 —「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
 茶園 敏美

で中止し、自発的に診断を受けてもらうことになった¹⁰⁴。そしてこのことは、同年8月16日神戸基地司令官から花柳病予防対策についての説明を求められた際に、県衛生部と神戸市警とが協議して答えたことであった。そしてこの事実を反映するかのよう、1949年から1950年にかけて、神戸市では表③のとおり保健所併設性病診療所は次々と、国家補助が承認されていく。

表③『昭和26年度国庫補助に関する綴』昭和27年衛生部総務課

診療所名	都道府県市立の別	承認年月日	所在地
大石性病診療所	市立	1949.10.18	神戸市灘区大石東町2丁目19
生田性病診療所	市立	1950.10.24	神戸市生田区中山手7丁目
兵庫性病診療所	市立	1949.10.18	神戸市兵庫区松本通1丁目
長田性病診療所	市立	目下申請中にて 本年度承認されるもの	神戸市長田区神楽町4丁目
須磨性病診療所	市立		神戸市須磨区稲葉町3丁目
葺合性病診療所	市立		神戸市葺合区神若町4丁目

この表によれば、神戸市の場合少なくとも市立の性病診療所には国家から補助がおりていたということがわかる¹⁰⁵。このことから、性病予防は国策であったといえる。さらに、長田性病診療所、須磨性病診療所、葺合性病診療所は「目下申請中」であることから、国家補助が承認される以前から性病検診や治療を行なう診療所は開所されていたのである。ただし、大石診療所と東山診療所が併設分の性病診療所費として、国庫補助を申請していることから¹⁰⁶、「性病診療所」という看板を掲げていなくても、性病検診や治療を行なっていた診療所があるということがわかる。

¹⁰⁴ 自発的に受ける前までは、県衛生部によって、特殊喫茶店女子従業員400名に対しては、福原病院で週1回の検診を、日本人専用ダンスホールのダンサーには別の病院(資料に病院名は明記されていたものの判読不能)で週1回の検診、そして占領軍専用キャバレー又はダンスホールのダンサーには川崎病院で週2回の検診を受けさせていたという。占領軍専用娯楽施設で働くおんなたちのみ、週2回の検診を義務づけていたことから、占領軍兵士が相手のおんなたちに対しては特に性病対策を厳重に行なっていたことがうかがえる。

¹⁰⁵ 当時は、公立以外の診療所などでも性病検診を行っていた。1948年に生田区で産婦人科診療所を開設した上田病院院長上田緑郎氏にうかがうと、「当時この付近で開業している産婦人科医は、性病診療所という看板をあげている所もあった。詳しくは覚えていないが」と、1963年以来上田病院に勤務している看護師の女性が証言してくれたという。1962年までは上田病院に勤務していないとはいえ、「性病診療所」という看板が読めることを考えると、この女性は当時漢字の読めない年齢ではなかったと予想する。お忙しい中、ご丁寧な回答くださった上田緑郎さんに感謝します。

¹⁰⁶ 1949年10月5日付で大石・東山保健所併合分の性病予防費国庫補助申請がなされて同年10月18日に承認されていることから、大石性病診療所は大石保健所と東山保健所が合併した施設であると推察できる[『昭和24年度国庫補助に関する綴』昭和25年衛生部総務課]。

「パンパン」とは誰なのか

ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー

茶園 敏美

まとめ

本章では、戦後まもなく開設された進駐軍将兵用慰安施設は、おんなたちの「欲望」を吸引する場として登場したと併せて、占領期以降、花柳病予防法から花柳病予防法特例を経て性病予防法へ至るまでの法令の変遷を詳細にたどり、当時の法制度が神戸のおんなたちにどのように機能していったのかをみてきた。

敗戦直後、食うや食わずの生活を強いられている状況にあって、「宿舎、食事付」さらに「収入多大」という広告は、誰もが魅力を感じたであろう。とくに、なんとかしてその日の食べ物を調達しなければならない状況にあるおんなたちにとって、進駐軍専用クラブで兵士相手に社交ダンスさえ踊れば、おしゃれもできて収入も増え、さしあたり明日の生活の心配をしなくてすむのだ。一方、たとえ「収入多大」であっても、肌の色の異なる体格のいい進駐軍兵士に躊躇しているおんなたちもいたであろう。だが、新聞ではそんなおんなたちの迷いを払拭するようかのように、進駐軍兵士は気前がよく礼儀正しいといった報道を掲載する。こうして進駐軍の集う施設や、その施設で働く「ダンサー」に「欲望」を感じるおんなたちが大勢いたことだろう。

ところがこの仕事は、「占領軍の進駐時に間に合うように進駐軍将兵用慰安施設の設営を急げ」という内務省からの緊急指令を受けて急遽、兵庫県警が復活させた「保安課」によって募集された進駐軍将兵に性的サービスを提供する「慰安婦」という仕事であった。

そもそも進駐軍将兵用慰安施設は、「民衆保護」のため、すなわち日本を占領した兵士たちによって、おんなたちが性暴力にあわないために、国策によって設けられた施設であった。そのため、性的サービスを生業としている娼妓を施設の「慰安婦」として復活させるはずであった。しかし、終戦当時は娼妓が不足しており、予定した人員に満たなかった。そこで「保安課」のとった行動は、闇市が出るほど極端に物資が不足している状況を利用して、「食事、宿舎付、収入多大」といった甘いことばで、早急に「慰安婦」の頭数をそろえることであった。すなわち、「慰安婦」の頭数が足りなければ、当局側がなんとかしておんなたちを守るという政策ではなく、保護すべきおんなたちを「慰安婦」に利用したのである¹⁰⁷。ここに、アジア太平洋戦争中に「甘言」によって、日本兵の性的「慰安婦」として多数集められた植民地のおんなたちに重なるものがある。

生活のためと覚悟を決めて、「慰安婦」になったおんなたちもいたであろう。にもかかわらず 3 ヶ月足らずで慰安所は閉鎖され、おんなたちは仕事を失い街娼になっていく。当初「保安課」が集めるだけ集めた¹⁰⁸「慰安婦」たちが失業し街娼となったとたん、彼女たちは性病を撒き散らすものとみなされ、「保安課」によって今度は取り締まりの対象となっていく。この取り締まりは「パンパン」狩りと呼ばれ、「パンパン」とそうでないおんなたちの区別なしに強制検診が行なわれた。いわゆるミス・キャッチによる強制検診である。

ここで、ミス・キャッチということばを考えてみたい。ミス・キャッチというのは、「パンパン」ではな

¹⁰⁷ 性的サービスを生業にしているからといって、娼妓を施設の「慰安婦」として復活させるという政府の考えは、植民地のおんなたちを率先して日本兵の性的「慰安婦」にさせた発想に通じるものがある。

¹⁰⁸ 新聞の募集広告には、「連合事務所」「太閤事務所」「花隈タンゴ事務所」という名称が明記されていたり、「山手ビル三階三号室」といった場所しか明記されていなかったりと、結局どこが募集しているのかわからない広告となっている。この点も、日本兵の性的「慰安婦」の募集と類似しているといえる。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

いおんなが「パンパン」に間違われて当局側に捕まることである。国会でもこのミス・キャッチは問題になり、「まじめな働く女性」という身分が明らかになった場合でも、病院で強制検診されるのは、「人権蹂躪」であるという主張があったことは本章でも述べたことである。そしてこの主張には、「パンパン」とそうではないおんなたちを区別する視線がおんなたちの中にもあったということは、すでに指摘したとおりである。

だが、ミス・キャッチということばそのものに、「パンパン」とそうでないおんなたちを区別する意識が存在しているといえる。というのも、ミス・キャッチということばは、「パンパン」に間違われたおんなたち、あるいは「パンパン」に間違われることが問題だとするひとたちが使うことばであるからだ。

さらにおんなたちをのべつまくなしに取り締まるのは、第 1 章でも述べたが、外国兵と交わるおんなたちに、家父長制の規範を脅かされてしまうかもしれない、という「脅威」を感じているからだ。

このような社会的文脈を念頭に置きつつ、本章では法令の変遷をたどってきた。

これまでみてきたように、花柳病予防法から「特例」を経て、性病予防法へと法令が変遷することによって、占領期のおんなたちの身体が、次第に合法的に管理されていった。すなわち、花柳病予防法は、芸者、娼妓、接待婦への法律であり、性病に罹ったとしても届けは不要だった。だが「特例」になると、性病が伝染病として扱われることにより、性病患者の住所、氏名、年齢、性別、病名の届けが義務づけられる法令になっていった。そして性病予防法は、特定の労働者を性病から「保護」する法令から、「衛生」「予防」という名のもとに、だれでも拘束できる法令となっていた。というのも性病予防法は、第 2 条¹⁰⁹にはっきりと示されているように、国家の治安に関わる法であり、さらに性病に罹っている者が別の者に性病をうつした場合、刑法第 204 条傷害罪に問われるのである。

性病予防法それ自体は、刑法と関係なく成立した法制度である。一方傷害罪も、性病予防法と関係なく刑法の範疇の条文である。にもかかわらず、この傷害罪が取り締まりの道具として機能し、性病予防法に連動して働く。これが、花柳病予防法ならびに「特例」にはない、性病予防法の特徴である。

さらに、性病予防法は第 8 章で罰則規定が設けられ、次に引用する第 26 条、第 28 条は性病に罹っている者の、傷害罪とは別の罰則規定である。

第26条 伝染の虞がある性病にかかっている者が、売^{いん}をしたときは、これを二年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する¹¹⁰。

第28条 伝染の虞がある性病にかかっている者が、性交、授乳その他病毒を感染させる虞が著しい行為をしたときは、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する¹¹¹。

¹⁰⁹ 第 2 条 国及び地方公共団体は、常に、性病の徹底的な治療及び予防につとめるとともに、性病の治療及び予防に関する知識の普及を図らなければならない。

¹¹⁰ 傍点は条文どおり。

¹¹¹ 第 28 条にのみ、「2 前項の罪は、告訴を持つてこれを論ずる」という項目も設けられている。

「パンパン」とは誰なのか

ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー

茶園 敏美

このように、性病に罹っている者が性病をうつす行為をすると刑罰が科される。と同時に、性病に罹っている「心配のある人」についても、性病検診が合法的にできてしまう(第 11 条¹¹²)のが、性病予防法である。この第 11 条の適用によって、当局側が「うたがわしい」と判断したおんなたちは、有無をいわず診療所で強制検診を受けさせられた。

実際に強制検診で陽性反応を示した人数の数倍のおんなたちが拘束されてしまったことを考えると、「早期発見」「早期治療」の名目で、いつでもどこでもおんなたちの身体を拘束していったのである。このように、だれでも拘束できる法令であるからこそ、いつ拘束されるかわからないという不安や恐怖がおんなたちの間に広がっていく。

以上のことから性病予防法は、性病からからだを守るための予防法にもかかわらず、第 2 条で明確に示されているように、国家の治安を守る法でもある。だからこそ警察が関与し、「疑わしい」おんなを取り締まり、管理するための法律として機能していった。さらに強制検診、強制治療、強制入院を合法化することにより、おんなたちへの性暴力を合法化した法律といえよう。

こうしておんなたちの身体は合法的に管理されていくのであるが、1951 年 5 月 28 日神戸市「売いん等取締条例」の施行により、神戸のおんなたちは性病予防法よりさらなる強制力を伴う条例に身体をさらされるのである。

¹¹² 都道府県知事は、正当な理由により売いん[傍点原文のままー茶園]常習の疑の著しい者に対して、性病にかかっているかどうかについて医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断をさせることができる

「パンパン」とは誰なのか
 —「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
 茶園 敏美

第3章 性病予防法と神戸市「売いん等取締条例」と「性病監視員」というまなざし

はじめに—神戸という場—

第2章は戦後まもなく開設された進駐軍将兵用慰安施設が、おんなたちに拒否される施設ではなく、おんなたちのさまざまな「欲望」をのみこむような施設として登場してきたことと、慰安施設が閉鎖されると同時に、強制検診という名目で「パンパン」狩りがおこなわれたこと、そして「パンパン」狩りが合法的に行なわれる背景にあった、花柳病予防法から性病予防法へ至るまでの法制度の変遷を論じてきた。

その結果、「欲望」をかきたてられるかのような甘言でもっておんなたちは、進駐軍将兵用慰安施設の性的「慰安婦」にさせられていったことや、施設の閉鎖と同時に、今度は強制検診という取り締まりの対象になってしまったということが浮かび上がった。

さらにこれまでの法令とちがって性病予防法は、個人を守ると同時に国の治安を守るための法律であるということ、「早期発見」「早期治療」という名目であらゆるおんなたちを取り締まる法律であるということが大きな特徴のひとつだということをみてきた。すなわち、性病に罹ることが国家の治安を揺るがす事態であるから、強制検診、強制治療、強制入院が合法化されるというのが性病予防法である。いいかえれば、国家の治安を守るためにおんなたちへの性暴力を合法化した法律が性病予防法であるといえる。

本章では、性病予防法施行から5年後、朝鮮戦争時に国連軍専用の娯楽施設 RR センター (Rest and Recuperation Center) が神戸で開設されたことに焦点をあて、当時おんなたちが合法的に管理されていたこと、具体的には性病予防法と神戸市「売いん等取締条例」といった神戸市独自の条例との2本立てで、二重に身体を管理されていたことを考察する。

ここで、RR センターとは、あくまでも朝鮮戦争の前線にいた兵士の休息のための娯楽施設であり、性的なサービスは提供していない、図書室を兼ね備えた宿泊施設である。

図①神戸RRセンター内部	
8F	大食堂
7F	
6F	宿舎(1200台のベッド)
5F	
4F	
3F	手続き所
2F	シャワー室／脱衣場／会議室
1F	ドル交換所:5日間で平均300\$支給←\$1@¥360 観光案内所(注1)／海外電話室／郵便局／PX／洋酒店(スナック・バー)
地下1F	(注2)理髪店／靴みがき／エリ章店／写真店／果物店／土産物店／洋服店

注1:窓口で琵琶湖ホテル(軍将校用)、洛陽ホテル(下士官以下兵士用)が紹介。洛陽ホテルは宿泊料\$3。その他日本の業者の推薦旅館。
 注2:これらの店舗は、PXの責任者を通じて許可を受けた日本人業者。
 注3階不明であるが、映写室、休憩室、図書室、教会もある。
 注4司令部のスペシャルサービス(特別施設課)では、バスで京都、奈良、大阪への観光、買い物、写真撮影旅行計画。ゴルフ、魚釣り、狩猟、ヨット他の設備完備。
 注5:RRセンター指揮官はロバート・A・エリクソン少佐
 注6:全責任者はキャンプ神戸司令官F・ヘインズ大佐
 (1953年9月21日付『神戸新聞』記事より作成)

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

RR センターはその名称から RAA と混同されがちだが、図①からも明らかなように、進駐軍のために性的サービスを提供するために作られた慰安施設 RAA(Recreation and Amusement Association 特殊慰安施設協会)とはまったく異なる施設である、ということをまず強調する。

だが本章で特に強調したいのは、性的なサービスを提供しない RR センターが神戸という場に移転したこの時期にこそ、性病予防法に加えて神戸市「売いん等取締条例」でおんなたちの身体は、性病予防法のための時代よりもさらなる厳しい状況にさらされるのである。

性病予防法とは、くりかえすが性病の疑いのある者は強制検診を受けさせられ、性病に罹っている者に対しては、強制治療、強制入院させられるという、強制的に性病を予防する法である。

また、おんなたちは、どのように強制検診させられていたのか、当時浅草にあった生活困窮者の施設で働いていた山本俊一(衛生学)¹¹³は、次のように説明している¹¹⁴。

予め自動車その他の乗物を用意した都道府県衛生吏員、政令で定める市の吏員または保健所の職員である医師および警察職員等で構成される一隊が、パンパン・ガール、接客婦その他売春常習者の職場である街の一角を襲い、現に売春を行っている者は勿論、売春常習者である疑いの著しい者に対しては、性病に罹っているかどうかについて医師の健康診断を受けさせるために保健所、診療所または病院に連行する行為を意味している。ある女についてその者に売春常習者の嫌疑があるかどうかはその者の服装、化粧、所持品、その者のいる場所、時間その他諸般の情状を健全な常識に照らして判断することになる。

このような「強制検診」では、「パンパン」とそうでないおんなたちの区別は、おんなたちを「連行」する者の「健全な常識」にゆだねられている。すなわち、「健全な常識」という抽象的なイメージで、おんなたちは強制検診を受けさせられるということが指摘できよう。

さらに、「パンパン・ガール、接客婦その他売春常習者の職場である街の一角」と述べる山本のことに注目したい。本研究で神戸にこだわる理由はここにある。2章ですでに「神戸の慰安施設は生田区に」(1945年9月4日付『毎日新聞』)、「進駐軍の慰楽施設 ビルや高架下にダンスホール」(1945年9月4日付『神戸新聞』)の記事を引用したが、ここであらためて記事の最後の2行に注目してみたい。前者の記事には「なほ同地区内にある商社、市民住宅は現在別に立退かせるといふことはないからはやまつて不安動揺せぬやう注意してゐる」、後者は「なほ以上慰安施設の附近周辺にあるビル、民家等は進駐軍の要求のない限り立退は命ぜられない」とある。両者の記事に共通していることは、RR センターの移転場所である神戸は、「パンパン」たちが大勢いる繁華街であると同時に、商社が林立するビル街でもあるということだ¹¹⁵。いいかえれば、「パンパン・ガール、接客婦その他売春常習者の職場である街の一角」は、神戸では山本の述べる「パンパン」以外のおんなたちの職場でもある。

このように繁華街と商社が渾然一体となった神戸という場は、おんなたちを誤認で取り締まるケ

¹¹³ 「街娼らの強制的性病検査」『読売新聞』1996年9月17日付。

¹¹⁴ 山本俊一(2002)『衛生学者が綴いた売春性病史』文光堂 133-134頁。

¹¹⁵ 2006年現在のRRセンター周辺地域も当時とかわりなく、オフィスビルや神戸市立博物館、大丸神戸店などを取り巻く一帯に位置し、繁華街と企業のビルが林立している場である。新聞記事にある民家というのは、RRセンター周辺というより厳密に言えば、元町商店街や三宮商店街界隈を指しているといえよう。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

ースが多発していたのではないだろうか。この疑問については、本論第4節で詳しく考察したい。

さらにこのように厳しい措置の性病予防法に加えて、RRセンターが神戸に開設された時期は、神戸市「売いん等取締条例¹¹⁶」も施行されているのである。第3節で詳しく述べるが、RRセンターが奈良から神戸に移転されるまでは、奈良と同様神戸でも連日反対運動の署名や集会が各地で行われた。しかしながら、センター移転後は表面上では奈良のような犯罪が起きなかったため、住民や諸団体の反対運動が急速に下火になっていく。にもかかわらず、性病予防法と合わせて神戸市「売いん等取締条例」が施行されていた。この2本立ての取り締まりによって、奈良と異なりマスメディアでは騒がれていないにもかかわらず、おんなたちにとって神戸という場は、取り締まりの厳しい場であったのである。

そこで本章で強調したいのは、RRセンターが移転した神戸を考察することにより、奈良では誰の目にも見えるかたちで起こった問題が、神戸では一見見えにくくめだたなかっただけで、むしろ埋もれたまま奈良以上に、より深刻な問題となって継続しているのではないかということである。

その一つが本章でとりあげている、性病予防法と神戸市「売いん等取締条例」との「二本立て」の取り締まりによる、おんなたちの身体を管理することだと考える。

以上のことをふまえて、神戸のことを論じる前にまず次節で奈良RRセンターについてみてみよう。奈良において誰の目にも見えるかたちで起こった問題とは、何なのか。

1. 奈良RRセンター —畑にできた西部の街—

1952年5月1日、奈良市横領町にRRセンター(Rest and Recuperation Center)が大阪市の住友ビルから移転してきた。奈良のRRセンターの収容能力は500人ほどである。古都奈良という土地柄、田畑の真ん中に突然できたこの施設は、当時の奈良の人々を翻弄するのに十分だった(次頁地図①奈良RRセンター周辺¹¹⁷)。

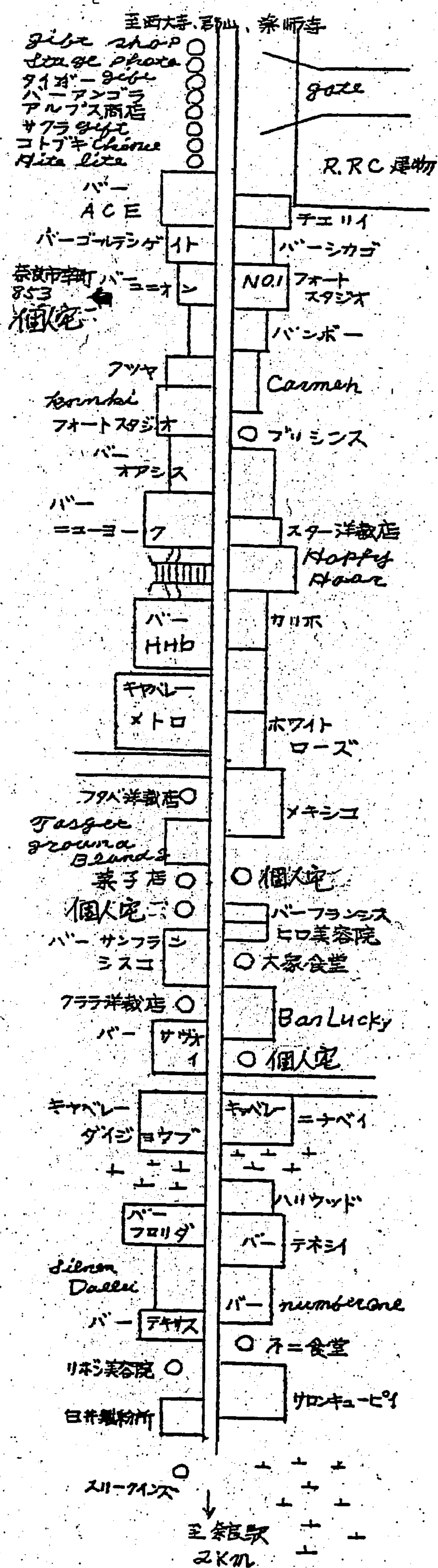
『奈良日日新聞』が1953年1月18日から1月24日まで不定期に6回連載された報告書「R・Rセンター白書」では、1952年末はセンター前にはキャバレー2軒、レストラン10軒、カフェー16軒、カメラや土産物売るギフトショップ24軒が軒をつらね、さらに新築工事が行なわれると報告している。すなわちこの時期ですでに52軒もの店が、RRセンターめざしてやってくる兵士たちめあてに建てられたのである。経営者はキャバレー、カフェー、レストラン各1軒が台湾系人で営まれているほかはすべて日本人であり、そのほとんどが他府県人(大阪府が多い)でRRセンターの移転にあわせて巡る人々だという。しかしながら、これらの店を造る直接の労働力として供給されたのが「村の青年」であり、「そこに働く田舎のおつさん」たちであった。

「R・Rセンター白書」は、RRセンター廃止期成同盟会(これ以降廃止期成同盟会と明記—茶園)の調査に基づいて作られた白書である。廃止期成同盟会というのは、1952年9月3日結成された市民団体で、地評、国鉄労組、ユネスコ協力会、婦人団体、宗教団体など37団体が参加

¹¹⁶ 1951年5月28日制定。

¹¹⁷ 現在はRRセンター跡地は積水化学工業奈良工場が建てられ、キャバレーや土産物売り場の跡地は駐車場だったり、ワンルームマンションが立っていたりで、その当時の面影はまったくない。別紙地図②参照。

「パンパン」とは誰なのか
—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
茶園 敏美



地図①奈良 RR セン
ター周辺

注：原文では個人名が明記されているが、2006 年現在も同じ場所に住んでいらっしゃるので「個人宅」と表記している。

出典：佐藤公次
(1996)『占領と平和
運動』耕文社 290 頁

「パンパン」とは誰なのか

ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー

茶園 敏美

している¹¹⁸。廃止期成同盟会結成後わずか3ヵ月足らずでRRセンター調査委員会を結成し、その調査結果を同会委員松井喜三(当時国鉄労組奈良支部事務長)の手によって、「R・R センター白書」としてまとめ、奈良市民にあてて、RR センター廃止の参加運動を呼びかけていた¹¹⁹。

廃止期成同盟会がRR センター廃止を呼びかける一方で、RR センター存続を求める動きもあった。RR センター存続を求めるのはRR センター前尼ヶ辻商店街組合(前地図①)¹²⁰で、同組合は1万名以上の移転反対署名運動を展開していた¹²¹。1953年5月28日付『奈良日日新聞』の、「(前略)農民達までが、営々として働くことを忘れ土地を貸して甘い汁を吸うトンデモない空気を覚えさせることを最も恐れるものである。地主の甘言に乗せられ寸時にして金になるので小作人達も簡単に妥協している現状には看過し難いものがある」という記事から、RR センターが出現したことによって、多くの人々が自らの労働力と引き換えに簡単に大金を手にするチャンスがころがっていたことがうかがえる。とするならば、RR センターが移転されることによってたちまち生活に困るのが、当の村人たちである。田畑を業者に売り渡してこれまでの生活様式をがらりと変えた者、農業をやめて店を始めた者、あるいは店員になった者にとって、RR センター移転は自分たちの死活に直結する問題であった。このようにRR センターの存在は、センターをとりまく住民たちをセンター存続派と廃止派の2つに分断してしまい、この争いはRR センターが神戸に移転するまで続いていく。

奈良では誰の目にも見えるかたちで起こった問題とは、この争いのほか、RR センターが奈良で開設された1年4ヵ月足らずの間、ほぼ連日地元の新聞『奈良日日新聞』¹²²や『大和タイムス』で、センターの兵士目当ての「パンパン」やポン引きについての報道が絶えなかったことにある。

別紙②③は、両紙における報道の見出しである。この見出しを追うだけでも、RR センターが奈良の農地に移転してきたことが、どれほど周辺の人々にインパクトを与えたかがわかる。

ここで、写真①に注目してみたい。



写真①1953年7月29日付『大和タイムス』

¹¹⁸ 「RR センター廃止同盟会を結成」『奈良日日新聞』1952年9月4日付。

¹¹⁹ 「R・R センター白書(5)」『奈良日日新聞』1953年1月22日付。

¹²⁰ 地図①は尼ヶ辻商店街という記載はないが、RR センター前の商店街といえば、この地図①だと考えられる。

¹²¹ 「移転反対署名運動を展開」『奈良日日新聞』1952年9月21日。

¹²² 『奈良日日新聞』の資料は、今はもう手に入らない貴重な資料である。この資料をくださった藤目ゆきさんに感謝します。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

写真①は、奈良 RR センター周辺カフェなどで働くおんなたちだが、彼女たちのドレス、バッグ、ハイヒール、そしてヘアスタイルなどは、当時センター周辺に住むおんなたちを十分刺激したと考えられる。同様におとこたちにとっても、アメリカナイズされたおんなたちの容姿は、第 1 章でも論じたが、家父長制の規範を脅かす「脅威」の象徴として映ったであろう。

このように奈良では人々の注目の的となった RR センターが、奈良から神戸に移転したことによって、神戸ではどのようなようになったのかを次節でみてみよう。

2. 神戸 RR センター開設—奈良から神戸へ—

RR センターは、1953 年 9 月 21 日に神戸市生田区海岸通にある神港ビルに移転した。神戸の RR センターは奈良の 2～3 倍の収容能力を誇る。1 日平均 250～300 人利用者のいる RR センターは、誰でも利用できるわけではない。センターを利用するにあたり、以下の条件を満たしていなければならない¹²³。

- ① 朝鮮戦線に 5 ヶ月以上勤務していること
- ② 日本を訪れたことのない者であること
- ③ 20 歳～25 歳

これら 3 つの条件をクリアした兵士は、300 ドル(1 ドル=360 円)の給与が支給され、「5 日間の休養期間を自由に楽しむことができる¹²⁴」のである。この 5 日間の休養は、RR センターで休養してもよいし、他の施設を利用してもよい。ただし RR センターを宿泊所として利用するのであれば、異性の同伴宿泊禁止である。このように、施設自体は性的なサービスが払拭された娯楽施設である。

この娯楽施設の設置が問題となったのは、奈良の場合、センターを利用する兵士たちの金めあてに、ポン引きやおんなたちが奈良以外の場所から大勢つめかけてきたからである¹²⁵。その結果、連日新聞では、別紙②や③にあるように「子供にも悪影響¹²⁶」、「くずれゆく農地¹²⁷」などと報道され、センター付近の住民たちの反対運動が、次第に広がりをみせていった¹²⁸。そして奈良から神戸にセンターの移転が決まると同時に、今度は神戸の各地で連日反対運動の署名や集会が行われた¹²⁹。

¹²³ 『大和タイムス』1953 年 6 月 5 日付、『神戸新聞』1953 年 8 月 15 日付、同年 9 月 19 日付。

¹²⁴ 『大和タイムス』1953 年 6 月 5 日付。

¹²⁵ 1953 年の国家公務員大卒初任給が 7,650 円で、2005 年の大卒初任給が厚生労働省調べによると 193,900 円であるから、約 26 倍の差がある。したがって、RR センターで兵士が支給された 300 ドル(108,000 円)は、現在の貨幣価値に換算すると、280 万円という計算になる。この 280 万円を目当てに、ポン引きやおんなたちが県外から大勢押しかけてきたのである。

¹²⁶ 『奈良日日新聞』1952 年 9 月 4 日付。

¹²⁷ 『大和タイムス』1952 年 10 月 13 日付。

¹²⁸ 「奈良教も反対運動—全国的に協力求める」『大和タイムス』1953 年 6 月 4 日付。

¹²⁹ このときの状況はすべて、1953 年 8 月 19 日から同年 9 月 19 日付の『神戸新聞』で取り上げられている。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

別紙④をみれば、RR センターが神戸移転に決まった 1953 年 8 月 12 日から連日『神戸新聞』で、RR センターに関連する報道がセンター開設直後の同年 9 月 24 日まで続いているのがわかる。



写真②1953 年 8 月 31 日付『神戸新聞』

ところが神戸にセンターが移転してしまうと、表面的には奈良でおきたような犯罪がおきなかったため、写真②にみられるような、住民や諸団体の反対運動が次第に下火になっていった。別紙④にあるように、『神戸新聞』の報道も、9 月 28 日から極端に減っていき、10 月以降は、帰休兵たちに好意的な報道がなされる傾向にある。センター開設までは連日連夜、反対署名運動を展開していた団体の報道も 10 月以降全く報道されていない。そして 1955 年 3 月 12 日、朝鮮からの帰休兵人員の減少という理由でセンターが閉鎖されるまでの 1 年半、神戸では結局移転運動も起きず、RR センターの運営は、当初「神戸 RR センターは極めて暫定期間である¹³⁰」と言われていたものの、移転することもなく、神戸でそのまま維持されていく。さらに、RR センターに関する報道も特になされていない。

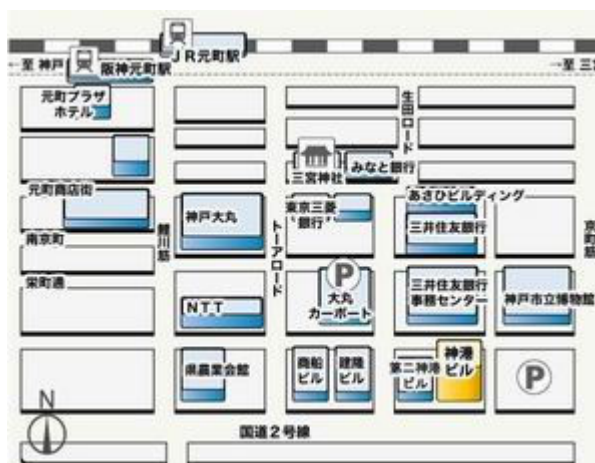
次の写真③と地図②は、2006 年現在の神港ビルの写真およびその周辺地図である。

¹³⁰ これは兵庫県知事岸田幸雄が、1953 年 9 月 26 日に開かれた第 45 回(臨時)兵庫県会会議の席上で述べたことである。岸田は、「駐留軍本部の説明によりますと、今日の神戸 RR センターは極めて暫定期間であると云うことを、特に日本政府に申し入れておりまして、県側^{ママ}も外務省を通じてそう云うことも申し出てあります」と述べた[第 45 回(臨時)兵庫県会会議録(第 3 日) 第 153 号 1953 年 9 月 26 日 130 頁]。RR センターが開設する前の 9 月 13 日の『神戸新聞』でも、中央との折衝のため上京していた佐藤兵庫県外務課長が帰神して、「RR センターの神戸移転はあくまで暫定的なものであるとの最初の方針に変わりはない」と述べている。

「パンパン」とは誰なのか
—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
茶園 敏美



写真③¹³¹



地図②¹³²

地図②では、神港ビル周辺は博物館やデパート、企業のビルなどが林立し、さらにこのあたり一体が旧居留地のショッピング街に位置している。そして連日地元のひとびとや旅行客で賑わいをみせ、RR センターが神戸に存在していたことは、地元の間人さえも知る人は少ないのが現状である。

現在の神戸はこのような状況であるが、RR センターが移転した 1953 年は、性病予防法に加えて神戸市「売いん等取締条例」が合わさって施行されていた時期でもあった。神戸の場合、RR センターが開設されてから、これまで盛んだった移転運動が下火になっていき、最終的には RR センター反対運動の報道が消えてしまう一方で、法制度の側面で、RR センターの兵士目当ての「パンパン」たちへの取り締まりが厳しくなっていく。

では、次節で性病予防法と神戸市「売いん等取締条例」両者の施行で、どのようになるのか具体的にみていこう。

3.「二本立て」の強制検診

性病予防法は 1948 年 7 月 15 日公布され、同年 9 月 1 日施行される。性病予防法が施行されるまでは、花柳病予防法及び花柳病予防法特例(今後花柳病予防法特例は「特例」と表記する)が施行されていた。すでに第 2 章で詳述したが、ここであらためて花柳病予防法及び「特例」と、性病予防法との違いを明確にしておこう。

まず、花柳病予防法とは、芸者、娼妓、接待婦といった特定の労働者を性病から「保護」する法令であった。そして性病に罹ったとしても、届けは不要だった。1945 年 12 月 1 日施行の「特例」は、花柳病予防法を踏まえてさらに性病が伝染病として扱われることにより、性病患者の住所、氏名、年齢、性別、病名の届け出が義務づけられる法令になっていった。その後性病予防法に

¹³¹ 2006 年 6 月現在の神港ビル。茶園撮影。

¹³² 東京海上日動キャリアサービスの HP より神港ビル周辺の地図引用の承諾を得た上で引用。地図の引用を承諾していただき、感謝します。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

なると、「衛生」「予防」という名のもとに、だれでも拘束できるようになった。と同時に、性病に罹っている者が別の者に性病をうつした場合、刑法第 204 条の傷害罪にも問われてしまう。さらに性病予防法は第 2 条に示されているように、国家の治安を守る法でもあった。このように性病予防法はこれまでの「特例」と違ってかなり厳しい法律であるが、性病予防法の約 3 年後には性病予防法よりさらに厳しい神戸市「売いん等取締条例」が制定・施行され、それ以降性病予防法との 2 本立てで運用されることになる。

神戸市「売いん等取締条例」は、「取締法令の不備によつて売いん婦が急激に増加し(傍点は原文どおり—茶園)、善良な風俗を害し、社会風教上著しく悪影響を及ぼしているの、地方自治法第 14 条の規定によりこれが取締の完璧を期するため¹³³」成立した条例であった。

1951 年 5 月 19 日神戸市会会議で古山丈夫(神戸市警察局長)は、「売いん等取締条例」を提出し、その経緯を説明する。

終戦後公娼の廃止によりまして娼婦はその姿を消したのでありますが、戦後の社会事情、経済事情或いは性に対する誤れる解放観念と申しますか、そういった諸事情によつて売いん婦[引用文の傍点はすべて原文どおり—茶園]は次第に増加して参つたのであります。しかも彼等は公然と街頭に進出し、或いは所謂ポン引を利用して一般通行人につきまとい、或いはポン引をめぐる暴力行為、傷害その他の犯罪の発生を伴う有様でありまして社会風教上はもちろん公安上放任しがたい実情になつて参つております。これに対する取締りの

状況は性病予防法に基^{ママ}づく強制健康診断、有毒者に対する強制入院という方法がありまして、その程度にとどまつております。一斉取締によつて警察吏員ならびに公衆衛生吏員に発見せられた場合においても、無毒のものは即時釈放するの外はない状況でありまして、売いん婦全般に対しては現行法令をもつては、到底充分の効果をあげることはできませんので、これらのものをして益々跳梁せしめる結果となつておるのであります。軽犯罪法或いは道路交通取締条例その他の取締法令も法令の目的がその取締のためのものでありせんために所期の効果をあげることが出来ません。そういうわけで公安上の必要から、東京、横浜、大阪等の都市をはじめその他の各府県におきましても漸次売いん婦に対する取締条例の制定をみて参つております。本市においても先きほど申しあげましたような実情に鑑み、道路その他公の場所等一般市民と直接関連性を持つ場所においてなされる売娼或いはポン引、客引こういうものを中心にこれらの行為と連関してなす援助、見張り、取締り妨害、場所の提供こういったものを併せ取締ることによりまして、公安を守り市民生活と町の明朗性を図るように致したい、かように考えるわけであり¹³⁴ます。

古山の説明によると、性病予防法では性病に罹っていない者は即釈放されるため、「売いん婦」を全員取り締まることはむずかしい。すなわち、性病予防法が第 2 条で国家の治安を守ることを定めていても、刑法第 204 条傷害罪と連動していようと、この法律は性病に罹っているか

¹³³ 『神戸市会会議録』第 11 号 1951 年 5 月 19 日 57 頁。

¹³⁴ 『神戸市会会議録』第 11 号 1951 年 5 月 19 日 58-59 頁。

「パンパン」とは誰なのか
—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
茶園 敏美

否かが問題であって、性病に罹っていなければ、「即時釈放」になってしまい、「売いん婦全般」に対して取り締まることができない法律なのである。そこで、「一般市民と直接関連性を持つ場所においてなされる」「売娼」「ポン引」「客引」を中心に取り締まることができる条例として提出したのが、神戸市「売いん等取締条例」である。

古山が提出した「売いん等取締条例」は、GHQ が深く関与していた。軍政関係資料の「執務月報(6 月分)」によれば、古山が「売いん等取締条例」を提出した日から 2 年さかのぼる 1949 年 6 月 2 日、性病予防法が施行されてなお花柳病が神戸ではびこっている事実を重く見た軍側の指示のもと、「兵庫県性病予防対策協議会」が設立された¹³⁵。この協議会は、衛生関係者、外務部長、医師、市警等関係者などから構成されており、県衛生部長が委員長となった。そして軍側の指示に基づいて、性病予防法の違反者を徹底的に処罰する取り締まりを強行するということと、啓蒙教育活動を行なうことといった 2 方向で性病予防対策が図られた。

さらにこの協議会から 3 ヶ月後の 1949 年 9 月 6 日に、兵庫県民事部会議室で性病対策会議が開かれた¹³⁶。この会議ではフック大尉が神戸市警側(これ以降、「神戸市警」を「市警」と表記する—茶園)に、街頭で客引きをする「売淫者」やポン引きなどといった「幫助者」を取り締まるよう、また「売淫者」の常宿の所在地をつきとめるよう要望があったが、市警側としては、現行の性病予防法では、性病に感染して売淫行為を行う者や、その幫助者のみが取り締まりの対象となっていることが、取り締まり上の難点であるので、MP の協力を借りなければ、完璧に取り締まることはできないと述べ、了解を求めていた。すなわち当局側の主張する「完璧に取り締まること」というのは、性病に罹っていようがなかろうが「売いん婦」すべてを取り締まるということを意味する。こういう意味において、当局は GHQ の権力を借りたといえよう。

そして翌日の 7 日に、兵庫県民生部長、児童課長、神戸市民生局長たちが、ミーリング女史主体のもとで 7 日の会議を踏まえてさらに対策を協議した結果、「中央に対し売淫行為取締〇令と言ったものを制定する様促進すること¹³⁷」ということになり、この会議の 2 年後に古山は「売いん等取締条例」を提出する運びとなる。

古山が 1951 年 5 月 19 日に提出した「売いん等取締条例」は警察消防委員会で 2 日間審議され、その結果 5 月 23 日に原案可決する。この結果報告を警察消防委員会委員長の正賀由夫が次のように述べるが、この条例を公布するにあたって質疑が集中したのは、「積極的に広く売いん行為を取締るべき」か否か、すなわち、買売春自体を取り締まるべきか否かという点だった。

本委員会におきましては他都市の条例制定状況、本市の売いん婦の現状等を勘案し、

¹³⁵ 軍政部司令官列席のもと、兵庫県知事、神戸市長、神戸市衛生課長、神戸市警隊長等が招集され、花柳病対策に対する会議が開かれた。兵庫県性病予防対策協議会は、この日の席上で決まったものである[「執務月報(6 月分)連合軍の本土進駐並に軍政関係一件」『軍政関係 連絡調整地方事務局執務報告書綴(神戸二)A'・1・0・0・2・1・1』1949 年 7 月 10 日 頁数不明。

¹³⁶ 出席者は、軍側から民事部の衛生担当[原文では衛生〇長となっているが、判読不明のため衛生担当とした—茶園]フック大尉、厚生担当[原文では厚生〇長となっているが、判読不明のため厚生担当とした—茶園]ミーリング女史、日本側から市警局長、保安課長、秘書課長、神戸地検次席検事、兵庫県衛生部長、神戸市衛生課長、外務省渉外係長であった。出典は注 135 と同じ。

¹³⁷ 〇は判読不能。出典は注 135 と同じ。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

種々議論がなされたのでありますが、特に街路上及び公けの場所に限らずさらに積極的に広く売いん行為を取締るべきではないかという点に質疑が集中されたのであります。しかしながら詳細なる当局の説明と相まつて、結局性行為が人間社会の本能として到底これを根絶せしめがたいものとされており、売いん行為を完全に捕捉することは至難であつて、本条例が現行法規の欠陥を補い現在街頭に進出、跳梁している街娼、客引を完全に一掃せられ、健全な社会秩序を維持し、かつまた本条例と現行法規の二本立てでもつて、さらに売いん行為を積極的に取締ることになり、明朗な市民生活が保護されるものと思料し、原案通り可決することに決定した次第であります¹³⁸。

神戸市はこのように、「売いん等取締条例」と性病予防法との「二本立て」で売いん行為を取り締まることになったとはいえ、「売いん等取締条例」には、買売春行為そのものを取り締まる内容は盛り込まれなかった。

この買売春行為そのものを条例で取り締まることをしなかった理由について、結論を先取りして言えば、軍側と当局側の利害が一致した結果である。先に示した性病対策会議から 1 年後の 1950 年 5 月 4 日、神戸基地司令官 W・A・コリアー大佐は岸田兵庫県知事と原口神戸市長を非公式に招き入れ、基地東部兵舎及び西部兵舎付近をうろつくいかがわしいおんなたちが急増し、外出する兵士を露骨に誘引するので何とかならないかと訴えているものの¹³⁹、「要するにこれら婦女が兵舎附近に所謂ドクロをまかないようにしてくれればよいので普通に往行するのを阻止しようとするのではない」と述べている。

さらに、同年 6 月 26 日には、同基地司令官は、憲兵司令官を通じ神戸市警察局長に、東部及び西部兵舎の半径 1 キロ以内をうろつく「所謂夜の女」と認められる者は、市警で発見次第神戸基地憲兵裁判所へ引き渡すよう指示を行っている。この指示に基づいて市警側では、「この種の婦女のもっとも出没の激しい」新開地、楠木公前、神戸駅前、有馬道、阪急三宮駅、生田新道、国際商店街、国鉄三宮駅から同元町駅東口までの高架下などの地域をすべて、「この種婦女」の立ち入り禁止区域とした¹⁴⁰。この立ち入り禁止区域はすべて、通称イースト・キャンプと呼ばれる神戸基地東部兵舎周辺と、通称ウエスト・キャンプと呼ばれる同基地西部兵舎周辺に限定されている。

こうした事実からも、神戸基地側の最大の関心は、買売春行為そのものではなく、兵舎付近をうろつくおんなたちを追い払うことにあった。このことが「売いん等取締条例」に反映され、取り締まりの対象を、「道路その他公の場所」で「売いん」するおんなたち、そしてそんなおんなたちを周旋する者、援助する者、場所の提供をする者、取り締まりの見張りをする者たちへ向けたといえ

¹³⁸ 『神戸市会会議録』第 12 号 1951 年 5 月 23 日 36 頁。

¹³⁹ 「執務月報(5 月分)連合軍の本土進駐並に軍政関係一件」『軍政関係 連絡調整地方事務局執務報告書綴(神戸三)A'・1-0-0-2-1・1』1950 年 6 月 5 日 0060-0061 頁。

¹⁴⁰ 6 月 29 日、立ち入り禁止区内で占領軍兵士に売春しようとした特殊婦女 1 名が検挙され、翌日憲兵裁判所で禁固 1 年の判決を言い渡されている[「執務月報(5 月分)連合軍の本土進駐並に軍政関係一件」『軍政関係 連絡調整地方事務局執務報告書綴(神戸三)A'・1-0-0-0-Ⅱ-1-1』1950 年 6 月 5 日 頁数不明]。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

よう¹⁴¹。

さらに買売春行為自体、取り締まりの対象とならないというのは、買売春行為の一手手前の売春を行なうかもしれない段階で処罰できるという怖さがある。この点が、性病に罹っている者でなければ処罰できない性病予防法と異なる点である。このように神戸市の場合、性病予防法の「不完全さ」を補うために「売いん等取締条例」が制定されたが、当局側の「不完全さ」とは、現行法では、性病に罹ったものについての取り締まりはできるが、「売いん婦全般」に対しての取り締まりができないという不完全さである。そのために神戸市では、「売いん等取締条例」を制定する必要があった。こういう意味において、神戸市「売いん等取締条例」制定の動機は、軍側と当局側の利害関係が一致した結果であるといえよう。

こうして神戸市「売いん等取締条例」は、1951年5月28日に制定、施行される¹⁴²。そしてこの

¹⁴¹ 買売春行為自体は取り締まりの対象とはならないことから、赤線業者、青線業者、白線業者およびそれらの従業員は、「売いん等取締条例」の対象とはならない。兵庫県における赤線業者とは、旧遊郭地跡の形態を示し、青線は戦後の集娼で旧遊郭地と同様の形態のもの、白線は散在している料理屋、飲食店、カフェー、旅館、アパート、一般住宅等で売春の行われているものを指す[兵庫県警察本部(1957)『兵庫県警察年間 昭和三十一年度』259頁]。

¹⁴² 神戸市「売いん等取締条例」の全文をここに記しておく。

(目的)

第1条 この条例は、道路その他の場所における売いん等に関する諸行為を取締り、健全な社会秩序の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「売いん」とは、報酬を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることをいう。

(勧誘)

第3条 売いんの目的をもつて、道路その他公の場所において、他人の道路に立ちふさがり、その身辺につきまとい、又はこれ等に類する方法をもつて相手方を誘ったものは、三月以下の懲役又は五千元以下の罰金、拘留に処する。

(周旋)

第4条 売いんを周旋する目的をもつて、前条の行為をした者は、六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

2 常習として前項の行為をした者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(援助、見張行為等)

第5条 前2条の行為をさせることを目的として、その行為者に対する経済的援助、指導的役割又は取締に対する見張若しくは妨害等の行為をした者は、六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

(場所の提供)

第6条 第3条及び第4条の行為に関連して利益を受け、又は受ける約束で売いんのための場所を提供した者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

取締法令の不備によつて売いん婦が急増に増加し、善良な風俗を害し、社会風教上著しく悪影響を及ぼしているので、地方自治法第14条の規定によりこれが取締の完璧を期するため。

「パンパン」とは誰なのか
 —「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
 茶園 敏美

日から神戸市内では、性病予防法とこの「売いん等取締条例」との「二本立て」でもって、県の吏員と警察当局とが将来的に性病を撒き散らす恐れのあるおんなたち、すなわち当局側が「売いん婦全般」とみなしたおんなたちを、合法的に取り締まることができるのである。

それでは次節では、この「二本立て」により、具体的にどのような検診が行なわれたのかみてみよう。

4. 神戸市「売いん等取締条例」施行後の状況—「性病監視員」というまなざし—

本章をとおしてくりかえし強調したいことは、性病予防法と神戸市「売いん等取締条例」との「二本立て」によって、合法的に当局側から「売いん婦全般」とみなされたおんなたちが無差別に取り締まりの対象となり、強制的な性病検診が行なわれたということである。この事実を、おんなたちへ向けられた性暴力と認識する。さらにこの性暴力は、GHQ と当局わがの利害関係が一致した暴力であるということを前節で明らかにした。

そして本節では、神戸市衛生局発行の『衛生統計年報』の資料¹⁴³から、性病検診の実態を可能な限り浮かび上がらせ、また、この検診がおんなたちにとって何を意味することなのかを考察する。

まず表④に注目しよう。表④は、1950 年の性病予防事業成績¹⁴⁴である。

表④性病予防事業成績(S25 年)

区分 内訳		性別	梅毒	淋病	軟性	その他
調査人員	陰性	男	2,660(64%)	1,312(46%)	5	
		女	7,399(86%)	3,512(70%)	3	
	陽性	男	1,492(36%)	1,551(54%)	—	
		女	1,229(14%)	1,411(29%)	—	
	総計	男	4,152	2,863	5	
		女	8,628	4,923	3	

この年はまだ「売いん等取締条例」が制定されていない時期にあたるが、ここで注目したいのは、おとこたちの倍のおんなたちが性病検診を受けさせられている。そして実際に梅毒の陽性反応が出たおんなたちはわずか 14%、淋病では 29%であるということがわかる。いいかえれば、強制検診を受けたおんなたちの 7 割以上が性病には罹っていない。この事実から、性病予防というのは、主におんなたちをターゲットにして行なわれていたことがわかる。さらにおんなたちをターゲットにしていたということを裏付けるように、前節でみてきたが、この年の前年度は軍の指示

¹⁴³ この時期の統計は、年代によって抜けていたり、調査内容が変更されていたり表題が異なる、といった統一性がないのが特徴である。

¹⁴⁴ 元の表では以前から性病に罹っている人数も明記されていたが、その項目は割愛している。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
茶園 敏美

のもと兵庫県性病予防対策協議会が設立され、軍側と当局側が連動して性病予防法による取り締まりが強化される。さらに 1950 年 5 月 5 日から神戸市警では、「特に西兵舎附近」をうろついているおんなたちの取り締まりを開始したということが¹⁴⁵、少なからず表④の結果に表れていると推測できよう。

次に、「売いん等取締条例」が制定されたあとの統計をみてみよう。1951 年と 1952 年の統計は、性病を受けたもの、その治療を受けたものが神戸市の区ごとに月別に分類されるようになる。

そこで 1951 年の統計、表⑤をみてみよう。

表⑤

保健所別、月別性病予防事業成績(昭和26年)														
区	項目\月	総計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
灘	検診	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	治療	1,097	115	105	166	127	112	80	74	63	75	68	67	45
葺合	検診	56	-	-	-	-	-	-	-	-	19	-	-	37
	治療	84	-	-	-	-	-	-	-	4	7	8	29	36
生田	検診	487	53	-	-	-	-	-	-	-	22	115	91	206
	治療	379	12	24	59	10	47	56	47	43	44	16	5	16
兵庫	検診	433	-	-	23	42	-	-	64	29	70	87	66	52
	治療	992	47	130	36	149	203	88	13	30	37	114	84	61
長田	検診	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	治療	723	60	82	52	66	88	119	69	46	22	56	37	26
須磨	検診	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	治療	697	58	46	35	104	100	54	40	51	56	64	52	37
垂水	検診	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	治療	471	36	63	26	142	42	39	33	19	14	14	27	16
室内支所	検診	4,487	203	245	239	345	479	443	364	432	406	426	423	482
	治療	7,593	340	737	831	710	674	667	804	773	632	590	456	379
総計	検診	5,463	256	245	262	387	479	443	428	461	517	628	580	777
	治療	12,036	668	1,187	1,205	1,308	1,266	1,103	1,080	1,029	887	930	757	616

神戸市衛生局編『昭和26年衛生統計年報』より作成

神戸市衛生局編『昭和26年衛生統計年報』より作成

表⑤¹⁴⁶において 1951(昭和 26 年)性病検診が行なわれた区は、葺合区¹⁴⁷(9 月、12 月)、生田区(1 月、9 月～12 月)、兵庫区(3～4 月、7～12 月)、の 3 区のみである(以下地図③と④を参照のこと)。

ここで、神戸市「売いん等取締条例」の制定および施行が 1951 年 5 月 28 日だということを意

¹⁴⁵ 「9.占領軍兵舎附近の遊行婦女取締の件」「執務月報(5 月分)」『連合軍の本土進駐並に軍政関係一件 軍政関係 連絡調整地方事務局執務報告書綴(神戸三)A'・1・0・0・2・1・1』1950 年 6 月 5 日 0060 頁。

¹⁴⁶ 表⑤の元の表の項目は、「検診」「治療」のほかに「相談」「訪問」の合計 4 つある。本研究においては、強制検診という行為そのものに焦点をあてているので、性病予防の相談や訪問といった項目を表に入れると本研究の論点がぼやけるため割愛している。項目最後にある室内支所は元の表においても、検診と治療しか行なっていない。性病の治療と検診のみ取り扱う医療機関を指すとおもわれる。「室内支所」という項目は、1951(昭和 26)年の統計しか存在しない。

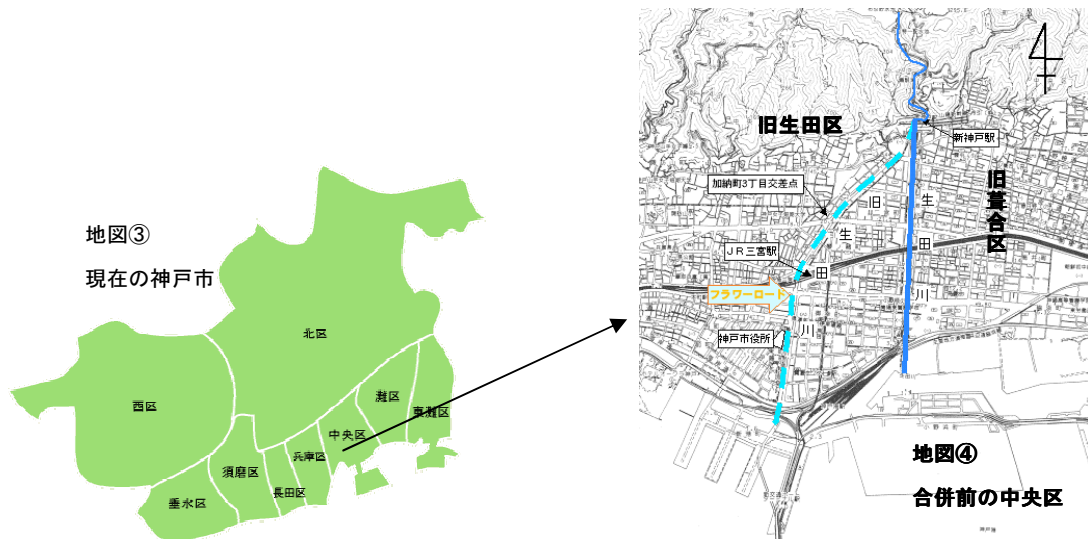
¹⁴⁷ 葺合区と生田区は 1980 年 12 月 1 日合併して中央区になり現在に至る。名前は公募。

「パンパン」とは誰なのか

ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー

茶園 敏美

識して表⑤に注目してみよう。すると、葺合区と生田区は、神戸市「売いん等取締条例」が施行されたのち、検診者数が治療者数を上回っている¹⁴⁸。葺合区(現在 JR 三ノ宮駅北側)には占領軍のイースト・キャンプがあり、生田区のほぼ兵庫区よりの地域(現在 JR 神戸駅周辺)にはウエスト・キャンプがある。したがって、神戸市「売いん等取締条例」が施行されてまもなく、イースト・キャンプ、ウエスト・キャンプ周辺の地域が性病の強制検診が行なわれていたのではないだろうか。



出典:神戸市建設局 HP。地図④ではフラワーロード(旧生田川)をはさんで左が旧生田区、右が旧葺合区。

さらに生田区では、10月に性病検診を受けた者が115名、11月91名、12月206名であるのに対し、治療を受けている者が10月16名、11月5名、12月16名である。治療者数には相談や訪問の結果、性病の治療を受けている者も含まれている¹⁴⁹ことから、性病検診を受けた者のほとんどが、陰性だったといえよう。ということは、この点からも検診を受けた者の多くが、当局側の取り締まりによるものと推測できよう。

¹⁴⁸ 例外として1月の生田区は治療より検診が上回り、9月の生田区は、検診より治療のほうが上回っている。

¹⁴⁹ たとえば生田区の2月は、相談32名、治療24名、検診と訪問がともに0なので、相談した結果、治療をおこなったというケースにあてはまる[神戸市衛生局編(発行年不明)『昭和26年衛生統計年報』63頁]。

「パンパン」とは誰なのか

ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー

茶園 敏美

次に、表⑥1952年の統計をみてみよう。

表⑥

保健所別、月別性病予防事業成績(昭和27年)														
区	項目\月	総計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
東灘	検診	330	-	-	-	-	-	-	125	-	-	116	-	89
	治療	19	-	-	-	-	-	16	3	-	-	-	-	-
灘	検診	3,198	-	-	-	-	-	-	-	2,418	780	-	-	-
	治療	617	94	90	74	58	59	27	37	50	48	29	15	36
葺合	検診	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	64	-
	治療	397	23	26	20	30	18	75	40	44	30	30	31	30
生田	検診	4,473	132	93	166	256	150	118	271	766	875	723	486	437
	治療	624	20	26	26	27	5	17	40	142	88	80	80	73
兵庫	検診	262	45	33	41	79	64	-	-	-	-	-	-	-
	治療	541	76	91	88	15	55	51	21	45	1	41	-	57
長田	検診	4,923	-	-	-	-	-	211	663	924	1,470	950	-	705
	治療	3,515	96	39	38	556	409	350	544	219	204	191	415	454
須磨	検診	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	治療	271	40	20	30	27	45	41	15	12	2	1	18	20
垂水	検診	13	-	-	-	-	-	13	-	-	-	-	-	-
	治療	245	15	27	53	25	27	10	21	7	5	1	16	38
総計	検診	12,933	177	126	207	335	214	342	934	4,108	3,125	1,673	550	1,142
	治療	6,224	364	319	329	738	618	587	721	519	373	373	575	708

神戸市衛生局『昭和27年衛生統計年報』より作成

神戸市衛生局『昭和27年衛生統計年報』より作成

1952(昭和27)年になると、須磨区以外の区が最低1回は性病検診が行なわれていることが表⑥でわかる。ここで注目すべき点は、この時期は完全に神戸市「売いん等取締条例」が運用されている年であることを念頭において、灘区と長田区がある時期集中しておびたしい数の性病検診を行なっているという点である。灘区は8～9月の2ヵ月間に2,418名(8月)、780名(9月)の性病検診を実施、治療は50名(8月)、48名(7月)にすぎないのは注目に値する。この灘区の8月の検診は、区でトップであり、1952(昭和27)年の性病予防事業成績でもトップである。

長田区の場合、5月まで隣接の兵庫区が2桁台の性病検診を行ない、6月になって兵庫区に入れ替わるように性病検診を実施している。しかもその数は3桁台にものぼり、9月には1,470名もの人たちを検診している。にもかかわらず、11月だけまったく性病検診が行なわれていない。先ほどの灘区の8月の検診数2,418名といい、長田区の11月の検診数0名といい、この数値の結果から、取り締まりを変則的に実施していたことがうかがえよう。

このように変則的な取り締まりといえば灘区や長田区があげられるが、一方生田区の場合は、年間を通してほぼ3桁台の性病検診が行なわれている。とりわけ8月～10月はそれまでのほぼ7倍もの人数が性病検診を受けている。この生田区の例からも、性病検診の取り締まりに規則性を持たせるのではなく、取り締まりは変則的に実施されていたと推測できよう。

ここまでのことを踏まえて、今度はRRセンターが神戸に移転した年にあたる、1953年はどうになっているのか、表⑦に注目しよう。表⑦の元の表は、保健所事業成績のデータのなかで、集団検診件数というカテゴリーがあり、「結核」「性病」「歯科」「妊産婦」「乳児」「幼児」「その他」の7項目の集団検診件数に分かれている。本論ではこの7項目のうち「性病」の項目を考察する必要があるため、性病の数値を表⑦にまとめた。この集団検診件数というカテゴリーは、1953(昭

「パンパン」とは誰なのか
 —「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
 茶園 敏美

和 28 年)になって初めて保健所事業成績で示されるカテゴリーである。

表⑦

保健所事業成績(昭和28年)										
診集 件団 数校	性病	総数	東灘	灘	葦合	生田	兵庫	長田	須磨	垂水
	治療又は 指導要	608	-	-	497	91	20	-	-	-

注:性病以外にも、結核・歯科・妊産婦・乳児・幼児・その他の検診項目があるが割愛した。
 神戸市衛生局『昭和28年衛生統計年報』より作成

表⑦では性病の集団検診件数のほかに、集団検診を受けた者のうち治療や指導を要する人数が明確にされている¹⁵⁰。この表で注目すべきことは、前年度性病検診の多かった灘区や長田区(表⑥参照)は今回、性病の集団検診がまったく行なわれておらず、1953 年は、葦合区、生田区、兵庫区の 3 区に絞られている。とりわけ葦合区や生田区は 4 桁台の数の者が集団検診を受けている。そのうち治療や指導を要する者は、葦合区では集団検診を受けた者の半数以下であり、生田区では集団検診を受けた者のわずか 5%しかいない。

1953 年は RR センターが奈良から生田区に移転した時期にあたるので、それゆえに当局側の取り締まりも、生田区を中心として生田区をはさんだ葦合区と兵庫区に限って、一層強化されたのではないだろうか。

ここで、具体的に神戸市ではどのような取り締まりが行なわれていたのだろうか。このことを考えるにあたり、神戸市「売いん等取締条例」が施行されて約半年後に開かれた、兵庫県第 35 回定例会議の席上での、県衛生部長玉置緝熙の説明から、当時の取り締まりの状況が浮かび上がる。玉置は次のように述べている。

(前略)その当時性病予防法も出、本省から通牒も参りまして、パンパン狩りということは警察とも協力してやつておつたのでありますけれども、何分にも市内に常時数千という者がおりまして、係りの方は少人数でありますので、十分に手がまわりません。それから又神戸ベースの方からも、もうちつと何とかしてくれということで、市警にも連絡がありましたので、相協力しましてストリートガールの取り締りも大分やつたのでありますけれども、神出鬼没で、うまく捕えることが出来ないであります(笑声)今日でも毎晩夜の九時頃から夜中の二時三時まで、性病監視員は、昼間は寝ておつて夜勤務している職員がおるのであります、なかなか思うように参りませぬ。実際は従前のように業者を或程度登録しまして、之に対して厳重な検診をやつて、大丈夫な者だけ放してやるというような措置が、最も宜しいと思います¹⁵¹。

玉置の説明に注目すると、まず「売いん等取締条例」ができる前、「神戸ベースの方からも、もう

¹⁵⁰ 原本では、「治療又は指導を要するもの」となっている。紙面の都合上、「治療又は指導要」と簡略化した。

¹⁵¹ 「県会会議録第 111 号 35 回(定例)兵庫県会会議録(第 2 日)昭和 26 年 11 月 27 日」兵庫県議会編(1994)『兵庫県会会議録復刻版』59 頁。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

ちつと何とかしてくれ」というのは、1949年9月6日に開かれた性病対策会議の席上で、軍側のフック大尉から、街頭で客引きする「売淫者」やポン引などを取り締まるよう要請したことを表している。ここで神戸ベースというのは、神戸基地東部兵舎周辺(イースト・キャンプ)と、同基地西部兵舎周辺(ウエスト・キャンプ)のことである。そしてこの席上に兵庫県衛生部長として玉置の名前があがっている。と同時に、神戸市警局長も出席している¹⁵²。

次に、この時期はまだ「売いん等取締条例」は制定されていないものの、性病予防法という名前の下に、県衛生部と神戸市警とが合同で「パンパン」狩りを行っていたことがわかる。ここで玉置の、「性病監視員」という発言に注目したい。性病予防法ならびに神戸市「売いん等取締条例」の条文には、「性病監視員」ということばは見当たらない。ということは、玉置を代表する取り締まる側のまなざしに、性病から守るものとしておんなたちをみていたのではなく、おんなたちの身体を性病に罹っている身体とみなし、おんなたちを監視するというまなざしがあったのではないだろうか。

おんなたちを取り締まる法的権限としては、くりかえすが性病予防法第11条の次の条文が効力を発揮する。

第11条 都道府県知事は、正当な理由により売いん常習の疑の著しい者に対して、性病にかかっているかどうかについて医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断をさせることができる¹⁵³。

この第11条をもう一度よく確認すると、おんなたちを取り締まる基準として、「正当な理由により売いん常習の疑の著しい者に対して」性病検診を受けさせることができるだが、性病監視員が目の前にいるおんなを「売いん常習であるかもしれない」と判断したとき、目の前のおんなに性病検診を受けさせることができるということを意味している。

これは裏を返せば、たとえ目の前のおんなが「売いん常習」者でなかったとしても、取り締まる側が目の前のおんなのことを「売いん常習」だと判断した場合、有無を言わず目の前のおんなは性病検診を強制的に受けさせられる、ということを示している。当局側に性病監視員というまなざしがあるからこそ、このような行為が容易に行なわれていたのではないだろうか。と同時に性病監視員というまなざしは、誤認連行を誘発したであろう。

この誤認連行については、第2章でもとりあげたが、性病予防法公布直前の1948年6月30日第2回国会衆議院治安及び地方制度委員会で大石ヨシエ(右派社会党)が、そしてその3日後7月2日には山崎道子(左派社会党)が第2回国会衆議院厚生委員会で問題にしている¹⁵⁴ところから、性病予防法以前に誤認連行は存在していた。

ここで山本俊一は、「性病予防法第11条の健康診断のための同行は、本人の承諾を必要とする¹⁵⁵」ので誤認連行の心配はないと述べる。というのも、性病監視員が誤認して性病検診を

¹⁵² 注135参照。なお注135で引用した「執務月報(6月分)」では、「玉木」と記述されている人物が存在するが、おそらく玉置のことであろう。

¹⁵³ 法律第167号性病予防法1948年7月15日『官報』号外。

¹⁵⁴ 詳しくは本論文第2章33-34頁を見よ。

¹⁵⁵ 山本俊一(2002)『衛生学者が緋いた売春性病史』前掲書、135-136頁。

受けさせようとした場合、誤認された方は裁判所に訴えて誤認を取り消すことができるという、性病予防法第 25 条が存在するからだと述べる。

第 25 条は、次のとおりである。

第25条 第 10 条から第 12 条までの規定による都道府県知事の命令を受け、又は健康診断を実施されようとした者は、その処分が違法であると主張するときは、裁判所にその処分の取消の訴を提起することができる。

- 2 前項の訴が提起されたときは、都道府県知事は、その判決が確定するに至るまで、当該吏員にその健康診断を行わせてはならない。
- 3 都道府県知事は、第 10 条から第 12 条までの規定による処分をするときは、その処分を受ける者に対して、第 1 項の規定による訴を提起することができる旨を告げ、又は当該吏員をして告げさせなければならない¹⁵⁶。

たしかにこの第 25 条の 3 項目には、性病検診を受けさせる前に、性病監視員から本人に、この措置が不服であるならば裁判所にその処分取消を訴えることができるということを、まず本人に告げなければならないと規定されている。そしてこの文脈からは、確かに山本の述べることは間違っていないし、第 25 条の 3 項目が遵守されていたならば、性病予防法では強制検診はありえないことになる。

だが、実態はどうであったか。1953(昭和 28)年 9 月 4 日付『神戸新聞』『潮』という読者の投書欄に、次のような投書が掲載された。

性病予防週間を迎えまして関係当局におかれてもいろいろと性病に関する啓発運動が行われることを喜びますとともに一日も早くこの種の病気が駆逐され、健全な国家の再建を願ひいたします。そしてその目的の一つといたしまして夜の女のせいで検診も性病予防法第十一条にもとづいて実施されるのですが、この際いつでも決まって問題にすることは一般女性がつまらない巻きぞえをくって検診されることです。

しかしこの点に関して同法はそのような不祥事が絶対に起らないよう同法第二十四条にこの法律にもとづいて発せられる命令に不服のあるものは起訴権が認められていますし、続いて第二十五条にも訴訟として

- ① この法律の規定に依り健康診断を実施されようとした者はその処分が違法で有ると主張した時はその取消を裁判所に提訴する事が出来る。
- ② 前項の訴が提起された時はその判決の確定するまでその健康診断を行はせてはいけない。
- ③ この健康診断を受くべき命令をした者(知事又は市町村長)は①の規定を告げ、或は係吏員をして之を告げさせねばならない。

と規定されています。この条文の趣旨は実に人権擁護の立場からとくに規定されたものであり、この法が確実に遵守されることにより一般婦女子が夜の女に間違えられて恥かしい目にあったというようなことは一掃されてしかるべきはずなのです。

¹⁵⁶ 法律第 167 号性病予防法 1948 年 7 月 15 日『官報』号外。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

RR センターを地元に向え風紀上、衛生上関係当局はその機構を一段と強化することは望ましいのですが各地で往々見られた行過ぎ行為は厳に謹んでいただきたいのです。とくに性病予防の美名の下に一般市民の私生活まで不当な干渉にわたることのないよう、またとくにこの法律の規定する訴訟権は憲法第三十二条¹⁵⁷に保障する裁判を受ける権利にも関することですから当局もその取締りには十分な配慮を切望します。

この読者が指摘していることは、3点ある。まず、性病予防法第11条に基づいて「夜の女」の一斉検診が実施されていること、次に性病予防法の第25条は、「人権擁護の立場からとくに規定されたもの」であるにもかかわらず、一般女性も「巻き添え」をくっていること、最後にRRセンターが移転してくるので、関係当局は取り締まりを厳しくするあまり、行き過ぎた行為にならないようにしてほしい、ということである。

通常性病検診を受ける前に、本人が受けることを承諾しているかどうかが重要なのだが、この読者の投書から読み取れることは、本人の承諾を無視して当局側が有無をいわずおんなたちを一斉検診で取り締まっていたことがうかがえる。かりに「夜の女」だけを取り締まっていたとしても、本来取り締まる前に「夜の女」が性病検診を受けることを承諾してはじめて検診に連れて行くことができるのである。にもかかわらず、実際は有無を言わず強制検診を受けさせられていたという事実が、「一般女性」が「つまらない巻き添え」をくったことで、明らかになったのである。たとえば性病予防法第25条でおんなたちの人権が守られていたとしても、そのことを知っていたおんなたちが何人いたのだろうか。そしてこのような状況のもと、取り締まりは公然と行われていたのである。

さらに一度検診を受けてしまうと、「売春常習者」になってしまうという問題が発生するのである。この問題を、端的に表している記事を次に示してみよう。

検診を受ければ、むろんカードを交付されるがこのカードをもっておればかえって市条例にもとづいて取締りに当る市警当局から売春の常習者とみなされる！との声もあり(後略)¹⁵⁸

この記事は、RRセンターが神戸に移転してほぼ1ヵ月後の『神戸新聞』でとりあげられた記事で、外国人相手のバーで働くおんなたちの性病検診の話題である。ここで重要な点は、性病検診を受けたおんなたちには検診カードが交付され、このカードを保持していると、「売いん等取締条例」に基づいて取り締まる神戸市警から、売春常習者とみなされてしまう点にある¹⁵⁹。

神戸市の場合、「売いん等取締条例」では、必ずしも買売春行為については禁止規定がないということは、すでに本章第2節で述べているが、実際は、性病検診を1度でも受ければカードが交付され、そのカードを保持していれば、売春行為をしていなくても、だれでも「売いん常習者」として、当局の管理や取り締まりの対象になってしまうわけである。いいかえれば、当局側がカード

¹⁵⁷ 日本国憲法第3章国民の権利及び義務第32条裁判を受ける権利

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

¹⁵⁸ 「外人専門女給さんの検診に人権無視だ、不公平だ……の声」『神戸新聞』1953年11月6日付。

¹⁵⁹ 検診カードについては重要な論点なので、別稿で他都市の検診カードと比較検討して論じる予定である。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

を交付するという行為こそが、「売いん常習者」を作っているといえよう。

以上のことから、1953 年という RR センターが奈良から神戸に移転してきた年は、「パンパン」であろうがなかろうが、神戸にいるおんなたちは、いつどこで一斉検診の取り締まりにあってもおかしくない状況に置かれていた。さらに一度取り締まりにあえば、カードを交付され、このカードによって「売いん常習者」のレッテルを貼られてしまうといった、結果的におんなたちの人権を無視した行為が平然と行われていたのである。

まとめ

本章では、奈良 RR センターが神戸に移転することに注目し、奈良ほど騒がれなかったにもかかわらず、性病予防法と神戸市「売いん等取締条例」との「二本立て」の取り締まりで、おんなたちの身体は厳しく監視、拘束されていたことを論じた。

性病予防法には、決して「性病検診」ということばはみあたらない。おんなたちを合法的に強制検診できる第 11 条は、くりかえすが次のような表現になっている。

第11条 都道府県知事は、正当な理由により売いん常習の疑の著しい者に対して、性病にかかっているかどうかについて医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断を受けさせることができる。

この条文では「健康診断を受けさせることができる」となっているが、実際はうたがわしいと当局側がみなしたおんなたちは取り締まりの対象となり、強制的に病院へ送り込まれて性病検診を受けさせられたのである。そして当局側の「性病監視員」というまなざしのなかに、おんなたちが性病を撒き散らさないよう監視しなければならないといったまなざしが含まれていることを、ここでもくりかえし述べておく。

これまでみてきたように、神戸市では「売いん等取締条例」が施行された翌年以降になると、占領軍基地周辺で性病の強制検診が積極的に行われ、大勢のおんなたちが取り締まり被害に遭っていた。さらに、RR センターが奈良から神戸の生田区に移転することになって、神戸市ではおんなたちの取り締まりが強化された。軍の指示のもと、兵庫県衛生部の性病監視員と神戸市警との協力で、おんなたちの身体は拘束され管理される。本来性病予防法第 25 条が人権擁護のために規定されているにもかかわらず、当局側は容赦なくおんなたちを取り締まっていた。

このとき駐留軍側では、具体的にどのような対策を講じていたかという点、RR センターが神戸に開設される 1953 年 9 月 21 日のほぼ 10 日前の 9 月 12 日付『神戸新聞』では、次のように報道された。

駐留軍側では性病にかかった将兵の接触者調査を行い現地司令部から米本国を通じ厚生省を経て感染した相手の名前を県衛生部へ通知して徹底的な感染源の絶滅をやらせており、過去にも相当数のバーがやり玉にあがっている。

「パンパン」とは誰なのか

ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー

茶園 敏美

一方で性病予防法と神戸市「売いん等取締条例」との「二本立て」でおんなたちを取り締まっている間、他方で駐留軍側でも、徹底的な調査を行っていたのである。

このように日米講和条約によって GHQ の占領は終わっても駐留軍と当局が連動して、おんなたちの身体は、性病から守られるものではなく、性病を監視する身体として拘束の対象となっていた。

1956 年には売春防止法が公布され、この法律によっておんなたちの身体は全国的に合法的に管理されていくのだが、その 2 年前の 1954 年 6 月に警察法が全面改正された。この改正により、これまで自治体警察と国家地方警察の「二本立て警察制度」は一本化される。警察制度が一本化されたことで、おんなたちの身体はさらに監視、拘束されやすい方向へと導かれていくということを次章で論じる。警察制度が一本化されたことにより、おんなたちの身体にどういうことがおこったのだろうか。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

第4章 強制検診にみる神戸—浮かび上がるおんなたちのリアリティー

はじめに—兵庫県警察本部発足—

前章では RR センターが奈良から神戸へ移転すると、表面上では奈良のような犯罪がおきなかったため、奈良と異なりマスメディアでは騒がれなくなったにもかかわらず、法制度の側面では性病予防法に神戸市「売いん等取締条例」という条例が加わったことによって、強制検診という名のもとにおんなたちの身体は、厳しい監視下におかれていたことを論じた。

ここでもう一度、性病予防法と神戸市「売いん等取締条例」との違いを明確にしておこう。

性病予防法とは、「衛生」「予防」という名のもとに、老若男女かかわらずだれでも拘束できる法律である。と同時に、性病に罹っている者が別の者に性病をうつした場合、刑法第 204 条傷害罪にも問われてしまう。また性病予防法は第 2 条で国家の治安を守る法でもあった。

だが性病予防法では性病に罹っていない者は即時釈放されるために、「売いん婦」をすべて取り締まることがむずかしいと考えた神戸市が条例として制定したのが神戸市「売いん等取締条例」である。この条例は、買売春そのものを取り締まる条例ではなく、「道路その他公の場所」で他人の道路にたちふさがり、その身辺につきまとい、またはこれ等に類する方法をもって相手を誘った者、このような者を周旋する者、援助するもの、場所の提供をする者、取り締まりの見張りをする者に対して罰せられる条例である。この条例により、たとえ性病に罹っていないくても、売春を行なうかもしれない段階で取り締まることができる。ということは、これまで性病に罹っていないから即時釈放になったおんなたちでも、売春を行なうかもしれないと当局側が判断した場合、合法的に取り締まることができ、三月以下、五千元以下の罰金、拘留に処せられてしまう。これが神戸市「売いん等取締条例」である。神戸市では、1951 年 5 月 28 日から性病予防法と神戸市「売いん等取締条例」との「二本立て」の取り締まりにより、おんなたちの強制検診を行ない、あらゆるおんなたちを取り締まっていた。

1956 年、売春防止法が公布される。この法律は、これまで各地方公共団体の条例に委ねられていた買売春の禁止事項が、売春防止法第 1 章総則第 3 条に盛り込まれた¹⁶⁰ことによって、全国的に買売春してはならない行為であると国が定めた法律である¹⁶¹。神戸市では 1951 年 5 月 28 日に、神戸市「売いん等取締条例」が制定されており、この条例でも、買売春行為は禁止事項と定められておらず¹⁶²、売春防止法の基礎とでもいうべき条例であった。そして本章第 2 節で詳しくみていくように、神戸市では「売いん等取締条例」制定のあと、さらに売春防止法が加わったことによって、「売いん等取締条例」よりも重い刑事処分¹⁶³が、売春を勧誘したとされるおんなたちに科されることになるわけである。

¹⁶⁰ 第 1 章第 3 条 何人も、売春をし、又はその相手となつてはならない。

¹⁶¹ ただしこの 3 条には罰則規定はない。売春防止法については、本章第 3 節で詳しく述べる。

¹⁶² 神戸市「売いん等取締条例」第 1 条「この条例は、道路その他の場所における売いん等に関する諸行為を取り締り、健全な社会秩序の維持を図ることを目的とする。」『神戸市会会議録』第 11 号 1951 年 5 月 19 日 56 頁。

¹⁶³ 神戸市「売いん等取締条例」における売春の勧誘は、3 月以下の懲役又は 5,000 円以下の罰金、拘留であるのにたいし、売春防止法における売春の勧誘は、6 月以下の懲役又は 1 万円以下の罰金となる。

「パンパン」とは誰なのか

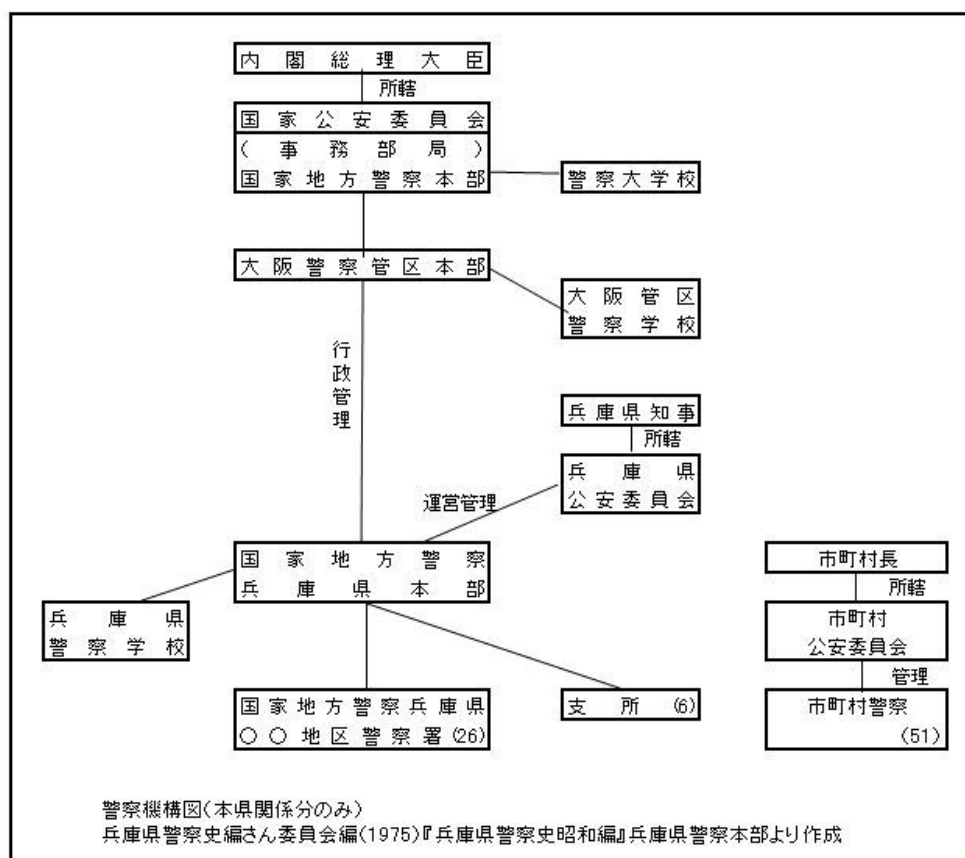
—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

本章では、この売春防止法公布2年前の1954年警察法全面改正に、まず注目したい。警察法全面改正とは、都道府県内にあった自治体警察と国家地方警察という「二本立て」のシステムが廃止され、府県警察に一本化する改正である。この改正により、取り締まりのさらなる効率化が図られた。すなわち第2節以降で詳しくみるように、兵庫県下の取り締まりは兵庫県警察本部[これ以降兵庫県警と表記する]が一括管理のもと、行なうことができるのである。

それまでの警察法では、同じ都道府県内において警察は、自治体警察と国家地方警察の「二本立て」で運営されていた。次節で詳しく説明するが、たとえば兵庫県の場合、1954年に警察法が改正されるまでは、次の図②のように、51の自治体警察と26の国家地方警察に分かれていた¹⁶⁴。神戸市の場合、自治体警察(神戸市警察)になるので、51に含まれる。そして、国家地方警察が兵庫県知事所轄、兵庫県公安委員会運営管轄であるのに対し、自治体警察である神戸市警の場合は神戸市長所轄、神戸市公安委員会管理となり、図③のような組織で運営されていた。

図②



¹⁶⁴ 図②の「市町村警察」というのが自治体警察にあたり、「国家地方警察兵庫県〇〇地区警察署」というのが国家地方警察を指す。

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
茶園 敏美

```

graph TD
    A[公安委員会] --> B[市警察局長]
    B --> C[捜査部長]
    B --> D[警ら部長]
    B --> E[警務部長]
    C --> C1[捜査第二課]
    C --> C2[捜査第一課]
    C --> C3[防犯課]
    D --> D1[交通課]
    D --> D2[警備課]
    D --> D3[警ら課]
    E --> E1[警察学校]
    E --> E2[会計課]
    E --> E3[警務課]
    E --> E4[秘書課]
    B --> F[玉津分署]
    B --> G[有馬分署]
    B --> H[水上警察所]
    B --> I[垂水警察署]
    B --> J[須磨警察署]
    B --> K[長田警察署]
    B --> L[兵庫警察署]
    B --> M[生田警察署]
    B --> N[葺合警察署]
    B --> O[灘警察署]
    B --> P[東灘警察署]
    F --> F1[駐在所]
    F --> F2[派出所]
    G --> G1[駐在所]
    G --> G2[派出所]
    H --> H1[海上警ら班]
    H --> H2[派出所]
    I --> I1[駐在所]
    I --> I2[派出所]
    J --> J1[駐在所]
    J --> J2[派出所]
    K --> K1[駐在所]
    K --> K2[派出所]
    L --> L1[駐在所]
    L --> L2[派出所]
    M --> M1[派出所]
    M --> M2[派出所]
    N --> N1[話め所]
    N --> N2[駐在所]
    N --> N3[派出所]
    O --> O1[駐在所]
    O --> O2[派出所]
    P --> P1[派出所]
  
```

神戸市警察組織図(昭和25年4月1日現在・東灘署設置時点)
『兵庫県警察史昭和編』より作成

165 次節で詳しく説明するが、警察法附則第 1 項「(前略)指定府県の府県公安委員会の委員及び市警察部に関する規定は、昭和三十年七月一日から施行する」という規定に基づき、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の五大市警は、1955 年 7 月 1 日に府県警察に統合された[法律第 162 号「警察法」昭和 29 年 6 月 8 日付『官報』号外、兵庫県警察史編さん委員会編(1999)『兵庫県警察史昭和続編』兵庫県警察本部 112 頁]。

会の管轄である兵庫県警の傘下になった。

自治体警察と国家地方警察とが統合するということは、次節で詳述するが、警察の中立性を失った戦前の特別高等警察のようなものになるのではないか、という危惧の声が当時国会で何度も挙げられた。さらに「国会史上未曾有の乱闘事件」と語りつがれるほど、社会党が身をもって抵抗した法案であった。警察法はこれほどインパクトのある改正であったということを、第 1 節で論じる。

次に第 2 節では、第 1 節でとりあげた警察法全面改正により、県当局および保健所と合同でおんなたちを取り締まる過程に注目し、性病の強制検診はどのような状況で行なわれていたかを、兵庫県警の統計資料を用いて具体的に考察する。警察が府県警察へと一本化したことで、性病予防という名目でなされていたおんなたちへの強制検診は、兵庫県では兵庫県警が県当局および保健所と共同で実施できることになる。このことによって、自治体警察と国家地方警察が存在していた頃とちがって、兵庫県警がおんなたちの身体を一括管理できるということから、以前にもまして管理しやすい対象として見出されていくことになる。

最後に第 3 節では、国連軍や駐留軍が撤退したあとの神戸で、おんなたちの身体はどうなっていたのか、ということと同時に、売春防止法施行後の神戸の状況を概観する。

以上のように本論では、警察が一本化された 1954 年から売春防止法が全面的に施行される 1958 年までの 5 年間を中心に、おんなたちの身体が管理される変遷を検証していく。

1. 波乱に満ちた新警察法案の成立

まず、自治体警察と国家地方警察が存在していた当時の警察制度をみてみよう。

1947 年 12 月 17 日に、GHQ(General Headquarters of Supreme Commander for the Allied Powers/連合国最高司令官総司令部)の最終方針¹⁶⁶により、これまでの内務省を頂点とする中央集権の警察制度が解体され、警察法が公布された(施行は翌年 1948 年 1 月 1 日)。この警察法では、市および人口 5,000 人以上の市街町村を管轄する自治体警察と、自治体警察を持たない町村を管轄する国家地方警察というように、警察が 2 つに分けられた¹⁶⁷。

このように警察制度が 2 本立てになった理由として、警察運営の民主化の徹底と地方分権の強

¹⁶⁶ 最終答申とは、1947 年 9 月 30 日の「日本警察の改組に伴う、日本政府官吏の態度の決定に関する覚書」のことである[兵庫県警察史編さん委員会編(1975)『兵庫県警察史昭和編』兵庫県警察本部 551 頁]。

¹⁶⁷ 当時の GHQ 内部では、現実の情勢変化に対応する柔軟性を重視する参謀本部第 2 部(G2)と、理想達成を目指す民生局(GS)の間に、占領政策をめぐる意見の対立がみられた。その結果、日本の暫定措置に賛同する G2 と、早急に警察制度の抜本解決を実現しようとする GS との板ばさみになった日本政府は、マッカーサーに裁定を求め、これに対する回答として 1947 年 9 月 16 日付マッカーサーから当時の内閣総理大臣片山哲に書簡が送られた。その内容は、都市のみならず人口 5,000 人以上の市街地的な町村にも警察の維持を義務付けた点と、警察の地方分権化を即時に断行すべきだという GS の案を支持するものだった[兵庫県警察史編さん委員会編(1975)『兵庫県警察史昭和編』兵庫県警察本部 550-551 頁、1947 年 12 月 8 日第 1 回国会参議院会議録第 65 号本会議治安及び地方制度委員長吉川末次郎発言 16 頁国立国会図書館]。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

化という点が挙げられる。そしてこの民主化という点を顕著に表しているのが、公安委員会の存在である。公安委員会とは、内閣総理大臣、知事、市町村長など首長の警察に対する指揮監督権を排除し、民間の有識者をもって構成する合議制の管理機関(行政委員会)のことである。この公安委員会によって、警察は管理されるのである。

公安委員会は、先に示した図③のように 3 種類あり、内閣総理大臣所轄¹⁶⁸の国家公安委員会と、兵庫県の場合は兵庫県知事所轄の兵庫県公安委員会、そして市町村所轄の市町村公安委員会(神戸市の場合は神戸市公安委員会)が設けられた¹⁶⁹。

国家公安委員会は 5 名で、任期は 5 年である。そして一定の資格要件を持ち、かつ警察職員または官公庁における職業的公務員の経歴を持たない者の中から、衆・参両議院の同意を経て内閣総理大臣により任命される。さらに委員長は委員の互選によるもので任期は 1 年、再任が許されている。ここで、「警察職員または官公庁における職業的公務員の経歴を持たない者」という条件に注目しつつ、初代国家公安委員の顔ぶれをみてみよう。

初代国家公安委員は、委員長に辻二郎(53)理研計器社長、委員に金正米吉(57)日本労働組合副会長、清瀬三郎(47)弁護士、植村環(59)YMCA 会長、生方誠(55)群馬県町村町会会長、というメンバーだった。

次に国家地方警察の運営管理を実際に行なうのが都道府県公安委員会で、3 人で組織され任期は 3 年、任命資格は国家公安委員会と同様で、知事が都道府県の議会の同意を得て任命する。この資格は、その都道府県の議会議員の被選挙権を有するもので、警察職員または官公庁における職業的公務員の経歴のない者である。

兵庫県の初の公安委員は、委員長に浅田麟蔵(60)浅田化学取締役、委員には平佐三郎(59)弁護士兼兵庫県地方労働委員会会長、多木貞吉(59)兵庫県農業会会長の計 3 名が選ばれた。この 3 名の職業に注目するならば、やはり、「警察職員または官公庁における職業的公務員の経歴のない者」であることが確認できる。

最後に市町村公安委員会は、市町村の区域内における警察を管理するためのもので、組織、運営等については都道府県公安委員会に準じるものである。神戸市の場合、1948 年 1 月 26 日の神戸市会協議会で同意を得て、初代委員に田村享(田村商会社長)、須々木要(川崎重工重役)、安国幸左衛門(無職)の 3 氏が任命された¹⁷⁰。

この自治体警察は、くりかえすが市および人口 5,000 人以上の市街的町村に認められるものである。したがって、自治体警察の権限は完全独立であり、国家地方警察から何の干渉も受けず、行政的にも運営的にも自主権を持ち、経費も原則として該当の市町村が負担するというシステムになる。すなわち自治体警察とは、自治体ですべてまかなわなければならない警察なのである。

こうした自治体警察の存在は、各自治体の財政を圧迫した。そこで警察法が施行された、3 年後の 1951 年 6 月 12 日には警察法が一部改正され[公布日と施行日は同日—茶園]、町村は住

¹⁶⁸ 「所轄」とは、指揮監督権のない上下関係を意味する[前掲書『兵庫県警察史昭和編』566 頁]。

¹⁶⁹ これ以降、警察の組織についての説明は特に明記しないかぎり、兵庫県警察史編さん委員会編(1975)『兵庫県警察史昭和編』兵庫県警察本部の資料によるものである。

¹⁷⁰ 神戸市の場合、委員長が誰であるか、そして 3 氏の年齢は前掲資料では不明である。なお、1953 年 9 月 10 日付『神戸新聞』では田村は公安委員長と紹介されている。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

民投票で自治体警察を廃止することができると定められた。この自治体警察が廃止された町村は、国家地方警察に組み込まれるのである。

兵庫県の場合、この自治体警察を返上するトップを切ったのは、川西町(現川西市)だった。川西町の場合、町民の間で警察内部の問題に疑惑が生じたことと、町警察維持によって生じている財政負担の過重という現状が重なったため、投票率は 31%と低かったものの、そのうち 72%が国家地方警察移管賛成という結果で、川西町公安委員会と川西町警察の廃止が決定され、1951 年 10 月 1 日付で、国家地方警察川辺地区警察署に統合されたのである¹⁷¹。

しかしながら兵庫県では、警察法が施行されてわずか 1 年後の 1949 年 3 月 30 日に、総理大臣、国家地方警察本部長官、両議院議長あてに、「自治体警察を大都市に限り、その他の小都市自治体警察は、これを国家地方警察に統合」することを要望した意見書を提出していた¹⁷²。このことから、行政的にも経済的にも運営面においても自主権を持つ自治体警察というシステムは、小都市にとってはどれほど圧迫される存在であったかがうかがえよう。

このように一部改正の翌年の 1952 年 8 月、警察法はさらに内閣総理大臣の権限が拡大されるという改正がなされた。

だがここでもっとも注目すべきことは、この警察法が 1954 年に全面改正され、従来の自治体警察と国家地方警察の「二本立て」警察制度が廃止となり、新たに都道府県警察に一元化されたことである。

この新たな警察法案は、1952 年 12 月 17 日第 5 回参議院予算委員会の席上で、当時の首相吉田茂が警察法抜本改正を表明したことが発端である¹⁷³。そして翌年 2 月 22 日の衆議院本会議にて警察法全面改正法案が提出される¹⁷⁴ものの、この改正案は衆議院が解散したことで、審議未了のまま廃案となる¹⁷⁵。その後新たに警察法案は 1954 年 2 月 16 日に衆議院本会議にて、さらに翌日 17 日には参議院本会議に提案され¹⁷⁶、激論を経て政府原案に対して、自由党、改進黨、日本自由党の 3 党¹⁷⁷による修正案が加えられ、同年 5 月 15 日の衆議院本会議にて通過する¹⁷⁸。

¹⁷¹ 川西市史編集専門委員会編(1980)『かわにし 川西市史第 3 巻』兵庫県川西市 413-415 頁。川西町は 1951 年 2 月 28 日と 1954 年 8 月 1 日に、「街路等における売春勧誘行為等の取締条例」が制定されている。この理由として、国家地方警察に統合されたときに条例も廃止されたものの、都道府県警察に一元化されたあとの 1954 年 8 月 1 日に川西町が川西市になり、条例も復活したためであると考えられる。

¹⁷² 前掲書『かわにし 川西市史第 3 巻』413 頁。

¹⁷³ 吉田は、「警察組織については、国警及び自治警両方の組織については更に検討をいたしたいと考えて、現に研究に着手いたしております。これは今日着手いたすわけではありませんが、その弊害をつとに認めて、どういうふうに改良するかということについては、深甚な考慮を払っております」と、公の場で初めて警察法を改正することをほのめかしている。

¹⁷⁴ 第 15 回国会衆議院本会議会議録第 33 号 1953 年 2 月 26 日国立国会図書館 21 頁。

¹⁷⁵ 兵庫県警察史編さん委員会編(1999)『兵庫県警察史昭和続編』兵庫県警察本部 110 頁。

¹⁷⁶ 第 19 回国会衆議院本会議会議録第 10 号 1954 年 2 月 16 日国立国会図書館 2 頁、第 19 回国会参議院本会議第 10 号国立国会図書館 1 頁。

¹⁷⁷ 改進黨は自由党を離脱した鳩山一郎派と 1954 年日本民主党を結成し、同年 11 月に日本自由党が合流する。さらにこの日本民主党は、1955 年 11 月自由党と合併して、自由民主党となり、現在に至る。

¹⁷⁸ 第 19 回国会衆議院本会議会議録第 50 号 1954 年 5 月 15 日国立国会図書館 29 頁。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

この警察法案の特徴をまとめると、次のようになる。

1. 自治体警察と国家地方警察がともに廃止し、府県警察に一本化する。
2. 横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の 5 大市警のみ、人口が多いことや犯罪の重要性、組織の複雑さという理由から、府県警察に移行するのに 1 年ほどかかることになるため、市警を 1 年間に限り存続させる。
3. 国家公安委員長は、国務大臣をもって充てる。
4. 公安委員会は従来どおり存置し、国の公安委員は 5 人、府県は 3 人とする。ただし、指定府県は 5 人[兵庫県は指定府県一補足茶園]。
5. 公安委員の資格要件を緩和して、任命前 5 年間に、警察または検察の前歴を有しない者とする。
6. 警察庁は、国家公安委員会の管理の下に、所轄事務所について府県警察を指揮監督する。
7. 府県警察本部は、府県公安委員会の管理の下に、府県警察の事務をつかさどる。
8. 府県本部長は、国家公安委員会が府県公安委員会の同意を得て任命する。
9. 府県警察の経費は、原則として府県の負担とするが、国家的性格の強い経費は国費とする。

これ以降、警察法案は参議院へと議論の場を移すが、参議院でも何度も討議が行なわれた。衆参両議院で最も問題にされたのは、今度の警察法案では国務大臣が国家公安委員長になるということであった。先に説明したように、これまでは委員長は委員の互選によって決まるものであったのが、このたび提出された警察法案では、委員の互選ではなく国務大臣が委員長になるというものであった。国務大臣が委員長になるということは、警察の民主的運営の保障は破壊され、その中立性を失ってしまうものになってしまうのではないかと、戦前の特別高等警察のようなものが作られるのではないかと、といった反論の声が両院から何度も挙がった。

こうした反論に対して当局側は、「法は国家公安委員会に対しては公安委員会に意思決定となる表決権を与えず、単に政府の責任を明確にするための裁決権を認めているにすぎないので、警察事務の運営に関し政府の治安維持上の施策を反映させることはあっても、公安委員会の意思決定に介入する余地はないので、その民主的、中立的な運営を妨げることは到底考えられない¹⁷⁹⁾」という回答を出した。

警察法案は、参議院で結論がでないさなか、1954 年 6 月 3 日夜、衆議院運営委員会で「国会史上未曾有の乱闘事件」が発生するほどの混乱となった。この事件は、休憩をはさんで同日午後 8 時 4 分に再開された衆議院運営委員会で、与党である自由党から 2 日間の会期延長の申し入れがあったことに端を発する。

この会期延長は、警察法案が参議院でなかなか通過しない状況をみた自由党が参議院に相談せずに、会期延長の申し入れを行なったものだった。参議院に相談していないという堤康次

¹⁷⁹⁾ 『資料』特集版第 19 回国会で成立した法律早わかり 警察法』『官報』第 8247 号付録資料 昭和 29 年 7 月 1 日付内閣印刷局 11 頁。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

郎議長(改進黨)の答弁¹⁸⁰をきいて、左派社会党山本幸一は次のように納得の行く説明を求めた。

今までは参議院に法律案をかかえておつたから、従つて参議院側から要請があつて、それを衆議院側は受けて立ち、しかる後両院の話し合いの上で会期の延長をやつて来た(中略)にもかかわらず、[今回は一補足茶園]参議院側には何らの話し合いもしないで、参議院側の意見も求めないで、しかも衆議院だけが今までのルールを破つてここで常任委員長会議を招集せられ、あるいはまた議院運営委員会にこれを諮問せられるというやり方は、まさに私は今までのルールとは逆行しておると思う。私は、決して筋の通らないことを皆さんにお訴えしておるのじやない。少なくとも今までの経過、歴史から考えて、筋の通つておる点に立つて申し上げておる。だから私はまず討論等に入る前に、少くとも委員長から、今までのルールをかえた理由はどこにあるのか、なぜ参議院と話し合いをされなかつたか、なぜ参議院と協議をされなかつたか、そういう点を明らかにしていただかない限り、私どもとして最終的な討論に入ることはむずかしい¹⁸¹。

この山本の質問に対して、司会進行である自由党菅家喜六委員長は、「発言を許さない」と述べた。さらに右派社会党土井直作や小会派中村英男が続いて山本と同じような質問をしたが、菅家はこれらの質問も一蹴し、議場騒然の中裁決が行なわれ、菅家の「挙手多数」ということばで場内は騒然としたまま、いったんこの委員会を終了した。その後午後 10 時 35 分、衆議院本会議のため議長の堤が議場に入ったものの、社会党両派が議場を「占拠」しており、「国会史上未曾有の乱闘事件」に発展し、本会議どころではなくなった¹⁸²。

その後、左右両派社会党は欠席のまま、衆議院では 10 日間の会期延長が決まり¹⁸³、同法案は衆議院送付案どおり 6 月 7 日の参議院本会議で可決成立し¹⁸⁴、1954 年 6 月 8 日公布、同年 7 月 1 日から施行されることになったのである。

このように波乱に満ちた新警察法¹⁸⁵にともなう、兵庫県警は新警察法の施行日と同じ 7 月

¹⁸⁰ 堤の答弁は次のとおり。「それはまだ参議院とは相談いたしておりません。参議院議長は、この前の申入れによつて、きょう中に議案を通すということでせつかく努力しておりますが、自由党から、その状況を見て困難だと思われるから、さらに二日間延長してもらいたいという申入れがありました。参議院にも同様の申入れがあつたはずであります。そこで私は常任委員長会議に諮問し、さらに議運の運営委員会に諮問をいたしまして、その結果、これから参議院議長に相談をいたします。両方の意見が一致するか、一致しなければ、さらに衆議院でそれを決定しなければならぬ、こういう順序であります(後略)」[第 19 回国会衆議院議員運営委員会会議録第 70 号 1954 年 6 月 3 日国立国会図書館 3 ページ]。

¹⁸¹ 第 19 回国会衆議院議員運営委員会会議録第 70 号 1954 年 6 月 3 日国立国会図書館 4 ページ。

¹⁸² この乱闘事件で、社会党両派 45 名は懲罰委員会にかけられ、6 月 15 日の衆議院本会議で正式に、国会法第 122 条第 3 号により、30 日間の登院停止となった[第 19 回国会衆議院本会議会議録第 67 号 1954 年 6 月 15 日国立国会図書館 7 ページ]。

¹⁸³ 第 19 回国会衆議院議員運営委員会会議録第 71 号 1954 年 6 月 5 日国立国会図書館 1 ページ。

¹⁸⁴ 第 19 回国会参議院本会議会議録第 59 号 1954 年 6 月 7 日国立国会図書館 22 ページ。

¹⁸⁵ これ以降、全面改正された警察法を、それまでの警察法と区別するため、新警察法と表記す

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

1 日に発足した¹⁸⁶。

新警察法が施行されて 1 年間は神戸市の自治体警察は存続するが、「当該指定市をもって 1 の県とみなし、指定府県以外の県の県警察に関する規定を適用する¹⁸⁷」と定められているので、自治体警察である神戸市警が 1 年間存続するといっても、その性格は兵庫県と実質同じであった。そして兵庫県警に統合されるまでの 1 年間、神戸市警察本部長は寺門威彦が、神戸市公安委員会は、田村享(田村商会社長)、平佐三郎(弁護士)、和田顕治(旭運輸及び川西倉庫社長)の 3 名が選任された¹⁸⁸。そして予定通り 1 年後には別紙図④のように、神戸市内の警察 11 署も兵庫県警直轄となる。

この兵庫県警が発足してから、どのような性病予防対策が行なわれたのか、次節でみてみよう。

2. 「合同取締結果」にみる神戸

兵庫県警が発足してまもなく、県警[これより兵庫県警を県警と表記する—茶園]と県当局、および保健所と共同で性病予防合同取り締まりが実施された。

県警本部の統計資料『年鑑昭和二十九年度』(1955)によると、この合同取り締まりの第 1 回目は 1954 年 9 月、第 2 回目は同年 11 月～12 月にかけて実施された。

まず、取り締まりの対象となったのは、「自発的検診を受けていないもので平素からの視察内偵により売いん常習の疑いの著しいもの」であった。そして、取り締まりの対象になったおんなたちを、「キャッチし強制検診命令書を交付の上検診し罹病者¹⁸⁹を県立板宿病院に強制入院せしめた」という記述から、検診する場所は、板宿病院とは別の場所で行なわれていたことや、検診する際に、「強制検診命令書」が交付されていたことがわかる。

それでは表⑧と⑨¹⁹⁰から、具体的に合同取り締まりがどのように行なわれたのかをみてみよう。

る。

¹⁸⁶ 兵庫県警察 30 周年記念誌編集委員会編(1985)『兵庫県警察三十年の歩み』兵庫県警察本部 5 頁。

¹⁸⁷ 法律第 162 号警察法第 79 条附則 30『官報』号外第 57 号昭和 29 年 6 月 8 日付内閣印刷局 8 頁。

¹⁸⁸ 田村は再任である。兵庫県警察史編さん委員会編(1999)『兵庫県警察史昭和統編』兵庫県警察本部 135・139 頁。

¹⁸⁹ ここでいう「罹病者」とは、淋病で県立板宿病院に強制収用した人数である、と『年鑑昭和二十九年度』208 頁の備考欄に明記されている。

¹⁹⁰ 表⑧と⑨にある「捜査箇所」というのは、保健所と警察の双方からの調査によるもの[前掲書『年鑑昭和二十九年度』208 頁]。

「パンパン」とは誰なのか
 —「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
 茶園 敏美

表⑧

性病予防合同取締結果発表表第1回 取り締まり月日1954年9月7日										
実施警察署	出 動 人 員					出 動 車 輛	捜 査 個 所	検 挙 数		備 考 (淋病率%)
	保安課	性 病 予 防 吏 員	所 轄 警 察 官	保健所	計			人 員	板宿病院へ 強 制 収 用	
尼 崎 中 央	4	2	16	15	37	3	24	31	8	25.8
加 古 川	3	2	42	14	61	3	45	28	11	39.2
姫 路	3	2	20	14	29	3	23	22	2	9
合 計	10	6	78	43	127	9	92	81	21	平均25.9%

兵庫県警察本部(1955)『年鑑昭和二十九年度』より作成

表⑧より、第1回目の合同取り締まりは、9月7日に尼崎中央、加古川、姫路の3カ所で行なわれた。捜査箇所は合計92カ所、出動車両9台で127名もの人員が取り締まりのためにこの日動いたことになる。検挙された人数は81名で、実際に板宿病院へ強制収用された者は21名である。

表⑨

性病予防合同取締結果発表表第2回											
取締月日	実施警察署	出 動 人 員					出 動 車 輛	捜 査 個 所	検 挙 数		備 考
		保安課	性 病 予 防 吏 員	所 轄 警 察 官	保健所	計			人 員	板宿病院へ 強 制 収 用	
1954年11月30日	甲子園	2	2	11	15	30	3	14	18	1	55
1954年11月30日	西宮	2	2	15	15	34	3	50	20	2	10
1954年12月3日	飾磨	2	1	10	12	25	3	20	19	0	
1954年12月3日	網干	2	1	5	12	20	2	15	8	0	
1954年12月7日	加古川	2	2	12	14	30	2	22	17	4	23.5
1954年12月10日	尼崎中央	2	2	20	20	44	3	24	19	2	10.5
1954年12月10日	尼崎東	2	2	10	20	34	2	20	3	0	
1954年12月14日	明石	2	2	32	10	36	2	37	39	8	20.2
1954年12月21日	姫路	2	2	12	10	26	3	26	24	1	4.1
1954年12月27日	西脇	2	2	7	12	21	2	11	15	3	20
合 計		20	18	134	140	300	25	239	182	21	平均10.1%

兵庫県警察本部(1955)『年鑑昭和二十九年度』より作成
 注: 検挙数合計182は、原本の表では183となっている。

次に第2回目の取り締まりはいっせいには行なわれず(表⑨参照)、分散して行なわれた。飾磨、網干、尼崎東署は検挙しているものの、病院へ強制収用された者はいない。さらに他の警察署においても淋病で病院へ強制収用された人数はわずか一桁台ということに注目するならば、病院へ強制収用された者の倍以上の検挙者、すなわち強制検診を受けさせられたおんなたちがいたことがうかがわれよう。

さらに県警側は次のような考えのもと、おんなたちを取り締まっていた。

対象者のキャッチに当っては単なる風評のみでは売春の常習との断定はできないので基本的人権尊重の今日、半ば自発的に受診するよう説得に努めなければならない等の悪条件が伴い、検診を拒否される例も少くない実情にあり、然も検診を拒否する者の罹病率は極めて高い結果が出ているところであって今後の取締には平素から常習と確認することのできる

「パンパン」とは誰なのか
 —「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
 茶園 敏美

証拠の収集がもっとも必要と認められている¹⁹¹。

県警当局では、うわさや風評のみで強制検診させるのではないと述べているが、この当局側の言い分は、これまで誤認で「キャッチ」してしまったおんなたちが多いことを、物語っているのではないだろうか。

新警察法が施行された翌年の 1955 年 7 月 1 日から、神戸市内の警察 11 署も県警に組み込まれ、県警の傘下として性病予防合同取り締まりに加わることとなった。この年度の性病予防取り締まりの状況は、『年鑑昭和三十年度¹⁹²』に詳細に記録されているが、この記録によれば、合

同取り締まりの目的は、「売春婦等の実態は握^{ママ}と性病まん延防止あわせて風紀取締の万全を期すため」である。この「売春婦等」ということばから取り締まりの対象は、当局側が「売春婦」と「認識した」おんなたちを対象に実施された取り締まりであることがわかる。

さらにこの取り締まりは県警が中心となって行なったのではなく、「県衛生部(結核予防課)の性病予防取締に協力する形で昨年度[1954 年 4 月～1951 年 3 月—補足茶園]県下各地の料理屋旅館・飲食店街においてこの取締を実施した」、と県警はあくまでも県衛生部に協力する形で「売春婦」に強制検診を行なっていたと述べる。

ここで興味深いことに、神戸市内の警察が県警に組み込まれた時期、すなわち 1955 年 7 月 1 日以降から翌年 3 月まで行なわれる性病予防合同取り締まりは、神戸市と尼崎市の 2 か所しか実施されていないのである(別紙表⑩参照)¹⁹³。さらに表⑩の、尼崎合計と神戸合計に注目してみたい。

この合計の検挙人員、すなわち強制検診を受けさせられた人数と、罹病者数、すなわち実際に性病に感染していた人数に目を向けてみよう。神戸市の場合、強制検診を受けさせられたおんなたちで、性病に感染している者は合計 9.1%しか性病に感染していないということになる。しかも、1955 年 10 月 7 日の取り締まりでは、98 名強制検診を受けさせられ、そのうち性病に感染している者は 2 名にすぎず、罹病率は 2%となっている。一方尼崎市の場合、合計 41.6%の罹病率

¹⁹¹ 前掲書『年鑑昭和二十九年度』207 頁。

¹⁹² 兵庫県警察本部(1956)『年鑑昭和三十年度』236-239 頁。

¹⁹³ 神戸市内の警察が県警の傘下になる前の 1955 年 4 月～6 月の性病予防合同取り締まりは、次の表⑪のように兵庫県内の分散した地域で行なわれていた。

表⑪

性病予防合同取締結果発表1955年4月-6月

取締月日	実施警察署	出 動 人 員					捜 査 個 所	検 挙 人 員	罹 病 者 数			罹病率%
		保安課(含 市保少課)	所 轄 警察署	性病予 防吏員	保健所	計			人員	内 訳		
4 月 26 日	尼崎中央	3	10	2	23	38	12	21	8	8	0	38.1
5 月 18 日	山 崎	3	10	3	18	34	9	23	7	7	0	30.4
5 月 19 日	竜 野	3	6	2	13	24	8	10	2	2	0	20
5 月 23 日	相 生	2	3	2	7	14	7	16	4	4	0	25
5 月 24 日	赤 穂	3	5	2	10	20	7	8	0	0	0	0
6 月 15 日	和 田 山	3	4	1	12	20	6	15	3	3	0	20
6 月 16 日	豊 岡	3	3	1	8	15	4	14	1	1	0	7.1
6 月 17 日	浜 坂	3	4	1	6	14	5	17	0	0	0	0
合 計		23	45	14	97	179	58	124	25	25	0	平均17.6%

兵庫県警察本部(1956)『年鑑昭和三十年度』より作成

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

になっている。

ここで神戸市と尼崎市は、同じ県警の管轄であるにもかかわらず、おんなたちを取り締まる点において、決定的に異なる点がひとつあった。それは、神戸市の取り締まりの場合、神戸市「売いん等取締条例」によって、尼崎市の場合、尼崎市「売春等取締条例」によって、おんなたちを取り締まる点である。神戸市、尼崎市双方の条例の違いを端的に表しているのが、1957 年兵庫県議会第 67 回定例会の席上で、県警本部片岡清一の次の発言である。

一番問題になります神戸市の如きは、売春そのものの取締りをするような条例にはなっておりません。売春の目的をもつて人の後をついて歩いたり、ひっこくつきまどつたり、そういうものを取締る、こういうような定め方になっております。尼崎市の方は売春そのものを取締るという規定になっております。その他まちまちでございまして、われわれといたしましては非常に売春そのものの「取締」は困難いたしております¹⁹⁴。

この片岡の発言は、1956 年 5 月 24 日に売春防止法が公布された翌年 1957 年現在の取り締まり状況について述べたものである。この時期は、1958 年に売春防止法が全面適用される前の時期でもある。

ここで、尼崎市「売春等取締条例」¹⁹⁵の中身を神戸市「売いん等取締条例」との比較で見よう。

まず、尼崎市「売春等取締条例」の目的(第 1 条)と定義(第 2 条)に注目すれば、この条例が売春をすることを含めた取り締まりであることがわかる。

第1条 この条例は売春等に関する諸行為を取締り、健全な社会秩序の維持を図ることを目的とする。

第2条 この条例で売春とは報酬を受け若しくは受ける約束で不特定の相手方と性交又は性交の類似行為をすることをいう。

神戸市「売いん等取締条例」の定義(第 2 条)は、尼州市のものとまったく同じだが、目的(第 1 条)はこのようになっている。

第1条 この条例は、道路その他の場所における売いん等に関する諸行為を取締り、健全な社会秩序の維持を図ることを目的とする。

神戸市では勧誘(第 3 条)にあたるのが、尼州市の条例では客引行為(第 5 条)として、それぞれ以下のように明記している。

¹⁹⁴ 1957 年 3 月 16 日第 67 回(定例)第 4 日(1994)『兵庫県議会会議録 復刻版』兵庫県議会 160 頁。

¹⁹⁵ これ以降、尼崎市「売春等取締条例」(1952 年 2 月 12 日条例第 4 号)は、尼崎市総務局行政部法制課編集(1962)『尼崎市例規類集 3』からの出典である。

神戸市「売いん等取締条例」

第3条 売いんの目的をもつて、道路その他公の場所において、他人の道路に立ちふさがり、その身辺につきまとい、又はこれ等に類する方法をもつて相手方を誘つたものは、三月以下の懲役又は五千円以下の罰金、拘留に処する。

尼崎市「売春等取締条例」

第5条 売春の目的で道路その他公の場所において、他人の進路に立ちふさがり、その身辺につきまとい又はこれに類似する方法で、相手方を誘つた者は 3,000 円以下の罰金又は拘留に処する。

ここで、両市条例の刑罰に注目してみよう。神戸市「売いん等取締条例」の勧誘にあたる第3条は、尼崎市「売春等取締条例」の第1条にあたる売春行為に匹敵する刑罰である¹⁹⁶。さらに、勧誘行為と同じ内容である客引行為にあたる尼崎市の条例の第5条をみれば、神戸市よりも刑罰が軽いことがわかる。

ここで、「勧誘」と「客引行為」ということばにこだわってみたい。同じ内容の行為¹⁹⁷を神戸市のほうは「勧誘」と名づけ、尼崎市のほうは「客引行為」と名づけている。この名称が示しているように、尼崎市のほうは売春行為そのものが罰せられるわけであるから、売春の目的で相手を誘う方法は、「客引行為」にあたる。ところが神戸市のほうは売春行為そのものは罰せられるわけではないので、たとえ売いんの目的で相手を誘ったとしても、「客引き」ではなく「勧誘」となるのである。このことを念頭におくと、「勧誘」ということばは、「客引行為」ということばよりも、より広い範囲の取り締まりに適用されることばになってしまう。すなわち「客引行為」は売春行為の延長であるため、取り締まり対象は、当局側が「売春婦」と思ったおんなたちである。ところが「勧誘」になると、売春したかどうかは問題ではなく、勧誘したかどうかは問題になるので、取り締まる対象は「売春婦」とはかぎらない。

また、尼崎市「売春等取締条例」の法案が可決するときの市議会での話し合いの焦点は、もっぱら売春を取り締まるということについてであり、「客引行為」についてはなにも議論されていない¹⁹⁸。このことから、尼崎市「売春等取締条例」が力をいれていたのは、売春行為を取り締まるこ

¹⁹⁶ 尼崎市「売春等取締条例」第1条に違反した者は、第3条で、「売春をした者は5,000円以下の罰金に処する」と定められているし、神戸市「売いん等取締条例」の1条に違反した者は、「売いんの目的をもつて、道路その他公の場所において、他人の道路に立ちふさがり、その身辺につきまとい、又はこれ等に類する方法をもつて相手方を誘つたものは、三月以下の懲役又は五千円以下の罰金、拘留に処する」と定められており、同程度の刑罰であることがわかる。

¹⁹⁷ 神戸市「売いん等取締条例」における「売いん」の定義と、尼崎市「売春等取締条例」の「売春」の定義はまったく同じである。1952年1月28日に開かれた尼崎市第7回臨時市議会上で、副議長の川上態吉が、「『売いん等』とあるのを『売春等』と訂正をねがいます」と最初に述べていることから、当初は「売いん等」という表現になっていたとおもわれる。訂正理由については述べられていない[第7回臨時市議会議録 1952年1月28日尼崎市議会 44頁]。

¹⁹⁸ 前掲第7回臨時市議会議録 44-54頁。

「パンパン」とは誰なのか
 —「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
 茶園 敏美

とにあった¹⁹⁹。

すでに前の章でも明らかにしたが、神戸市の条例の場合、売春行為そのものは取り締まりの対象とならない理由として、GHQ の神戸基地側の最大の関心が、買売春行為そのものではなく、兵舎におんなたちを近づけないためであった。だが当局側は、性病に罹っていようがなかろうが、街娼を含む「売いん婦」すべてを取り締まることを目標としていた。そこで制定された条例が、神戸市「売いん等取締条例」である。この条例は、売春したかどうかは問題ではなく、売春の勧誘をするかもしれない行為が問題である。したがって取り締まりの判断の基準は、「勧誘の目的をもって人の後について歩いた」か否か、といった判断にたよるざるをえない。

このように、神戸市の条例と尼崎市の条例とでは、取り締まりの力点が異なっているということ、ここで強調したい。それは、別表⑩にある神戸市内で強制検診のために取り締まりとなったおんなたちのうち、性病に罹っている割合が1割にも満たないということや、尼崎市ではその割合が4割であるという結果からもうかがえよう。いいかえれば神戸市「売いん等取締条例」は、どんな行為をしても取り締まることができることを予感させるような条例であるといえる。

次に、以下の表⑫の「街娼」に注目してみたい。

表⑫

売春関係実態一覧表										
種別 署別	旧遊郭		集娼地域		散娼		街娼	芸妓の 売いん	計	
	業者	婦	業者	婦	業者	婦			業者	婦
葺合			9	35	89	220	60		98	315
生田					140	432	220	103	140	755
兵庫	175	951	46	111	38	138	128	130	259	1,458
長田	47	107			6	10		10	53	127
須磨								13	0	13
計	222	1,058	55	146	273	800	408	256	550	2,668

兵庫県警察本部(1956)『年鑑昭和三十年度』より作成

注: 原本では兵庫県各地だが、本研究では神戸市のみ抜粋している。

所属する業者のない「街娼」、いわゆる「パンパン」は、神戸市のオフィスの中心地であり繁華街の中心地でもある葺合、生田、兵庫に集中していることがわかる。生田署の管轄は1955年3月まで国連軍兵士の娯楽施設RRセンターがあり、葺合区は1956年12月10日まで駐留軍のイーストキャンプがある場所を管轄している。さらに兵庫区には、1955年までウエストキャンプがあった。こういった事実から、この地域には駐留軍兵士が多数いるために、当局がとりわけ力を入れてこの地域のおんなたちの実態調査をしていたことがうかがえる。

さらに翌年1956年度の県警の統計資料では、街娼婦が具体的にどの地域に何名いたか明らかにされている。表⑬と地図⑤に注目しよう。

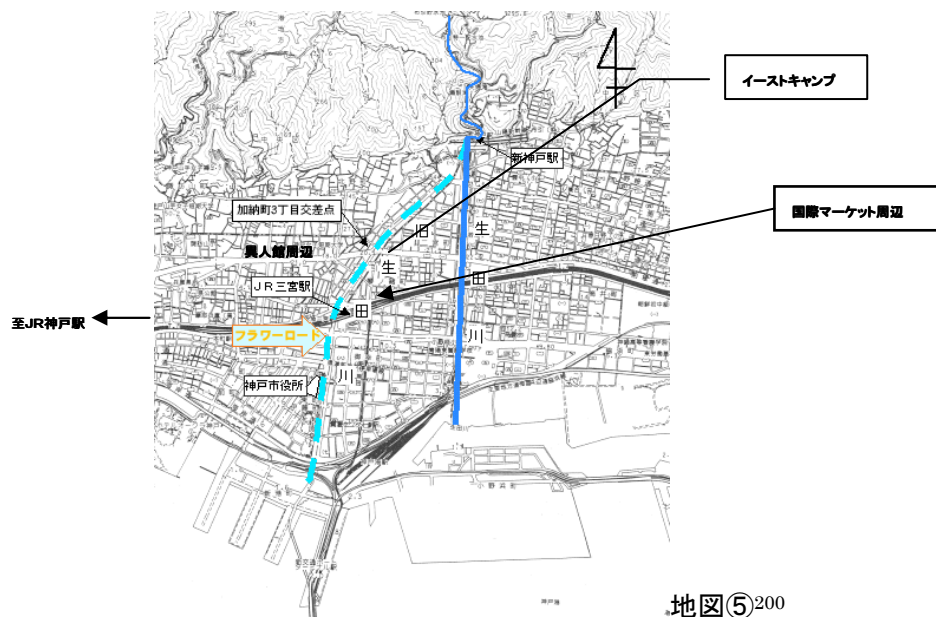
¹⁹⁹ 尼崎市「売春等取締条例」も神戸市「売いん等取締条例」と同様、買春行為は罰せられない。

「パンパン」とは誰なのか
 —「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
 茶園 敏美

表⑬

県下街娼婦数		
署 別	地 域 名	街娼婦
葺 合	国鉄三宮駅周辺、国際マーケット付近	60
生 田	生田新道、省線高架付近(三宮ー神戸)	127
兵 庫	三角公園付近、ガスビル、西出町付近	113
計		300

兵庫県警察本部(1957)『年鑑昭和三十一年年度』より作成
 注: 本研究では神戸市のみ抜粋している。



地図⑤²⁰⁰

表⑬と地図⑤によれば、まず葺合署が担当した「国鉄三宮駅周辺」および「国際マーケット付近」というのは、現在 JR 三ノ宮駅前東側に位置し、すぐそばにイーストキャンプがあった²⁰¹。次に生田署が担当した「生田新道」というのは、JR 三ノ宮駅西側付近に位置し、近くには異人館があり、イーストキャンプにも比較的近い場所である。「省線[現在 JRー補足茶園]高架付近(三宮ー神戸)」というのは、現在は阪急三宮から西元町方面へと続く「高架下界限」と呼ばれている地域である。最後に、「三角公園付近」「ガスビル」「西出町付近」というのはどれも、新開地の南側に位置し JR 神戸駅の境目であり、兵庫区でありながら、生田区にあるウエストキャンプ近くの地域を指す。省線高架付近からは、徒歩 20 分もあれば行ける距離である。この結果からも、駐留軍キャンプ周辺を当局側が集中的に調査していたということが確認できる。

次に「街娼」の数に目を向けてみたい。生田署管轄地域では、前年度(表⑫)は「街娼」が 220 名

²⁰⁰ 地図⑥は表⑬の場所の見当をつけるために、第 3 章で提示した地図④に少し手を加えたものである。

²⁰¹ イーストキャンプは旧生田川のそばにあり、生田川をはさんで東側の葺合区にあったが、正確な住所は不明。イーストキャンプのだいたいの位置は、佐藤公次(1996)『占領と平和運動』耕文社 301 頁中の「神戸港略図」を参考にした。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

いたのが 1956 年になると 127 名(表⑬)に減少している。これは、生田区にあった RR センターが 1955 年 3 月に閉鎖された影響があると考えられる。さらに兵庫でも若干ではあるが「街娼婦」の人数が減少しているのも、ウエストキャンプが前年度には接收解除になったためであるといえよう。

ただここで問題なのは、この「街娼」の分類である。所属する業者もなく「一般の」おんなたちとの区別のつかないおんなたちを、「街娼」のカテゴリーに当局側はどのように分類したのだろうか。第 3 章でも指摘したことだが、当時性病検診を受けるとカードが交付されるのであるが、このカードを保持していると、たとえ売春常習者でなくても当局側から売春常習者とみなされてしまうという状況にあった²⁰²。このカード交付のことを念頭に入れて考えると、「街娼婦」のカテゴリーに分類されたおんなたちには、偶然取り締まりという被害に遭ったおんなたちの数も含まれているのではないだろうか。

さて次に性病予防合同取り締まりだが、元の表では 1956 年度から 1 月から 12 月までが 1 年分の表になっており、調査項目もそれまでの 2 年間よりずっと簡略化されている。たとえば、合同取り締まりであるにもかかわらず、取り締まる側の人員も、「警察官出動人員」としか明記されなくなる。そして、月何回取り締まったか明記されていても、取り締まった月日は明記されなくなった。しかしながら、たとえデータが簡略化されたとしても性病予防合同取り締まりが続けられていることには変わりはないということを踏まえて、別紙表⑭から浮かび上がってくる事実をみてみよう。

1956 年 4 月から 12 月までに検挙されたおんなたちの総数は、神戸市内では 403 名であった。そして実際に性病に罹っているおんなたちは 73 名であることから、75%ものおんなたちが「予防」「管理」という名目で強制検診を受けさせられていたことがうかがえる。

それでは、駐留軍が神戸を撤退した時期の性病予防合同取り締まりは、どのような局面を迎えるのだろうか。

3. 浮かび上がるおんなたちのリアリティ

日本の「独立」後、日本に駐留していた駐留軍は徐々にいなくなるのだが、神戸でも朝鮮戦争の前線で戦う国連軍兵士たちの慰安施設 RR センターが 1955 年に閉鎖される。この RR センターは性的サービスを払拭した慰安施設であることを、ここでもくりかえしておく。同年駐留軍のイーストキャンプもなくなり、翌年の 1956 年にはウエストキャンプもなくなる。このように 2 年間の間に外国兵たちの姿が神戸から減少していくのだが、この事実、1957 年の性病予防合同取り締まりの数値にも反映される。

さらにこの年は、翌年の売春防止法全面施行を踏まえて、取り締まりの強化が行なわれる年でもある²⁰³。これらのことを念頭において、1957 年の県警の統計資料²⁰⁴をみてみよう。まず、性病

²⁰² 第 3 章の注 156 で述べたが、検診カードは重要な論点なので、稿をあらためてた年の検診カードと比較検討して論じる予定である。

²⁰³ 県警本部長片岡清一は、「明年[1958 年—補足茶園]の四月からこれ[売春—補足茶園]を十分取締るために、今日十分これが取締りの強化をはかつておるのでございます。(中略)法の目的が明年四月から完全に達成できるように、逐次取締りを強化していきたいと考えておる次第でございます」と述べている[1957 年 3 月 16 日第 67 回(定例)第 4 日(1994)『兵庫県議会会議録

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
茶園 敏美

予防合同取締まりの結果(別表⑮)に注目したい。

この年は取締まりが強化される年であることを反映して、神戸市や尼崎市は前の年よりも取締まり回数が増え、さらにその他の地域として、宍粟郡山崎、西宮市、姫路市、宝塚市、明石市においても取締まりが行なわれている。しかしながら、神戸市での「検挙人員」がこの年になって尼崎市よりも減少していることに注目するならば、1957 年になってから、神戸市では駐留軍キャンプもなくなり、それだけ取締まりがゆるくなったと考えられよう。とはいっても、強制検診を受けさせられたおんなたちのうち、実際に罹病率は前年同様 20%台であることを考えると、神戸市内の取締まりは、依然として当局側の誤認での取締まりというケースが目立つと考えられる。

さらにこの年になり県警の統計で初めて、「売春取締検挙状況表」(表⑯)なるものが加わっている。

表⑯

売春取締検挙状況表1957年1月～12月																			
月	別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計					
法令別	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数
売春条例	67	67	45	45	38	38	75	75	85	85	78	78	53	53	56	56	46	46	81
性予防									3	3			1	1					
その他	2	2	2	2															
計	69	69	47	47	38	38	75	75	88	88	78	78	54	54	56	56	46	46	81

兵庫県警察本部(発行年不明)『年鑑昭和三十三年度』より作成
注: 原本では売春条例の合計は737となっており総計も745となっているが、737だと月ごとの縦計および月ごとの横計が合わないため、売春条例の合計は計算どおり740とし、総計も748に訂正している。

この表をみると、性病予防合同取締まりの決め手となるのは、そのほとんどが売春条例²⁰⁵であることが確認できる。そして県全体で性病予防法違反でおんなたちが取締まりを受けるケースは4件しかない。この事実を、神戸市にあてはめて考えると、神戸市の場合、取締まりを受けたおんなたちのほとんどが、神戸市「売いん等取締条例」違反で強制検診を受けさせられていたということがわかる²⁰⁶。

そしていよいよ売春防止法が全面施行された1958年の県警統計²⁰⁷では、これまでの「性病予防合同取締結果発表」にかわって、「風紀関係」の項目のひとつに、「売春関係事犯取締検挙状況」が設けられる。この「風紀関係」では、「本年は売春防止法の完全実施に伴い、保安警察史上画期的な年であり、風紀取締を強力に推進した²⁰⁸」という記述に注目すれば、この年は県警当局側が売春の取締まりに力をいれていたことがうかがえる。

復刻版『兵庫県議会 160 頁]。

²⁰⁴ 兵庫県警察本部(発行年不明)『年鑑昭和三十三年度』。

²⁰⁵ いうまでもなく、この条例に神戸市「売いん等取締条例」や尼崎市「売春等取締条例」などが含まれる。

²⁰⁶ 表⑮と表⑯の「検挙者数」に誤差が生じているのは、条例の方ではポン引にみられるような、おとたちの違反者数も含まれていると考えられる。

²⁰⁷ 兵庫県警察本部(1959)『兵庫県警察年鑑昭和三十三年度』。これまでの書名タイトルは『年鑑』であったが、この年の統計から『兵庫県警察年鑑』に変更されている。

²⁰⁸ 兵庫県警察本部(1959)『兵庫県警察年鑑昭和三十三年度』224 頁。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

この「売春関係事犯取締状況」では、1.売春婦等の行為、2.強制売春事犯、3.新規雇用事犯の3つの項目に分かれており、1.売春婦等の行為というのは、売春を行なうおんなたちのことであり、2.強制売春事犯、3.新規雇用事犯はともに、管理売春のことである。

これらの取り締まりの結果は、表⑰のとおりである。

表⑰

売春関係事犯取締検査状況								
(1) 売春婦等の行為		売春条例違反	売春防止法第5条違反	性病予防法違反	その他			計
	件数	180	756	1	6			943
	人員	179	853	1	6			1,039
(2) 強制売春事犯		売春防止法(除第5条)違反	刑法	児童福祉法違反	職業安定法違反	労働基準法違反	勅令第9号違反	計
	件数	325	16	85	56	6	183	671
	人員	294	15	74	51	5	156	595
(1)と(2)の合計件数								1,614
(1)と(2)の合計人員								1,634
(3) 新規雇用事犯 勅令第9号違反 77件、77名								

兵庫警察本部(1959)『兵庫警察年鑑昭和三十三年』より作成
 注1: 原本では合計は新規雇用事犯を除くと明記されているので原本どおり。
 注2: 売春防止条例第5条違反の人員は原本では753名となっているが、表⑰にみる被疑者調べでは853名となっており、表⑰は実際の内訳を縦計横計で換算したものと一致するので853名に訂正した。

この表の(1)～(3)それぞれの合計件数を比較すると、(1)売春婦等の行為の取り締まりが一番多いことから、当局側の取り締まりの強化は、売春を行なうおんなたちへ向けられていたことがわかる。さらにこの(1)を詳細にみていくと、性病予防法違反で取り締まりとなったケースはわずか1名にすぎず、前年度まで取り締まりの決め手となった売春条例によって、おんなたちは取り締まりに遭っていることがわかる。

売春防止法第5条とは、売春を勧誘する行為に対する刑事処分の規定であり、以下のとおりである²⁰⁹。

売春防止法第2章 刑事処分

第5条 売春を目的で、次の各号の1に該当する行為をした者は、6月以下の懲役又は1万円以下の罰金に処する。

1. 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
2. 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
3. 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

売春防止法成立数日前の1956年5月15日第24回参議院法務委員会で、法務省刑事局長事務代理長戸寛美が売春防止法の逐条説明を行なっているが²¹⁰、長戸の説明によると第5

²⁰⁹ 売春対策審議会編(1959)『売春対策の現況』大蔵省印刷局 30頁。

²¹⁰ 第24回国会参議院法務委員会会議録第19号 1956年5月15日国立国会図書館 8頁。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

条は、「売春をしようとする者がみずからその相手方を勧誘する行為等のうちで、社会の風紀を害し、一般市民に迷惑を及ぼすものを取り締まる趣旨」であり、この第5条によって長戸は、「常習として売春をするような悪質な者をかなりの程度まで処罰することができる」と述べる。

売春防止法では、組織的、強制的ではない、本人の自由意志で行なう、いわゆる単純売春は罰する規定がない。この単純売春の処罰規定がないことについて長戸は、5月18日の第24回参議院法務委員会の席上で、たとえ単純売春を処罰の対象としていなくても、この第5条の規定により、「婦女がみずから勧誘等をする場合だけ」処罰をすることで、「売春行為それ自体を罰しませんが、それは処罰の対象、大体において処罰の対象になり得る」と答弁している²¹¹。すなわち、第5条の売春を勧誘する行為に処罰規定を設けることにより、たとえ単純売春の処罰規定がなくても、結果的に処罰の対象となってしまうということだ。そしてこの勧誘行為を罰することこそ、神戸市「売いん等取締条例」そのものの処罰基準であり、売春防止法は神戸市の条例よりもさらに重い刑罰としてできている。

さらに興味深いことに神戸市「売いん等取締条例」でも指摘したが売春防止法においても、単純売春の相手側、すなわち買春の処罰規定がないということだ。いくら第5条で売春を勧誘する行為を処罰する規定を設けたとしても、この罰則を受けるのはあくまでもおんなたちのほうであり、買春は処罰の対象からはずされているのである²¹²。

県警ではこの第5条違反になったおんなたちについて、「売春事犯(売春防止法第5条売春条例違反者)被疑者調」として「教育程度」、「現職業」、「配偶者の関係」、「家庭生活の状況」、「前職業」、「動機」、「再犯関係」の7区分に分けられ、さらにこの7区分を30項目におよぶ詳細な分類を行なっている(別表⑩参照)。この表に基づくと、売春条例違反になったおんなたちの年齢は25歳以上が多く、全体的にみると63%と過半数を占めている。県警側の表では25歳以上は何歳までなのか明らかにしていないが、配偶者関係をみると、25歳以上は既婚者が未婚者より圧倒的に多く、しかも既婚者のうち、「離別又は死別」の人数と「有夫」の人数とはほとんどかわりがない。このことから、25歳以上のおんなたちの中には、戦争中までは結婚生活を営んでいた「主婦」が少なからずいた、ということはこの数値は示しているのではないだろうか。さらに25歳以上の教育程度の項目に注目してみると、高校以上の高学歴のおんなたちが15%も存在し、家庭環境も中流以上だったおんなたちが7.6%存在する²¹³ということから、戦争中は比較的暮らし向きのよかったおんなたちが、夫が兵隊で死別したかなんらかの事情で離別し、戦後働かなくてはならなくなったおんなたちという像が浮かび上がってくる。

こうした「未亡人」像は、売春の動機の数値にも浮かび上がっている。売春の動機として、どの年代も一番多かったのは生活苦だが、とりわけ25歳以上のおんなたちの85%が生活苦のた

²¹¹ 第24回国会参議院法務委員会会議録第21号1956年5月18日国立国会図書館8頁。

²¹² 5月21日の第24回参議院本会議の席上で藤原道子(日本社会党左派)は、日本社会党を代表して売春防止法に賛成の意を示しつつも、買春する側は処罰されないということについて、「政府案は単純売春を除外した。従いまして、相手方を処分することができません。かかる状態におきまして、問題はこの結果がいかに相なりますかは、まことにおそろべきものがございます」と、懸念の色を表している[第24回国会参議院本会議会議録第51号1956年5月21日国立国会図書館9頁]。

²¹³ 表が示しているように、25歳以上で上流家庭出身が10名いるが、18・24歳に上流家庭出身者が一人もいないことを考えれば、この10名という数字の持つ意味はいかに大きいかがわかる。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

めに売春をしたという結果がでている。さらに 25 歳以上のおんなたちのみ、初犯より再犯が多いことから考えると、戦後になって一家の稼ぎ手を失ったかあるいは戦争で家族を失ったおんなたちが、生活苦のため生計を立てる手段として、性的サービスをせざるをえなくなったというケースも否定できない²¹⁴。すなわち別表⑩は一見売春防止法第 5 条に違反したおんなたちをあらゆる角度から私的な部分をすべて明らかにし分類した表に見えるものの、実は戦争が原因で夫と離別したり死別したおんなたちの一部が、戦後になると売春防止法違反者として処罰の対象になっている、といった事実を、この表ははからずも暴露している。さらに、買春したおんなたちは一体誰であるのかさえもわからない、という不平等さをも、県警の統計は露呈している。以上みてきたことから、取り締まりの強化によって戦争で人生が変わったおんなたちのリアリティを、別表⑩は浮かび上がらせているといえよう。

これ以降、県警の統計では、性病予防法違反者は見当たらない²¹⁵。また、売いん条例違反者も減少し、売いん条例違反によってかわるよう、売春防止法第 5 条違反で検挙されたおんなたちの数は増加し、1959 年には頂点に達し、1,507 名にものぼる。そしてこの数は次第に減少していき、神戸市内においても、葺合署、生田署、兵庫署が管轄する 3 カ所のみが取り締まりの対象となる。

まとめ

県警は県衛生部(結核予防課)と共同で、神戸市内における性病予防合同取り締まりを売春防止法が全面適用される 1958 年まで実施してきた。この合同取り締まりは本章第 2 節で述べたべたように、「売春婦等のは握と性病まん延防止にあわせて風紀取締の万全を期すため」に行なわれた。すなわち神戸市内では、県警と県衛生部とが共同で性病予防という名目で、おんなたちを強制検診していたのである。

この強制検診は、「自発的検診を受けていないもので平素からの視察内偵により売いん常習の疑の著しい」と当局側が判断したおんなたちをターゲットにするという、人権蹂躪もはなはだしい取り締まりであった。というのも、神戸市警が県警に統合されわずか半年で強制的に性病検診を受けさせられたおんなたちは 821 名(1955 年 9 月・1956 年 3 月までの数値。別表⑩参照)にものぼり、実際に性病に罹っていたのは 75 名にすぎないからだ。いいかえれば、当局側が 10 名のおんなたちをむりやり捕まえて性病検診を受けさせた結果、わずか 1 名しか性病に罹っておらず、残り 9 名はその場で解放したということにほかならない。この強制検診が県衛生部のみで行なわれたというのではなく、問題は、県警が合同取り締まりという名目でおんなたちを取り締まっている点にある。まるでおんなたちは、性病を撒き散らす犯罪予備軍のような扱いである。

そして神戸市の場合、神戸市「売いん等取締条例」が制定されていたので、性病予防法のみならずこの条例に違反しているかどうか、おんなたちを取り締まる基準となった。ただこの条例で

²¹⁴ たとえば第 1 章で取り上げた藤澤七生、伊藤あき子は両者とも夫が死別している。注 28 および注 29 を参照。

²¹⁵ 1959 年～1964 年までの 6 年間の『兵庫県警察年鑑』を調べた結果である。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

は、買売春行為そのものには罰則規定はなく、第 3 条の行為を行なったと当局側が判断した場合、おんなたちを取り締まることができるのである。

第 3 条とは以下の行為をいう²¹⁶。

第3条 売いんの目的をもって、道路その他公の場所において、他人の通路に立ちふさがり、その身辺につきまとい、又はこれ等に類する方法をもって相手方を誘ったものは、三月以下の懲役又は五千元以下の罰金、拘留に処する。

この条文をみれば、おんなたちが売いんの目的をもって勧誘したか否かという基準が条例違反の決め手となるのだが、売いんの目的をもっているかどうかは恣意的な判断にたよらざるをえない。さらにこの合同取り締まりが、駐留軍キャンプ周辺で盛んに行なわれていたということを重ね合わせて考えると、神戸市の強制検診は、駐留軍キャンプ周辺の外国兵の「身辺につきまとい」たと当局側が判断したおんなたちをターゲットに行なわれていたということが浮かびあがってくる。

そして、おんなたちにとってこの取り締まりがいかに屈辱的な暴力行為であるのか、想像に難くない。

神戸市の場合、繁華街とオフィスが共存している立地なので、本章第 2 節表⑬で示した県警調査の街娼婦がいる地域は、駐留軍キャンプがすぐ近くにあると同時に、会社や商店街が林立する場所でもある。したがってこのような場所を避けて通ろうとしても、無理な話である。

たとえば、わたし(たち)が三宮周辺で働いていたとしよう。たまたま残業で、あるいは看護師のようなシフト制の仕事に従事しているがために夜遅く帰宅していると、「国鉄三宮駅周辺」で、当局側にいきなり捕まって強制検診を受けさせられるという可能性も十分ありうる。これが、神戸市という地域なのである。そして強制検診を受けさせられた結果、性病に罹っていないということが当局側にわかり即座に解放されたとしても、有無を言わず身体を拘束され、「強制検診命令書」を交付され、強制検診を受けさせられた事実は、歩いていていきなりレイプされたのと同じほど深い傷となって、おんなたちの心身を切り刻む行為となる。

さらに駐留軍がいなくなり、売春防止法が全面的に施行されると、これまで神戸市内の駐留軍キャンプ周辺で不特定多数のおんなたちが取り締まりの対象になっていたのが、兵庫県内全域に取り締まりが分散していく。さらに強制検診が不特定多数のおんなたちに行なわれていた事実も県警の統計資料からも消え、あたかも強制検診の事実が存在していないかのようになる。しかしこれまでみてきたように、売春防止法第 5 条では勧誘行為が処罰の対象になるのであり、これは神戸市「売いん等取締条例」と同じであり、神戸市の条例よりもさらに罰則規定が重い処罰である。くりかえすが、勧誘行為が処罰の対象になるということは、売春を行なうかもしれない段階で処罰ができるというこわさがある。

そしてこの取り締まりで捕まったおんなたちのなかには、いわゆる「戦争未亡人」と称されるおんなたちが存在したことも、県警の統計表から浮かび上がった。彼女たちは、生きるために「売春」をしなければならなかったおんなたちのリアリティが、当局側の厳しい取り締まりをあきらかにしたのである。

²¹⁶ 1951 年 5 月 19 日『神戸市会会議録』第 11 号 57 頁。

「パンパン」とは誰なのか

ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー

茶園 敏美

本論で強調したいのは、売春防止法の登場で性病予防合同取り締まりが徐々に消滅していくように見え、あたかも強制検診の事実が存在していないかのように統計上では現れなくなるが、実は、売春防止法と名前をかえてさらに厳しい罰則規定で取り締まりが行なわれているということである。いいかえれば、売春防止法が施行される前に神戸市では一足先に「売いん等取締条例」によって、売春防止法と同じような運用の条例が施行されていたのである。そしてそれは、今からほんの 50 年前のことにすぎない。当時、駐留軍兵士が撤退するまでの神戸市内では、おんなならだれでも強制検診の被害者になる危険性を孕んでいた事実があったということ、そしてこの強制検診は軍側の指示と当局の「完璧に取り締まる」という思惑とが連動して、合法的に行なわれていたということを見逃すことはできない。神戸市警が兵庫県警に統合された年度の 821 名という、神戸市における性病予防合同取り締まり者数の合計(別表⑩)は、そのことを教えている。

「パンパン」とは誰なのか

ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー

茶園 敏美

終章

本研究は、占領期から駐留期にかけての神戸を中心に、おんなたちに加えられた性的暴力を、性病検診に論点を絞って、法制度の中で日常生活を送るおんなたちが、どういう意味了解をされてきたかを、表象の側面と、そして表象に関わったかたちで法制度の側面から考察してきた。そこで、表象と法制度と2つにわけて、本研究で明らかになったことを述べたい。

1.「あこがれ」と「欲望」のゆくえ

性病検診がおんなたちに加えられた性暴力であることを明らかにするためには、まず、性病検診とはどういったものなのかということを明らかにする必要があると同時に、検診を受けていたおんなたちのことを知る必要がある。そこで本研究の出発点として第1章で、敗戦後の日本で社会現象になった「パンパン」の表象についての考察から始めた。「パンパン」とは、外国兵に性的サービスを提供するおんなたちの蔑称であるが、彼女たちは占領期以降、メディアで世間をにぎわした存在であった。

しかしながら「パンパン」ということばはあいまいで、街娼でなくても「パンパン」と名指しされることがある。というのも、第4章表⑫で示したように、旧遊郭(赤線地域)や集娼地域(青線地域)、散娼(白線地域)では、それぞれそこで働いているおんなたちには必ず雇い主(業者)との間に雇用関係があるのだが、街娼だけはどこにも属さず、業者との雇用関係もない。したがって、人々が「パンパン」と名指しするのは、あらかじめ「パンパン」というおんなたちが存在したのではなく、おんなたちを「パンパン」と名指しすることによって、「パンパン」という存在が作り上げられていったことを、知識人のひとりである神崎清の記述から考察した。

その結果、米軍基地反対を主張する神崎のみならず、当時の知識人の中には家父長制の規範を揺るがす「脅威」を、戦勝国のおとこたちと楽しそうに接する「パンパン」の容姿や行動に感じとっていたということを第1章でみてきた。

ここで、あらためて考えてみたいことがある。「パンパン」は当初はおんなたちにとって、あこがれの存在として登場した。敗戦後物資の極端に少なく、今日の生活をやっとの思いでしのいでいるときに、ふわっとしたドレスに身を包み、ハイヒールをはいて、米兵にエスコートされて街中を颯爽と歩くおんなたちをみて、羨望を感じないおんないないであろう。戦争中、「非常時」、「自粛」ということばでおしゃれまでも押さえつけられ、少しでも目立つ格好をしようものなら「非国民」ということばで村八分にされかねない状況に生きてきたのだから。と同時に、ジープからチョコレートやキャンディをばらまくスタイリッシュな米兵に、あこがれのまなざしを向けたとしても、無理はない。必ずしもフレンドリーとはいえない日本のおとこたちよりも、外国兵と付き合っているおんなたちに羨望のまなざしを送ったとしても不思議ではない。このように、米兵と付き合うおんなたちへむけられたあこがれのまなざしは、法制度が整っていくなかで、次第に「モラル」を乱す「社会問題」という目を向けられ、「パンパン」という蔑称まで付与されてしまう。そして、あこがれの存在が「社会問題」となり、「パンパン」狩りと呼ばれるような、強制検診の対象となっていった。

ここで、当初おんなたちのあこがれの存在が「社会問題」に転じるプロセスにおいて必要なことは、あこがれの存在が高嶺の花であってはならない、ということである。すなわち、「われわれ」おんななら誰でも「あこがれ」の対象になることができる、とおんなたちに感じさせることが必要なのである。いいかえれば、おんなたちが「欲望」さえ抱けば、だれでも「あこがれ」の対象になれると

「パンパン」とは誰なのか

ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー

茶園 敏美

いう希望をみいだせることが必要だ。そして国策とメディア報道の相乗効果によって、おんなたたちが「欲望」を抱くことは簡単であった。

おんなたたちが「欲望」を抱くために用意されていたものは神戸の場合、進駐軍将兵慰安施設という名称の「遊女屋」、すなわち進駐軍兵士たちに性的サービスを提供する慰安施設で「慰安婦」となって働くことであった。この施設は、内務省の指令のもと、兵庫県警が1944年に廃止した「保安課」を復活させ、「保安課」が中心になって「慰安婦」の募集を行なうという、いわば国の政策に基いた施設であった。当初は「民衆保護の建前」、いいかえれば、一般のおんなたたちを守るための「防波堤」として、性的サービスを提供する仕事に従事しているおんなたたちが施設の主要な働き手になる予定だった。

ここで一つ指摘しておきたいのは、性的サービスを提供する仕事に従事しているおんなたたちは、国からも守ってもらえないのか、という問題がある。このことを念頭におきながら、終戦直後という状況でおんなたたちの数がそろわなかったということに注目しよう。本来「民衆保護」という目的があるのならば、どのような状況にあってもどのような立場の民衆も、なんとかして「保護」すべきである。にもかかわらず、特定のおんなたたちを「民衆保護」のための「防波堤」とした当局は、今度は本来「民衆保護」として守る予定だったおんなたたちをも「防波堤」にしたのである²¹⁷。すなわち、「慰安婦」募集と明記することはできないので、第2章で示したような、「宿舍、食事付」、「収入多大」、「無経験者は教授す」という好条件を提示して、「ダンサー」や「女給」募集の求人広告を新聞に掲載した。この状況をみれば、結局当局側の「民衆保護」とは、一体誰なのか。

その後、店開き直後には、ダンスホールやキャバレーで遊ぶ米兵たちは、「親切で清潔で行儀正しく」、「金遣ひが荒くない」ということや、「中には気前よく四十円、五十円とチップを置いて帰るものもあるが煙草やチューインガムを振舞つてみんなを喜ばせる兵士」が多いという新聞報道がなされる。米兵のこの「様子」を知ったおんなたたちは、「ダンサーになれば華やかな暮らしができる」とか、家父長制を当然のことに思っている自国のおとこと異なった、「おんなに親切で優しくハイカラなものをたくさん持っている米兵と付き合うチャンスができる」という「欲望」を、容易に抱くことができた。

さらにもう一度、指摘しておきたいことがある。新聞広告で「甘言」でもって「慰安婦」の足りない部分を、広く一般のおんなたたちから募った募集方法は、「保安課」が内務省の進駐軍将兵慰安施設設営のための緊急指令によって復活させられたことを念頭におくなら、かつてアジア太平洋戦争中に、日本の植民地のおんなたたちが、「甘言」などによる「だまし募集」の結果、日本兵の性的「慰安婦」にさせられてしまったという問題と、決して無関係ではない。両者の問題は断絶しているのではなく、むしろ、日本兵の性的「慰安婦」問題が、戦後外国兵の性的「慰安婦」問題に引き継がれて出てきているといえよう。

こうして米兵と付き合うおんなたたちへむけられた「あこがれ」のまなざしは、「あの施設で働けば、わたしだって、あんなおんなのひとになれる」という「欲望」に変わっていく。おんなたたちのこの「欲望」には、これまでおんなたたちに強いられてきた家父長制を崩すことができるかもしれない、という希望にもつながっている。

おんなたのこうした「あこがれ」や「欲望」は、家父長制の規範を揺るがす行為に「脅威」を抱くお

²¹⁷ この一連の流れをみていると、保安課の「慰安婦」募集について、「民衆保護の建前」と『神戸新聞』が報道していることは[1945年8月27日付]、興味深い。

「パンパン」とは誰なのか

ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー

茶園 敏美

とこたちの「声」によってかき消されてしまうのだが、第 1 章で述べたように、おとこたちの感じた「脅威」以外にも、「あこがれ」や「欲望」をかき消してしまう何かが存在している、と本研究では考える。

このことを考察するにあたり、『サヨナラ』という、朝鮮戦争時の日本を舞台にしたハリウッド映画を取り上げてみよう。この映画は、これからみていくように、家父長制の規範が守られているというのは、注目に値する。結論を先取りして言えば、おんなたちの「あこがれ」や「欲望」をかき消してしまう「脅威」以外の要素というのが、『サヨナラ』にみる近代的な家父長制の規範である。

ジョシュア・ローガン監督作品、ハリウッド映画『サヨナラ』は、1957 年 12 月 20 日、東京有楽座で公開された。この映画は、自身の太平洋戦争の体験をもとにしたミュージカル『南太平洋』の作者でもある米国の作家ジェームス・ミッチェナーの作品を映画化したものである。

『サヨナラ』は、第 30 回(1957 年)アカデミー賞で助演男優賞、助演女優賞、録音賞、美術監督・装置賞の 4 部門を受賞し、さらに助演男優賞を獲得したレッド・バトンズは同作品でゴールデン・グローブ賞も受賞した。東京で封切り 5 日前の 1957 年 12 月 15 日付『朝日新聞』夕刊には、「日本娘を賞め賛える『サヨナラ』ワーナー作品」という見出しで、次のように紹介されている。

徹底的に日本の風景と日本娘の美しさを賞め上げた映画である。カブキや少女歌劇や文楽などを紹介し、アメリカの兵隊が日本にかぶれて、心中したりする。日本娘と結婚したのに、本国につれて帰れぬのを悲観して心中したという設定である。

この兵隊の結婚に反対していた少佐がいる。彼(マーロン・ブランド)は大将の息子だが、部下の兵隊が日本娘と結婚するのを怒り自分も絶対にそんなことはすまいと思っている、コチコチの軍人なのだ。

彼にはアメリカに許婚者がおりその女性が神戸に来た。二人はすぐにも結婚することになっているのだが、アメリカ娘は理屈っぽいので、ブランド君は、しばしば口論をしている。

そんな時、彼は歌劇のスターである日本娘と知り合う。そうして日ごろの彼の主義を捨てて、この日本娘に熱中する。ジョシュア・ローガン演出は、この恋愛をあまったるく描く。娘になる高美以子(たか・みいこ)を異国的な美しさで描く。

朝鮮戦乱の時代が背景になっていて、軍は日本娘とアメリカ兵が結婚しないように努力している。そんななかで、自分の出世なんか考えないで、日本娘と結婚しようとしているアメリカ兵の純情さを大写する。監督自身が日本におぼれ切っているような映画だ。



「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

この画像は、映画『サヨナラ』の日本での DVD の表紙であるが²¹⁸、主役のふたりが目を閉じて抱き合っているワンシーンがジャケットに使われているが、『朝日新聞』の広告写真では、両者とも見詰め合って抱擁しているワンショットが使われている。

封切り 2 日前の『朝日新聞』の映画広告には、「二人の恋の切なさは大空の星だけが知っている！ 美しき日本娘に見出した真実の恋！ 雄大な日本ロケを背景に描く甘美哀愁の名作……」、さらに封切り前日の同新聞の広告欄には、「全批評家激讃の哀愁巨篇愈々登場！ 風薫る京都の丘、陽に映える二見ヶ浦に、切なくも燃え出た哀愁の大ロマン……」という見出しであった。これらの見出しにみられるように、映画『サヨナラ』のメディアでの評価はおおむね、「白人エリート将校」と「日本娘」のラヴロマンスという見方ができよう。

この『サヨナラ』は、神戸に駐屯している「エリート将校」と京都の歌劇団の「花形スター」との恋ものがたりとして、1958 年度の日本の映画配給収入では第 4 位の 1 億 1,300 万円であり、米国でも 1,050 万ドルといった第 3 位にランクインしている人気作品であった²¹⁹。このことから、朝鮮戦争時の駐屯地日本で占領軍の将校と被占領者である「日本娘」の恋愛をテーマにしたハリウッド映画は、日本ならびに米国で多くの人々にインパクトを与えたといえよう。

アメリカ南部出身で白人至上主義のエリート将校ロイドは、歌劇団の「男装の麗人」ハナオギに一目ぼれをし、あつという間にふたりは相思相愛の仲になる。そしてこの映画で家父長制の規範が出ているシーンは、2 箇所ある。

まず 1 箇所は、ロイドがハナオギにプロポーズする場面である。ハナオギが自己のおいたちをロイドに語るシーンである。ハナオギの父親が戦地へ赴く前に、口減らしのために年長だったハナオギは、吉原の遊郭からやってきた「人買い」に売られてしまう。だが吉原に行く途中で、同じ劇団にいる実家が裕福なフミコが「人買い」に金を渡してハナオギを助け、ハナオギは歌劇団に入団することができたのだ。このようなおいたちをロイドに打ち明けたハナオギは、「劇団はわたしのことを信用しているし、わたしは劇団に恩義がある」と言う。すると、「その恩義を今度は僕に向ければいい」とロイドがハナオギにプロポーズする。ここに、常に選ぶ立場にロイドが位置しているのがわかる。

次は映画のラストシーンである。原作の『サヨナラ』では、ハナオギはロイドと恋に落ちるものの、ロイドの立場や周囲の状況、そしてハナオギの立場や劇団のトップスターとして周りからたよられている状況などを考え、ハナオギ自らロイドのもとを去っていく。ロイドも単身で本国へ帰還するという、悲恋ものになっている。

一方映画のほうは、原作と全く別のものになっている。ロイドに黙って 6 日間の東京公演に出発したハナオギの後を追うように、ロイドは東京へやってきた。ハナオギの公演をみたあと楽屋におしかけ、なおもハナオギに執拗にプロポーズをするロイド。そんなロイドを涙ながらに拒絶するハナオギ。楽屋を出た後でロイドは、待ち構えていたアメリカと日本の記者に囲まれてしまう。そこへ振袖姿のハナオギがやってくる。マイクを向けられたハナオギは、みんなの前でこのように言う。

²¹⁸ 日本での DVD 発売元は、20 世紀フォックスホームエンターテイメントジャパン株式会社である。

²¹⁹ ちなみに 1958 年度の日本のベスト3は、1 位『戦場にかける橋』、2 位『十戒』、3 位『愛情の花咲く樹』であった[村上由美子(1993)『イエロー・フェイス ハリウッド映画にみるアジア人の肖像』朝日選書 171・172 頁]。

「パンパン」とは誰なのか

ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー

茶園 敏美

わたしは踊りをつづけ、将来子どもたちに踊りを教えたいと思っています。わたしの子どもたちに。

ハナオギは結婚しても踊り続けるとは言っているが、踊りを教える相手は自分の子供たちということから、米国へ渡ったハナオギは、米軍将校ロイドの妻であり子どもたちの母として生きていくことを予感させる終わりかたである。

映画では、ハナオギのこの応答に喜んだロイドがハナオギの肩を抱き、笑顔で2人が去っていくところで終わる。男役のプロップスターであるハナオギがロイドと出会った頃は、パンツ姿で「おとこっぽい」いでたちだったのが、ロイドと恋に落ちる頃からは、振袖姿になるのも興味深い。記者の前に現れたハナオギも、赤い華やかな振袖姿で現れる。

次に、ハナオギの友人カツミ夫婦の場合をみてみよう。カツミはロイドの部下である空士ジョーと結婚し、京都に新居を構えている。昼の生活でプライベートのほとんどを着物姿ですごすジョーのために、カツミは風呂でジョーの背中を流したり、ロイドが遊びに来ると三つ指をついて出迎えるような、従順でつつましく夫をたてる「典型的な」日本女性として描かれる。化粧も控えめに地味な着物を着て、たどたどしくはあるがゆっくりと丁寧な英語を話し、夫が日本語を解さないときは夫にわかるようにゆっくりとした日本語を話すカツミは、当時の日本で「良妻賢母」の教育を受けた女性像として、日本の聴衆を含む日本をよく知るものには映る。一方、米国の男性にとってもカツミはおとこにとって従順な「あこがれ」の妻として映る効果を十分に発揮している。ここにも、家父長制の規範が出てきているといえよう。

そしてこの映画をみた日本のおんなたちは、どう思うだろう。米兵と付き合うおんなたちに対する「あこがれ」や「欲望」、さらに彼女たちに家父長制を崩せるかもしれない可能性を見出していたのが一転して、米兵とのラブ・ロマンス、さらには結婚を望むのであれば、ハナオギやカツミのように家父長制規範を前提とした、「よい妻」であり「よい母」であるといったことが、おんなたちの目指すべきものになってしまうのではないだろうか²²⁰。

村上由見子は、「このエンディングは初めは原作通りの悲恋として撮影されたが、ローガン監督は『東京暗黒街・竹の家』のヒットを見て日本女性との悲恋はもう流行らないらしいと認識してか、もう一度ラストシーンを捕り直したという。だが、皮肉なことにこの映画でアカデミー賞を取ったのはハッピーエンドの主演カップルではなく、無理心中した2人の助演者、レッド・バトンズとミヨシ梅木の方だった。日本女性に関するアメリカの好みはやはり『悲劇』であつたらしい」と述べる²²¹。

たしかにカツミ夫妻の結婚は悲劇に終わり、アカデミー賞は主演ではなくこの2人に授与されたことを考えると、カツミ夫妻は観衆にインパクトを与えた存在であるといえる。だが敗戦国の女性が戦勝国のエリート男性と結婚して、その男性の国で「ハイカラ」な結婚生活を送ることが約束されている、というストーリーに自己投影するおんなが多くいても不思議ではない。そしてこの「ハイカラ」な結婚生活を続けていくには、彼女たちはハナオギのように夫にとって「良い妻」であり、子どもにとって「良い母」であらねばならない。すなわち、ハリウッド的な近代的家父長制を模倣することによって、物資の乏しい現在の生活状況から抜け出すことができ、経済的幸福が「保障」され

²²⁰ 映画が原作どおり、ハナオギはロイドの結婚を断り仕事に生きるという設定ならば、これほど人気を博したかは定かでない。

²²¹ 村上由見子(1993)『イエロー・フェイスハリウッド映画にみるアジア人の肖像』朝日選書 175ページ。

「パンパン」とは誰なのか

ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー

茶園 敏美

るという可能性を、おんなたちが見出したといってもいいのではないだろうか。

このように、おんなたちの「あこがれ」や「欲望」の声をかき消してしまう「脅威」以外の要素というのが、近代的家父長制の模倣であると考え。この模倣を担保に、おんなたちが「ハイカラ」な結婚生活を約束されたとしたら、家父長制への批判は消えていき、「パンパン」への「あこがれ」や「欲望」が近代的家父長制への「あこがれ」や「欲望」へと変わっていく。こうして、「パンパン」は「社会問題」だという考えが説得力をもって、おんなたちに受入れられたといえよう。

2.「パンパン」とは誰なのか

おんなたちの「あこがれ」や「欲望」を感じる磁場として登場した進駐軍将兵慰安施設は、兵士たちの間に性病が蔓延したことにより、わずか 3 ヶ月足らずで閉鎖してしまう。その結果、「保安課」によって集められた 1,000 名あまりもの「慰安婦」たちは失業し、街娼化すると同時に、「慰安婦」にさせるべくおんなたちを集めた「保安課」の態度は一転、MP と協力しておんなたちを取り締まる側にまわった。ちょうど施設が閉鎖される直前に、花柳病予防法特例が施行される。この「特例」をもって、性病が「伝染病」のカテゴリーに入れられるという時期にあたる。

「保安課」は進駐軍兵士と腕を組んで歩く者や、人目に触れる場所でキスをする者を取り締まった。すなわち、GHQ は進駐軍兵士たちの間に蔓延した性病の原因を、進駐軍兵士ではなくその相手のおんなたちに求めたのである。「保安課」によって検挙されたおんなたちは、旧長田署演武場を改装した売春婦専用留置場へ護送され、売春の疑いのあるおんなたちは性病の強制検診を受けさせられた。この取り締まりは、3 年後の 1948 年 5 月 2 日、警察犯処罰令および同年 5 月 15 日の行政代執行法が廃止されるまで続いた。

この行政代執行法が廃止されてちょうど 2 ヶ月後の 7 月 15 日に性病予防法が公布され(施行は同年 9 月 1 日)、これまでの花柳病予防法および「特例」は廃止される。性病予防法は、あらゆるおんなたちへの強制検診が合法化される法律である。すなわち、花柳病予防法および「特例」における取り締まりでは、GHQ の指示のもと性病検診が行なわれたのが、性病予防法では疑わしいものは「当該吏員」が検診できることになった。この法令により、当局側が「パンパン」とみなしたおんなたちすべてが「当該吏員」の手によって、合法的に性病の強制検診を受けさせられることになったのである。

さらにこの法律は性病が「伝染病」であることに加えて、これまでの法令と明らかに異なっている点は、性病予防法は性病から個人を守る法であると同時に、新たに第 2 条で国家の治安を守る法になったということだ。すなわち、性病に罹るということは、国の治安をゆるがす一大事なのである。さらに性病に罹っている者が別の者に性病をうつした場合、刑法第 204 条傷害罪に問われ、10 年以下の懲役又は 500 円以下の罰金となる。

性病予防法と刑法は、それぞれが独立した法制度である。第 2 章で指摘したように、前者には、「早期発見」、「早期治療」といった、「医療上のルール」が存在し、「ケア」のロジックでもって文字通り性病を予防しなければならない。他方、後者では「有罪と証明されるまではだれでも無罪である」とする、「刑法上のルール」が存在する。だがしかし、性病予防法の特徴は、この対極のルールが混在する法律であるという点において、特徴的である。

さらに特徴的な点としては、これもすでに第 2 章で指摘したことのくりかえしになるが、性病予防法第 26 条では、性病に罹っている者が売淫をしたときは、2 年以下の懲役又は 1 万円以下の罰金に処するというものであり、第 27 条では、性病に罹っている者が、性交、授乳その他病毒を感染させるおそれが著しい行為をしたときは、1 年以下の懲役又は 5,000 円以下の罰金に処するという。すなわち性病に罹った者が他の人に性病をうつした場合、性病予防法第 26 条あるい

は第 27 条と刑法第 204 条の両者によって罰せられてしまうのである。

以上のように、性病予防法は第 2 条で「国及び地方公共団体は、常に、性病の徹底的な治療及び予防につとめるとともに、性病の治療及び予防に関する知識の普及を図らなければならない」とうたっているように、性病に罹ることは国家の治安をゆるがす事態になるため、性病に罹らないよう、国をあげて「早期治療」、「早期発見」に努めなければならない。したがって、性病予防検診の取り締まりに警察が関与し続けているのである。

この取り締まりは「パンパン」狩りとよばれ、「パンパン」とそうでないおんなたちの区別なしに強制検診が行なわれたため、ミス・キャッチといわれる誤認連行が後をたたなかった。本研究では、このミス・キャッチということば自体に(当然、誤認連行ということばも含まれる)、「パンパン」とそうでないおんなたちとを区別する意識があると第 2 章のまとめで指摘したが、ここでもミス・キャッチということばは、「パンパン」とそうでないおんなたちとの連帯の可能性を閉じてしまうということを、強調したい。そしてわたしを含めて、これまでの研究において、ミス・キャッチということばの意味を何ら検討することをせずに、安易に使ってきたのではないか。

こうして神戸市内のおんなたちの身体は性病予防法で合法的に管理されていくのだが、この法令にも限界があった。というのも、神戸市議会で神戸市警察局長の古山丈夫が明らかにしたように、性病予防法では性病に罹っていない者は即時釈放されるため、「売いん婦」全員を取り締まることができない、という限界であった。すなわちこの法律は、たとえ第 2 条で国家の治安を守ることを定めていても、たとえ性病に罹ると性病予防法第 26 条あるいは第 27 条で罰せられた上に、刑法第 204 条でも罰せられるという罰則規定が厳しい法であったとしても、性病に罹っていなければ「即時釈放」になってしまい、当局側がめざす「売いん婦全般」の取り締まりには限界があったのである。

ここにその不備を補おうと制定されたのが、神戸市「売いん等取締条例」である。この条例を提出した背景には、GHQ が関与していた。さかのぼること 2 年前、性病予防法が施行されてなお、花柳病が神戸ではびこっている事実を重視した軍側の指示のもと、「兵庫県性病予防対策協議会」が設立された。この協議会では、軍側の指示のもと、性病予防法の違反者を徹底的に処罰する取り締まりと、啓蒙教育活動という 2 方向で性病予防対策が図られたのである。さらに 3 ヶ月後の会議では、街頭などで客引きをする「売淫者」や、ポン引といった「幫助者」を取り締まると同時に、「売淫者」の常宿の所在地をつきとめるよう要望があったが、現行の性病予防法では性病に罹っている者について罰する法律であるがゆえに、この法律では軍の指示のもと、完璧に取り締まることができないと訴えたのである。そして協議した結果、軍側の、兵舎附近に「売淫者」が近づかないようしてくれればよいのであって、普通に往行するのを阻止するのではない、という条件を考慮して成立したのが、神戸市「売いん等取締条例」である。

売春行為自体が違反になる尼崎市「売春等取締条例」とは異なり、神戸市「売いん等取締条例」では、売春行為は罰せられない。神戸市の条例の目的は第 1 条で、「この条例は、道路その他の場所における売いん等に関する諸行為を取締り、健全な社会秩序の維持を図ることをいう」と明記しているように、「勧誘」行為が問題なのである。すなわち、売春したかどうかは問題なのではなく、売春を勧誘するかもしれない行為が問題である。したがって取り締まりの判断基準は、「勧誘の目的を持って人の後をついて歩いたか」どうか、といった判断にたよらざるをえない。これは、きわめてあいまいな判断基準である。神戸市の場合、この判断基準と性病予防法との「二本

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

立て」の取り締まりによって、尼崎市と異なって、検挙したおんなたちの数に比べ実際に性病に罹っているおんなたちの数がきわめて少ないことから、おんなならだれでも取り締まっていたという状況が浮かび上がった。さらに取り締まる側に「性病監視員」というまなざしがあることに注目し、当局側はおんなたちを性病から守るものとしてみていたのではなく、おんなたちの身体を性病に罹っている身体とみなし、おんなたちを監視するというまなざしがあったのではないかということも浮かび上がった。

本研究ではさらに警察法にも注目し、警察法が全面改正されることにより、従来の自治体警察と国家地方警察といった「二本立て」警察システムが一本化し、兵庫県の場合、兵庫県警が誕生することによって、おんなたちの身体は兵庫県警が一括管理のもとにおこなうことができるという点に注目した。そして兵庫県警が県当局および保健所と共同で行なった、性病合同取り締まりのデータからは、神戸市内で性病に罹っていないかなりの数のおんなたちが、検挙されているという結果が浮かび上がった。この検挙数の多さの原因として、神戸市「売いん等取締条例」は「勧誘」行為で取り締まることができるという、判断基準のあいまいな条例であるということに加えて、神戸市の場合、繁華街とオフィスが共存している立地であるがゆえに、県警調査の街娼婦がいる地域は、駐留軍キャンプもすぐそばにあり、会社や商店街が林立する場所で取り締まりが行なわれていたのである。

そして神戸市「売いん等取締条例」をさらに強化した売春防止法が施行されると、兵庫県警の取り締まりは更に厳しくなるのだが、皮肉なことに厳しい取り締まりの結果、捕まったおんなたちのリアリティが浮かび上がったのである。捕まったおんなたちのなかには、いわゆる「戦争未亡人」と称されるおんなたちが存在していたのである。さらに買春したおとこたちは、一体誰であるのかさえない、という不平等さも県警の統計は物語っている。

このように法制度の変遷を追うごとに、おんなたちの身体は徐々に管理されていくことを本研究ではずっと追ってきたのだが、つい最近ある事実気づいて驚愕した。それは、1948年7月10日公布された性病予防法(同年9月1日施行)が、1999年4月1日をもって廃止されたことに気がついたからである。

厚生労働省は、伝染病予防法(1897年4月1日公布、同年5月1日施行)が公布されて100年を経た時点で、伝染病予防法の見直しを開始し、1998年10月2日、「感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律」を公布し、翌年4月1日から施行することになった。性病予防法が廃止されると同時に、伝染病予防法および、「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」(エイズ予防法)(1989年1月17日公布、同年2月17日施行)も廃止されたのである。この新しい法律は、「社会防衛的制度から個人予防、事後対応型から事前対応型制度へ、また新興感染症」²²²に対応しているということだが、わたしが驚愕したのは、本研究で明らかにした強制検診が、今からほんの50年前の神戸で行なわれていたという事実、すなわちおんなたちの身体への暴力の記憶は50年しかたっていないにもかかわらず、法制度だけが別のものに塗り替えられたという戸惑いである。

新しい法律が、わたしたちにとって以前より良い法であるならばそれはそれで喜ばしいことだが、わたしの感じた戸惑いは、もし50年前の神戸にわたしが住んでいたならば、わたしが遭っていた

²²² 「感染症対策の基本法律の制定と廃止」(財)性の健康医学財団 HP より
<http://www.jfshm.org/std/houritu/index.html>

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

かもしれない暴力の記憶を、そのまま誰にも明らかにせず法制度だけが新しく塗り替えられてしまうという、戸惑いである。「性病予防合同取締」と称して、当局側があらゆるおんなたちを取り締まっていたという事実は、50 年たったからといって風化されるべきではないし、敗戦後の混乱期の特殊なエピソードにしてはならないということを、強調する。

以上が本研究で明らかにしたことであるが、後の課題として残されていることを、述べたいと思う。

第 1 章で残された課題としては、神崎清の思想である。戦前、児童文芸の作品を中心に発表してきた神崎は、1951 年を境に反基地運動に身を投じ、日本各地で講演しつつ精力的に「パンパン」批判の論考を書いていく。と同時に、戦前のように児童文芸作品を発表していない。神崎の思想にどのような転換があったのかを考察することにより、本研究で論じた神崎が「パンパン」に感じた「脅威」の質がさらに明らかになると考える。

第 2 章で残された課題は、3 つある。まず 1 つ目は、アジア太平洋戦争中の「慰安婦」問題と、本研究でとりあげた進駐軍将兵慰安施設における「慰安婦」問題とがどのように関係しているか、ということである。

次は 1 つ目に関わって、進駐軍将兵慰安施設を開設するにあたり、兵庫県警は 1944 年に廃止になった保安課を復活させるのだが、この保安課は戦前廃止されるまで、どのような動きをしていたか、ということにある。極論を言えば、日本兵の性的「慰安婦」募集に関与していたかということである。戦前の保安課の動きを追えば、戦後進駐軍将兵慰安施設の性的「慰安婦」問題が、本研究以上にさらにクリアに浮かび上がるであろう。

最後は、性病予防法と刑法に関わる問題である。すなわち、性病予防法は、「早期発見」、「早期治療」といった「医療上のルール」と、「有罪であると証明されるまではだれも無罪である」とする「刑法上のルール」とが混在している法である。と同時に、罰則規定にも注目したい。性病予防法第 26 条違反の場合、2 年以下の懲役又は 1 万円以下の罰金に処する、第 27 条違反の場合、1 年以下の懲役又は 5 千円以下の罰金に処するという規定がある。第 26 条の罰則規定は、性病予防法廃案まで変わらなかった。そして第 27 条罰則規定は、1991 年の最終改定では、「三年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する」になっており、第 26 条の性病に罹っている者が売淫するよりも、第 27 条の性交、授乳、その他病毒を感染させるおそれが著しい行為をするほうが罰則が厳しくなっている。これは、どういうことをあらわしているのだろうか。そして刑法第 204 条の罰則規定は性病予防法が公布された当時は、人の身体を傷害した者は、10 年以下の懲役又は 500 円以下の罰金に処するというものであったが、驚くべきことに 500 円という罰金は、1991 年 4 月 17 日に公布された、「罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律」(法律第 31 号、同年 5 月 7 日施行)で、「第二百四条中『五百円』を『三十万円』に改める」までは、500 円であった。にもかかわらず、懲役は最高 10 年というとても厳しい処罰である。性病を他人にうつすと第 26 条なら懲役 2 年以下であり、傷害罪になると懲役 10 年以下になるのであるが、過去性病をうつした者が傷害罪になっているケースがあるようなので²²³、この点に焦点を絞ってさらに考察することにより、性病予防法の運用の仕方が明らかになるであろう。

第 3 章および第 4 章で残された課題は、当時強制検診を受けさせられたおんなたちに交付された、検診カードについてである。検診カードについての先行研究は、田中はるみや平井和子によ

²²³ はっきりとした文献は不明。

「パンパン」とは誰なのか

—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

ってある程度明らかにされているし²²⁴、左派社会党藤原道子も問題にしていたが²²⁵、神戸の場合の状況を入れた上で再考したいと考えている。

終章ではハリウッド映画『サヨナラ』をとりあげたのだが、カツミ夫妻の心中について論じることをしなかった。また、同時期に奈良の基地被害という側面から描いた映画『狂宴』が制作されているのだが²²⁶、本研究で論じた問題が、映画という表象を通してどのような問題として描かれているのか、きちんとした議論を、今後の課題として展開したい。

本研究を進めていくうちに以上のような問題意識を持つに至ったが、今後は、これらの問題にひとつひとつ応答し明らかにするなかで、戦後の進駐軍専用性的「慰安婦」問題が、アジア太平洋戦争中の日本兵の性的「慰安婦」問題とどのように連携するのか、そして現在の米軍基地における「慰安婦」問題にどう関わるのか、さらには米軍基地のあるアジア諸国ではどうなのか、といったことを考察していきたい。

と同時に今回まったく考察することができなかったが、兵士側の管理の問題についても、考察する必要がある。これまでみてきたように GHQ 側は、性病を撒き散らすのは兵士ではなく、むしろ兵士は被害者であるというスタンスをとっているのだが、軍当局にとって即戦力である兵士たちの管理をどのようにしていたのか、という側面から考察しなければならない。また、1946 年 10 月 19 日付『大阪新聞』では、161 名の「米軍婦人部隊」(内将校 27 名)が横浜に到着したという記事が写真入りで紹介されていることから、本研究で取り上げた時期の神戸においても女性兵士が多数いたであろうと考える。とするならば、女性兵士の問題についても、今後考察する必要がある。

²²⁴ 田中はるみ(2000)「占領期、米軍による管理売春について—奈良軍政部『性病取締規定』についての考察」前掲。平井和子(2004)「日本占領を『性』で見直す」前掲。

²²⁵ 藤原道子(1953)「売春のパスポート」『改造』4 月号 110・113 頁。

²²⁶ 近代映画協会制作配給北星 1954 年 4 月 7 日白黒作品、監督関川秀雄。

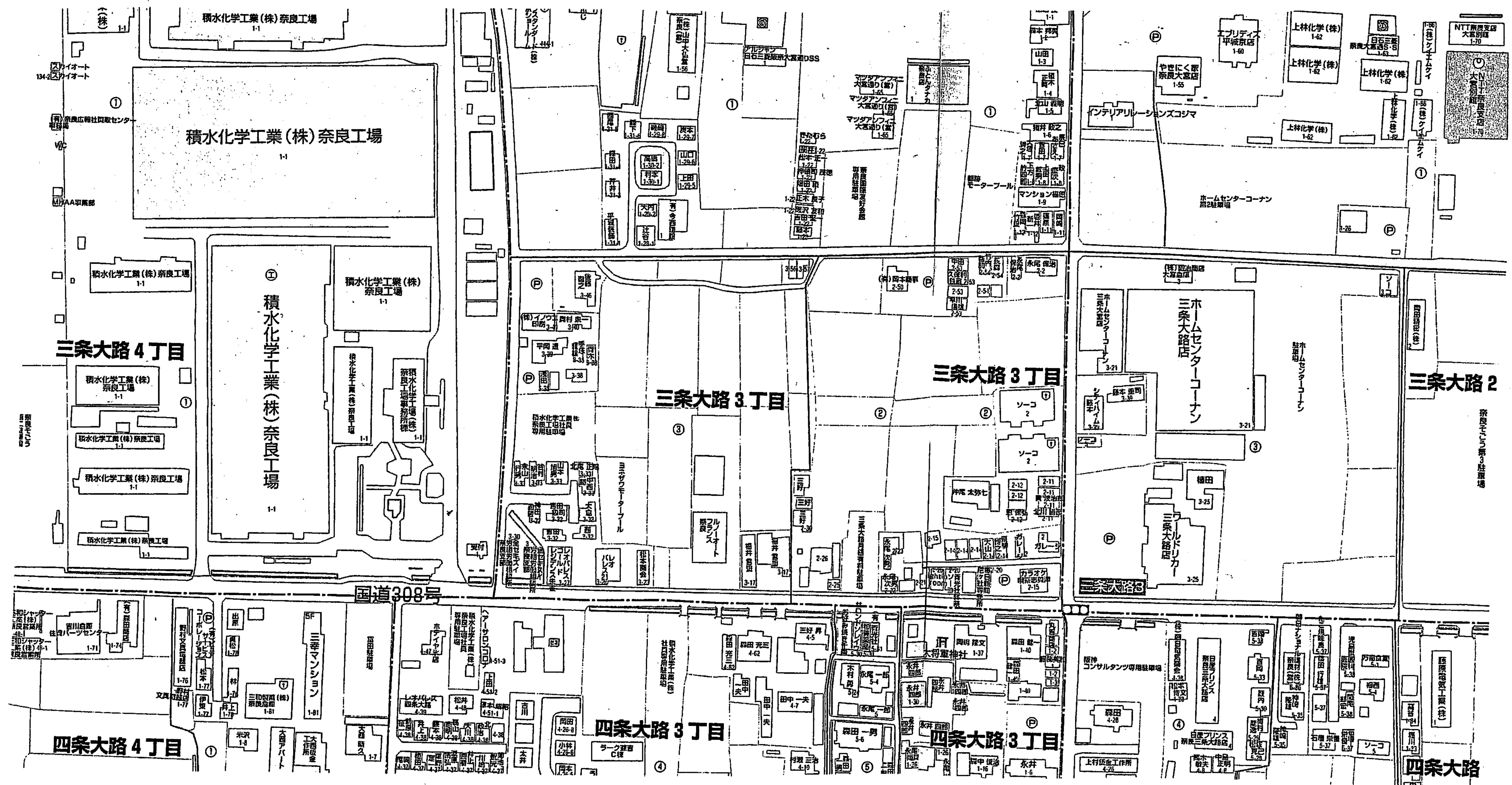
「パンパン」とは誰なのか
 -「あこがれ」と「欲望」のゆくえ-
 茶園 敏美

年 表

M.40(1907)年4月24日	刑法公布(1908年10月1日施行)	法律第45号
T.10(1921)年	刑法中改正法律	法律第77号
S.2(1927)年4月5日	花柳病予防法公布(1928年9月1日施行)	法律第48号
S.14(1939)年3月29日	花柳病予防法一部改正	法律第43号
S.16(1941)年3月12日	刑法中改正法律(同年3月20日施行)	法律第61号
S.20(1945)年11月22日	花柳病予防法特例(同年12月1日施行)	厚生省令第45号
S.21(1946)年1月22日	GHQ「日本における公娼廃止」覚書発	
S.21(1946)年2月2日	娼妓取締規則廃止	内務省令第3号
S.21(1946)11月	厚生省「婦人保護要綱」に関する通達を各府県へ	
S.22(1947)年1月15日	婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する件	勅令第9号
S.22(1947)年10月26日	刑法の一部を改正する法律(同年11月15日施行)	法律第124号
S.22(1947)年12月17日	旧警察法公布(1948年1月1日施行)	法律第196号
S.23(1948)年5月1日	軽犯罪法公布(同年5月2日施行)→警察犯処罰令廃止	法律第39号
S.23(1948)年5月15日	行政代執行法公布(公布の日から起算30日経過した日より施行) →行政執行法廃止	法律第43号
S.23(1948)年7月10日	風俗営業取締法公布(同年9月1日施行)	法律第122号
S.23(1948)年7月15日	性病予防法公布(同年9月1日施行)	法律第167号
S.23(1948)年7月31日	兵庫県風俗営業取締法施行条例制定(同日施行)	兵庫県条例第29号
S.23(1948)年9月1日	政令性病予防法施行令	政令第329号
S.25(1950)年3月28日	性病予防法一部改正	法律第26号
S.25(1950)年4月1日	性病予防法一部改正	厚生省令第13号
S.25(1950)年9月5日	性病予防法一部改正	厚生省令第51号
S.26(1951)年2月28日	川西町「街路等における売春勧誘行為の取締条例」制定(同日施行)	
S.26(1951)年5月28日	神戸市「売いん等取締条例」制定(同日施行)	条例第84号
S.26(1951)年6月12日	旧警察法一部改正(同日施行)	法律第233号
S.26(1951)年10月1日	川西町警察廃止、国家地方警察川辺地区警察署に統合と同時に 川西町「街路等における売春勧誘行為の取締条例」廃止	
S.27(1952)年2月12日	尼崎市「売春等取締条例」制定(同日施行)	条例第4号
S.27(1952)年5月1日	奈良RRセンター大阪より移転開設	
S.27(1952)年8月7日	旧警察法一部改正(同日施行)	法律第300号
S.28(1953)年8月10日	刑法の一部を改正する法律(同年12月1日施行)	法律第195号
S.28(1953)年9月21日	神戸RRセンター奈良より移転開設	
S.29(1954)年4月1日	刑法の一部を改正する法律(同年7月1日施行)	法律第57号
S.29(1954)年6月8日	新警察法公布(同年7月1日施行)	法律第162号
S.29(1954)年7月1日	兵庫県警察本部発足	
S.29(1954)年8月1日	川西町が川西市となると同時に、「街路等における売春勧誘行為の 取締条例」制定(同日施行)	
S.30(1955)年3月12日	神戸RRセンター閉鎖	
S.30(1955)年7月1日	神戸市内の警察も新警察法により兵庫県警に組み込まれて機能	
S.31(1956)年5月24日	売春防止法公布	法律第118号
S.32(1957)年4月1日	売春防止法一部施行	
S.33(1958)年4月1日	売春防止法全面実施(罰則適用の取締規定施行)	
S.33(1958)年4月30日	刑法の一部を改正する法律(同年5月20日施行)	法律第107号

出典:『官報』、『法令全書』、新修神戸市史編集委員会編(2002)『新修神戸市史行政編Ⅱくらしと行政』神戸市、
 兵庫県警察史編さん委員会編(1975)『兵庫県警察史昭和編』兵庫県警察本部、川西市史編集専門委員会編(1980)
 『かわにし 川西市史第3巻』兵庫県川西市、尼崎市総務局行政部法制課編(1962)『尼崎市例規類集3』、『兵庫県報
 国会会議録(衆議院、参議院)

「パンパン」とは誰なのか
ー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー
茶園 敏美



別紙地図②奈良 RR センター跡地

現在積水化学工業(株)奈良工場

本文中で引用した地図①は、現在の国道 308 号をはさんで帰休兵専門の店が立ち並んでいた。

出典:NTT-ME 関西監修(2002)『住宅マップル奈良県 奈良市西部』昭文社

「パンパン」とは誰なのか
—「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
茶園 敏美

別紙①

慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話

平成 5(1993)年 8 月 4 日

いわゆる従軍慰安婦問題については、政府は、一昨年 12 月より、調査を進めて来たが、今般その結果がまとまったので発表することとした。

今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。

なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた。

いずれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかなを問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げます。また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきものとする。

われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。

なお、本問題については、本邦において訴訟が提起されており、また、国際的にも関心が寄せられており、政府としても、今後とも、民間の研究を含め、十分に関心を払って参りたい。

出典：外務省 HP「各国地域情勢・アジア」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html>

「パンパン」とは誰なのか
 —「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
 茶園 敏美

別紙②『奈良日日新聞』RRセンター関係報道

1952年	7月1日	RRセンター移転を申入れ
	7月4日	観光奈良を暗黒化
	7月6日	“駐留軍の撤退”要望 左派社会県連が声明
	7月12日	駐留軍に娯楽施設 移転より弊害の除去に
	7月13日	あすから走る駐留軍専用バス 実現したポン引対策
	7月15日	RRセンター移転に反対 市へギフトショップ代表が陳情
	7月20日	RRセンター移転か 早急に候補地を選定
	7月26日	R・Rセンターに観光案内所を 奈良日星会が市へ陳情
	7月26日	奈良市会全体協議会 客引き取締条例研究の余地あり
	7月29日	RRセンター問題に調査団来寧「帰京の上で善処」
	7月29日	社説 パンパンごつこを遊ぶこども
	7月29日	人気者阿波谷女史 “市当局の悪政”をつく
	7月30日	投書も自由に出来ぬ 奈良ギフトショップ街の実態
	8月20日	R・Rセンター廃止同盟を 奈良市で準備会開く
	8月21日	奈良RRセンター移転へ新布石 奈良駐留軍サービス協会の発足
	8月24日	市に協力を申入れ R・Rセンター廃止同盟の準備会
	8月28日	強硬に廃止を申入れ RRセンター廃止期成会が知事に陳情
	8月28日	悪質化するポン引 すでに165名を検挙(奈良市署)
	9月2日	あす結成式挙行 RRセンター廃止同盟会
	9月4日	子供にも悪影響 RRセンター廃止同盟会を結成
	9月9日	生徒に悪影響を及ぼす 三笠中RRセンター廃止を陳情 成績の悪いパン助宿の子弟
	9月27日	RRセンター移転か 移転反対署名運動を展開 ショップ組合他都市の“誘致”に対抗
	12月29日	RRセンター出現 西部劇を地で行く
1953年	1月14日	善良な県民が泣寝入り 悪影響は増加の一途 社当県連関係者に声明書手交
	1月18日	R・Rセンター白書1 人肉市場と化す
	1月19日	R・Rセンター白書2 汚穢に淀む街 悪の花咲き乱る
	1月20日	R・Rセンター白書3 きょう声と狂音の交錯 性病蔓延の一途
	1月21日	R・Rセンター白書4 蝕まれ行く童心 愛情なき大人の世界
	1月22日	R・Rセンター白書5 変貌する古都の姿 第三次大戦の目標となる
	1月24日	R・Rセンター白書6 盛り上がる廃止運動
	1月27日	RRセンター廃止運動を展開 労働会館で座談会開催
	1月31日	文部省が視察 RRセンター街を一巡
	2月6日	RRセンター 知事の態度明白に 廃止期成同盟会が協議
	2月13日	RRセンター街に行政処分
	3月23日	西部の街の運命は？ 知事のハラ一ツ 農地法の契約期限迫る
	5月27日	R・Rセンターの廃止へ 期成同盟会目的完遂を
	5月28日	RRセンター問題 まず移転の強行 県の方針堅持を歓迎
	5月29日	“情欲の街から救え”厚生省児童局中村課長奈良市内を視察
	6月15日	R・Rセンター廃止を急げ！ 廃止期成同盟総会開く
	7月9日	R・Rセンター映画出演
	7月28日	悪の花は咲かぬ 歓楽街の農地は静観視
	7月28日	RRセンター再開に風紀取締 第二回日米親善協議会
	7月28日	蘇ったR・Rセンター歓楽街 夜の女続々奈良入り
	7月28日	一ヶ月更新制に憤激 RRセンター従業員
	7月28日	待つてました！だが表情複雑 一ヶ月振りに再開のRRセンター
	8月1日	閑古鳥鳴くセンター街 歓楽街は泣き面に蜂 帰休兵は大阪京都のホテル
	8月1日	子供の不良化防止を センター廃止同盟中央へ呼掛け
	8月2日	地元の声聞き闘争 注目のR・Rセンター廃止同盟

注:RRセンターの新聞での表記は、「R・Rセンター」もしくは「RRセンター」となっている。

「パンパン」とは誰なのか
 —「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
 茶園 敏美

別紙③『大和タイムス』RRセンター関係報道

1952年	5月17日	変わりゆく観光都“奈良”の生態 パンパンと学生ブーム現出
	5月24日	ぞくぞく農地壊廃申請 アメリカ兵の駐留が生む異変
	5月25日	奈良駐留ブーム異変 リンタク新旧業者が激突
	5月25日	一人で50万円も貯金 奈良市の新名物パンパンの実態
	6月27日	「夜の女」に強力措置 各種婦人団体が奈良市に陳情
	6月29日	駐留軍将士に“明るい休暇” 特別車で奈良案内 悪質パンパンは追放
	7月2日	パンパンに宿かすな 奈良市婦人会陳情や署名運動
	7月2日	補償金や慰謝料支給 駐留軍による被害者に
	7月3日	七月市会で善処 奈良市パンパン対策を考慮
	7月6日	パンパンは人身売買 奈良人権擁護委で結論
	7月6日	夜の女に職業を 露天商婦人連も起つ
	7月10日	パンパン嬢に告ぐ“恥ずかしい行為やめよ”奈良市露天商婦人がビラはり
	7月13日	R・Rセンター移転を陳情 児童福祉施設から
	7月13日	静かなる休養を！！ 米軍観光バス14日から走る
	7月20日	R・Rセンターの移転を考慮 伊関外務省国際協力局長言明
	7月26日	指定地域を設けよ 奈良RRセンター移転反対者が陳情
	7月26日	日米合同委視察 奈良RRセンター移転問題で
	7月26日	“農地の壊廃嚴重に”県農地部外人向けみやげ店に注意
	7月29日	R・Rセンター早急移転困難 岡崎日米合同委員ら奈良へ
	7月29日	学校近くに遊興街 阿波谷議員・市長に善処要望
	8月4日	ボン引新戦術 西大寺へ本拠を移す
	8月4日	署名運動展開 左派社党がRRC移転で
	8月20日	ワナー博士にも陳情 R・Rセンター廃止同盟結成
	9月2日	RRセンター移転せず 下位副知事、県会運営委で報告
	9月4日	風教上黙視できず R・Rセンター移転同盟結成
	9月18日	給料を健全娯楽に R・Rセンター大阪商議へ申入れ
	10月13日	独立の片貌 R・Rセンター街を衝く くずれゆく農地尼ヶ辻に不夜城出現
	10月13日	豪盛な客待ち宴 ポン引高級車で活歩？
	10月27日	県外へも清遊バス 県、市がR・R・Cの米兵へ
	11月23日	文部省は“運動を確約” R・Rセンター廃止問題森地評副議長談
	12月1日	地下にもぐったパンパン 静かになった奈良 取締りに対抗し組織化
	12月29日	もめたR・Rセンター問題 解決へほど遠し いまもひしめくボン引の群れ
1953年	1月14日	廃止運動を続ける 左派社会党県連R・Rセンター問題で声明
	1月19日	パンパンも主従関係 奈良家裁青少年の『悪』の実態
	1月22日	国際的歓楽街 R・Rセンター前を急襲 米貨百ドルなど押収夢心地の女給ら取調べ
	1月22日	付近民家を捜査 R・Rセンター前の取締り
	1月29日	R・Rセンター前 ふたたび急襲 米貨、外国タバコなど押収
	1月31日	R・Rセンター付近を視察 西総評文化部長ら
	2月14日	R・Rセンター街六店営業停止 奈良市公安委員会が命令
	2月14日	小学校へピアノを R・Rセンター街の明るい話題
	2月26日	RRセンター本建築は許すな 廃止期成同盟、知事へ申入れ
	3月17日	「夜の女」三千名！ 県予防課で実態を調査
	5月15日	互久楽組小頭逮捕 R・Rセンター街のボン引団
	5月18日	R・Rセンターに巣食う悪の華 すでに20名逮捕 大規模なボン引団互久楽組
	5月21日	四業者に営業停止 奈良市公安委 R・Rセンター街カフェー
	5月26日	R・Rセンター移転は望み薄 近城線停留所増設有望
	5月26日	生活権脅かす R・Rセンターみやげ店代表ら副知事に決議文
	5月27日	R・Rセンター街農地 使用家屋撤退を決す 県農業委員会知事にも勧告
	5月30日	賛成も反対もできず 苦慮するR・Rセンター付近の学校
	5月30日	他団体の運動に期待 児童を刺激しては逆効果・・・と
	5月30日	月収四万円以上 センター街パンパンの実態
	5月30日	反対声明文発表 奈教組がR・Rセンター存続問題で
	6月4日	R・Rセンター増設か 大阪、京都、兵庫ともに反対 法華寺に移転説も
	6月4日	“あくまでも反対” 14日R・Rセンター廃止期成同盟会総会

「パンパン」とは誰なのか
 —「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—

茶園 敏美

6月4日	奈良教も反対運動 全国的に協力求める
6月5日	ちょっと拝見R・Rセンターの内部 日本の法律も聞く ゆきとどいた娯楽設備
6月6日	R・Rセンターを現地視察 西宮市関係者、反対を再確認
6月6日	R・Rセンター廃止か、移転か 11日学大講堂で放送討論会
6月6日	最年長は41才 奈良市周辺の売春婦の実態 県予防課調査
6月12日	国際密輸団明かるみへ 主犯山田ら12名逮捕RRセンター中心に働く 大掛りな麻薬密売
6月26日	185名に解雇予告R・Rセンター日本人労務者 帰休兵ほとんど皆無
6月26日	事情変化すれば再雇用 RRセンター事実上閉鎖か
6月27日	退職金問題でもむ エ大尉(女性)RRセンター労組と会見
6月27日	また来ますよ P・Pガール 波紋描くセンター問題 廃止期成同盟運動の一步前進だ
6月28日	駐留軍労務者の解雇拡大か RRセンター閉鎖は確実 労組あす緊急委員会
7月2日	駐留軍労務者首切り60名確定 雑役20名を解雇
7月2日	奈良キャンプ15日正式通達 更に40名退職予告
7月2日	R・Rセンターの実態を調査 京都ユネスコ学連
7月2日	捨てぬ再開の望み RRセンター閉鎖されて一週間
7月5日	再開は絶対反対 R・Rセンター廃止同盟幹事会
7月5日	司令部を移転か R・Rセンター内部を改装工事
7月5日	駐留組ストも辞せず 不当首切り絶対反対 きのう総決起大会あふれる勝利への決意
7月5日	各組合で抗議集会 スト規制法案反対県総評実力団争を指令
7月11日	R・Rセンター近く再開 下位副知事談 内容は変らない
7月11日	色めき立つ業者連廃止期成同盟最後までがんばる
7月14日	R・Rセンター夏休中、特別学級おく 尼ヶ辻町幼児を悪環境から守る
7月16日	“死ぬなら米兵の前で”奈駐労の動き活発化
7月16日	基地奈良というところ パンパン一時は三千人 高松市長松井氏衆院外務委で口述
7月17日	R・Rセンター移転も考慮 衆院外務委で質疑応答
7月20日	センターの影響と取組む 地域と道德教育 都跡小が研究主題に
7月28日	奈良R・Rセンター再開県地労委、あつ旋態度変更 休戦の米兵まつ女たち
7月28日	日本人従業員きょうから就労 再びパン助の嬌声!
7月28日	閉鎖時期わからぬ R・Rセンター問題で日米親善協議会
7月28日	R・Rセンター転用を警戒 二日奈良で関西軍事基地反対会議
7月29日	“戦争はもうご免だ”きのう朝鮮から帰休第一陣
7月29日	カルメン故郷から帰る 水着姿の新顔揃う 新しい建物の建設進む
7月30日	『ポン引取締り』急 奈良市警昨夕15名を逮捕
7月31日	R・Rセンター“ポン引断固取締る”閉鎖前にまさる狂乱ぶり
8月4日	センター街吹く自然消滅の風 取締り三日女ら51名捕る 兵士は京都、嘆く業者
8月13日	奈良R・Rセンター閉鎖本決まり 新たに神戸に開設西南軍司令部が公式発表
8月13日	来月中旬までに移転 今後が問題廃止期成同盟会談 移転問題協議左社きょう執行委
8月13日	早や賛否両論わく 複雑な表情の神戸市民
8月13日	R・Rセンター 業者は深刻な顔悲喜こもごもの表情
8月13日	姿をみせぬポン引 最後までねばる夜の女
8月13日	こぜりあいの奈駐労スト ピケラインを突破 鳴尾警部こん棒でつかれる
8月17日	“基地の子”に終止符 喜ばしい総合開発の一步前進
8月27日	奈駐労 米軍ヘスト通告
8月27日	奈駐労R・Rセンター支部争議で初の上申 中労委解決へ態度整備既に非公式に協力依頼

「パンパン」とは誰なのか
 —「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
 茶園 敏美

別紙④『神戸新聞』RRセンター関係報道

1953年	8月12日	神戸移転に決る 奈良のRRセンター 来月中旬ごろ開始
	8月12日	市条例変更も考慮 寝耳に水だと神戸市長
	8月12日	撤回は不可能 指令は米本国から
	8月12日	夜の女取締り強化
	8月12日	反対を声明 左社県連
	8月12日	RRセンター移転と婦人の声
	8月13日	大急ぎで風紀対策 RRセンター
	8月13日	まず奈良を調査 神戸で真剣な動き
	8月14日	RRセンター問題で火の手 “あくまで反対”と婦連代表公安委員長つるし上げ
	8月15日	問題は周辺の施設 神戸市青少年問題協議会奈良のRRセンター調査
	8月15日	青少年犯罪さして影響なし
	8月15日	移転反対を声明 神戸市教委
	8月15日	神戸を汚濁から救え
	8月16日	活気づいた歓楽街 RRセンター移転業者には救いの神
	8月18日	神戸のRRセンター 使用期間は暫定的 神港ビル移転を確認
	8月19日	ヤミの女に部屋貸すな RRセンター神戸設置問題県児童福祉審議会が対策を検討
	8月19日	清潔な国際都市に 日米青年の明るい交歓で
	8月19日	真剣な“母”の叫び神戸で反対の婦人大会
	8月19日	RR問題ジリジリ進展 文教委員長ら派遣 奈良は対策委つくらず
	8月19日	娯楽施設は一カ所に 料飲組合が対策委結成
	8月19日	市連合青年団 絶対反対 RR県内設置
	8月20日	RR人口 兵隊さんは奈良の倍か 葺合生田以外は影響なし
	8月21日	RR衛生 わるくなるとは思えぬ 先様はエチケットご存じ
	8月21日	RRセンターと神戸市民 ラジオ神戸が放送討論会 “強力反対”へ拍手 “不可避論”たじたじ
	8月21日	旅館業法改正へ RRセンター問題松永事務官が発言 全国婦人福祉施設長会議
	8月21日	RRセンター対策神戸市警乗出す 厳罰主義で取締り 往来はげしいポン引、夜の女
	8月22日	RR教育 「パンパンはすきです」こんな作文書かさぬよう
	8月22日	本格的移転始る 甲子園へキャンプ神戸司令部
	8月23日	RR犯罪 プラスになる“悪の華”ただし日本人同士の方に
	8月24日	設置期間の短縮へ 神戸RRセンター反対実現は不可能原口市長答弁
	8月24日	被害は国庫負担 県会議員代表外務省へ反対陳情
	8月24日	神戸RRセンター“慰安街”建設で対立
	8月24日	“無用の長物だ”小資本業者側 大資本業者側“悪影響を局限”
	8月25日	RRネオン 救われるバーや女給さん“一限客”帰休兵はボラれる
	8月25日	RRセンター開設迫る 各方面の対策具体化
	8月25日	日米連絡委、人選進む 神戸市「反対」の方針堅持
	8月25日	組織的な反対を 138団体実行委結成の動き
	8月25日	利己的なRR反対
	8月25日	労音[神戸勤労者音楽協議会-補足茶園]もRR反対
	8月26日	RR区域 あまりに表玄関すぎる それでなくても減る貿易
	8月26日	貧困、病魔、犯罪のない県に 密接な県民の協力で RRセンター反対より対策が急務
	8月26日	RR移転反対を決議 生田区内の小学校連合育友会
	8月27日	RR交通 80円級の小型にご利益 ゲテモノ好みリントクも
	8月27日	神戸RRセンター反対運動の統一へ 来月十日に市民大会
	8月27日	40万人署名運動も 兵高教組などが実行委結成
	8月28日	RR税金 千人として月三億円落とす 対象は女以外の二億円に
	8月28日	夜の女に厳罰を RRで市条例改正の機運
	8月29日	なんでもかんでも先高 とらぬタヌキの皮算用
	8月29日	RRセンターいよいよ突貫工事 ビジネスから娯楽へ塗り替え
	8月29日	社説 再びRR反対運動に望む
	8月29日	“風俗営業を増やすな”神戸市婦人団体協議会 県、市へ陳情申合せ
	8月29日	署名運動を開始 RR反対 女子学生協議会生る
	8月29日	RR反対市民大会 12日にデモ行進
	8月29日	慰安センター設置にも反対
	8月30日	RR結論 正しい世論に期待する 騒ぐのはナンセンスか
	8月31日	街頭で署名運動 神戸RRセンター反対同盟
	8月31日	RRセンター受け入れ対策座談会 観光ガイドを 風紀衛生取締りは世論の力で

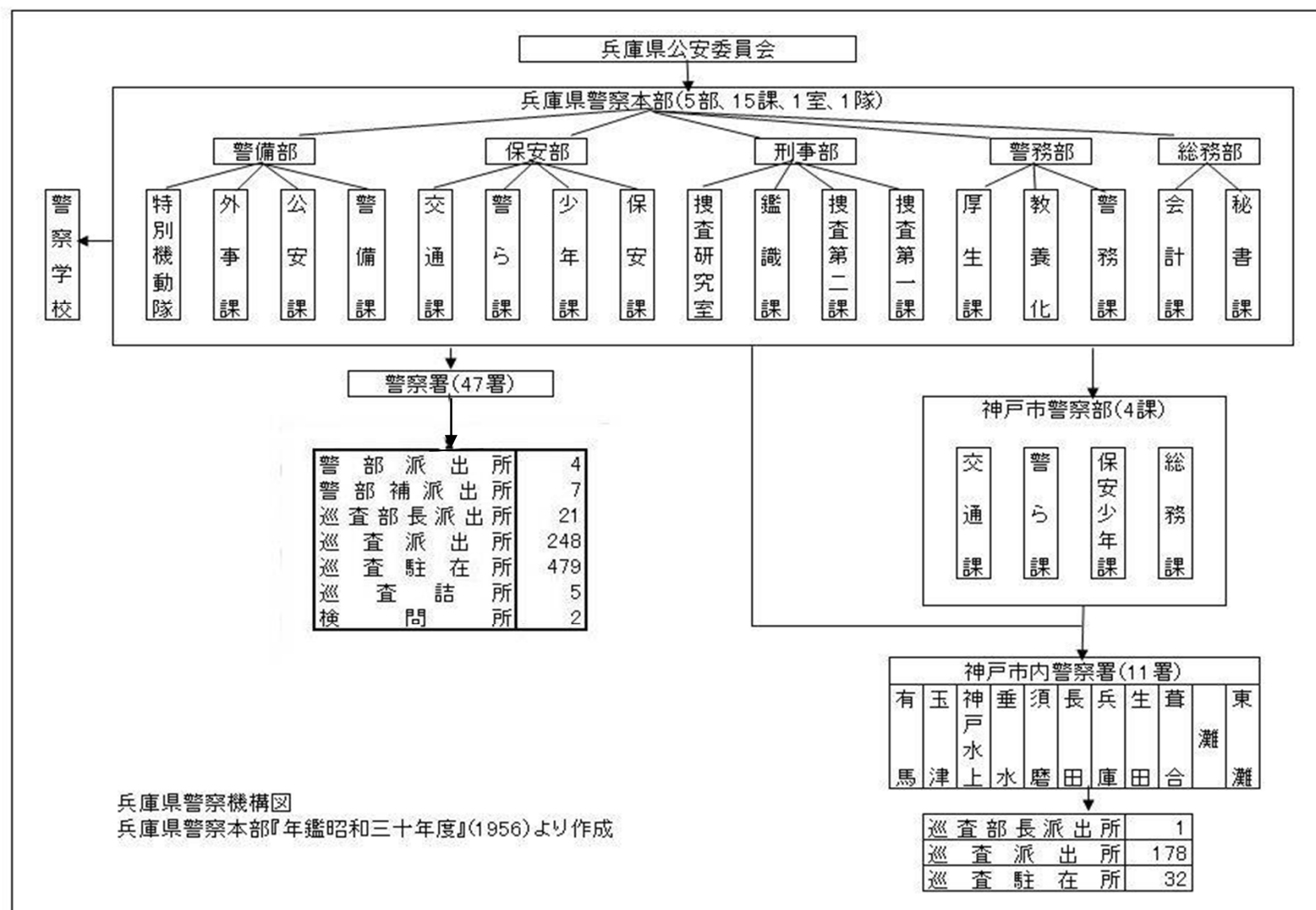
「パンパン」とは誰なのか
 -「あこがれ」と「欲望」のゆくえ-

茶園 敏美

	9月1日	神戸RRセンター “換地さえあれば移転”米軍、神戸婦人連協代表に確約
	9月1日	RR兵隊さん 福原ではお断り
	9月1日	問題は受入れの態度 佐世保、小倉のR視察終る
	9月1日	RR反対同盟も署名運動 委員長に魚谷兵教組執行委員長
	9月3日	青少年に純潔教育を 県青少年問題協議会RRC対策を練る
	9月3日	市議員総会は始終活発 RR問題でもめる 背後の政治的含みから
	9月4日	現有勢力でRR犯罪を取締る 警備に専用パトカー市警特別ケイラ隊も組織
	9月4日	先生がたRR大反対 15日には座り込み 講演・署名・映画会・デモ行進
	9月4日	“夜の女”のまきぞえ検診は御免
	9月5日	神戸観光サービス協会受入れ態度きまる 帰休兵は観光客会員証つけて責任もたす
	9月5日	衛生管理を厳重に RR伝染病は軍洗たく工場が危い
	9月5日	RR反対労働者市民大会など 神戸地労協は独自に運動
	9月5日	積極的な手は打ちにくい 子供の遊びに現れるRR影響
	9月6日	11分団が具体案 神戸を明るくする運動
	9月6日	“RRC反対は無理だ”文相、愛娘のいる神戸へ
	9月7日	RRセンターに絶対反対
	9月7日	RRCの取締方針決定 日米合同協議会市側選出委員石原助役ほか八氏に
	9月8日	神港ビル周辺を白線区域に 神戸の商議所の態度決る
	9月9日	RRC反対は国土愛
	9月10日	田村公安委員長と夜の街をいく 享楽の影を追って すでにRRセンター色
	9月12日	RRセンターに備えて? 自発検診がワンサ バーなど接客の女たち
	9月12日	危くない商店道路に 穴門商店街の陳情市会で採択
	9月13日	RRセンターの対策
	9月13日	RR反対熱呼ぶ地労協主催の市民大会 “今後も闘争続ける”婦人団体、PTAら各団体も参加
	9月13日	32街燈をふやす RRの神港ビル中心に
	9月14日	神戸RRセンター開設へ 各関係者一カ月の動き すでに前衛戦展開 取締りの準備となる
	9月14日	反対へ婦人団体 教育関係者ら続々声明
	9月14日	オフィス・ガールに証明書 白線地域対策も進む
	9月19日	かくて朝鮮から神戸RRCへ まず、ビフテキから 訓示、シャワー、さて街へ
	9月19日	遊園地増設など 県児童福祉協議会RRC対策委で決定
	9月20日	米軍将兵相手の営業 旧居留地では禁止 周辺の住民が陳情神戸市当局回答
	9月21日	RRCいよいよ開く 今夕第一陣が到着帰休兵を待つビフテキ
	9月21日	警官70名を特派 市警防犯に万全の態勢
	9月22日	かくて更けた第一夜 開設の神戸RRセンター みんな京、大阪へ 地元はひっそりかん
	9月22日	業者は“拍子ぬけ” 兵教組は座込み きょうから三宮広場で
	9月22日	RRセンターへの表情集 いささかアテ外れ “はじめは処女の如しか”
	9月22日	白ハチ巻で座込み RRC反対の兵教組
	9月23日	RRC司令官らと懇談 神戸ライオンズクラブの会員
	9月24日	検挙、釈放の繰り返し 神戸RRC開設にふえた夜の女
	9月28日	反対運動やわらぐ 神戸RRC一週間始末記
	9月29日	ケイラ箱⑩高級車からウイंक 偽証オフィスガールの顔
	9月30日	カナダ兵初入所 神戸RRセンターへ90名
	10月2日	“赤い羽根”の異風景二つ ポンと百円札は帰休兵さん
	10月5日	神戸RRC開設二週間 帰休兵は紳士的 市民の不安は取越し苦労
	10月10日	“大阪に負けてはいられぬ”RRセンター対策協議会が帰休兵歓迎方法を研究
	10月14日	「目先の利欲を目的とせず」RR接遇も国際港都らしく
	10月23日	前よりよくなった? 神戸RRCあれから一カ月
	11月6日	外人専門女給さんの検診に人権無視だ、不公平だ...の声
	12月6日	二つの師走の顔 コモかぶり出荷に大汗 RRCのXマス気分
	12月31日	RRセンターまったく平穏 案外な表情で
1954年	1月25日	くずれ行く白線区域 はずかしいミナト・コウベの表玄関 白昼公然と客引き
	1月25日	RRCの周辺 兵士も驚く横暴ぶり
1955年	3月10日	12日に閉鎖 RRセンター
	3月13日	RRC閉鎖の描く明暗二相 警察はホッと一安心 ホテルはアパートに改装

「パンパン」とは誰なのか
 —「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
 茶園 敏美

別紙図④兵庫県警察機構図



「パンパン」とは誰なのか
 —「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
 茶園 敏美

別表⑩

性病予防合同取締結果発表1955年9月-1956年3月

取締月日	実施警察署	出 動 人 員					捜 査 個 所	検 挙 人 員	罹 病 者 数			罹病率%
		保安課(含市 保 少 課)	所 轄 警察署	性病予 防吏員	保健所	計			人員	内 訳		
										淋 病	そ の 他	
9 月 20 日	神戸市内	3	6	8	0	17	14	45	7	7	0	15.5
9 月 22 日	尼崎中央	3	25	3	19	50	10	18	4	4	0	22.2
9 月 26 日	神戸市内	2	3	19	0	24	16	78	10	10	0	12.8
10 月 7 日	〃	3	3	14	0	20	15	98	2	2	0	2
10月12日	〃	2	3	12	0	17	10	36	3	3	0	8.3
10月14日	尼崎中央	2	11	2	20	35	9	22	9	9	0	40.9
10月17日	神戸市内	2	3	12	0	17	8	28	2	2	0	7.1
11 月 4 日	〃	3	3	7	0	13	12	79	1	1	0	1.3
11 月 9 日	〃	2	3	7	0	12	9	23	4	4	0	17.4
11月10日	尼崎中央	2	6	2	20	30	11	27	8	8	0	29.6
11月15日	神戸市内	2	3	9	0	14	10	42	5	5	0	11.9
11月18日	〃	1	3	8	0	12	13	38	3	3	0	7.8
11月24日	〃	2	3	8	0	13	27	37	4	4	0	10.8
11月25日	尼崎中央	2	7	0	21	30	12	15	3	3	0	20
12 月 6 日	神戸市内	1	3	7	0	11	9	35	4	4	0	11.4
12月10日	尼崎中央	1	7	2	12	22	7	14	9	9	0	64.2
1 月 12 日	神戸市内	2	2	10	0	14	40	13	2	2	0	16.6
1 月 20 日	〃	0	2	6	0	8	17	34	4	4	0	11
1 月 25 日	〃	1	3	8	0	12	20	20	4	4	0	20
2 月 2 日	〃	1	2	6	0	9	14	25	3	3	0	12
2 月 9 日	〃	1	2	6	0	9	50	36	3	3	0	8.4
2 月 17 日	〃	1	2	6	0	9	23	61	4	4	0	6.6
〃	尼崎市内	1	6	0	20	27	14	9	4	4	0	44
2 月 21 日	神戸市内	0	2	4	0	6	12	31	5	5	0	16.1
2 月 24 日	尼崎市内	0	3	1	12	16	10	14	9	8	1	64.2
3 月 8 日	〃	0	3	1	9	13	18	16	11	8	3	68.7
3 月 14 日	神戸市内	0	3	7	9	19	24	43	4	4	0	9.3
3 月 22 日	尼崎市内	0	6	1	11	18	19	14	5	4	1	25.7
3 月 23 日	神戸市内	0	3	7	11	21	20	19	1	1	0	5.2
尼 崎 合 計		11	74	12	144	241	110	149	62	57	5	41.6
神 戸 合 計		29	57	171	20	277	363	821	75	75	0	9.1
合 計		40	131	183	164	518	473	970	137	132	5	平均14.1%

兵庫県警察本部(1956)『年鑑昭和三十年代』より作成

注: 原本の表では尼崎合計と神戸合計の欄は設けていないが、本論の説明上欄を設けている。

別表⑭性病予防合同取締結果発表1956年4月～12月

区分 月別	取 締 地 域 名	取 締 回 数	警 察 官 出 動 人 員 数	捜 査 個 所 数	検 挙 人 員	罹 病 数			罹 病 率 %
						淋病	そ の	計	
4月	神戸市内	3	9	96	93	11	0	11	11.8
	尼崎市内	2	16	55	28	11	0	11	39.3
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5	25	151	121	22	0	22	18.2
5月	神戸市内	1	3	40	22	3	0	3	13.6
	尼崎市内	2	12	35	17	7	0	7	41.2
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	15	75	39	10	0	10	25.6
6月	神戸市内	0	0	0	0	0	0	0	0
	尼崎市内	3	16	42	17	11	2	13	76.3
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	16	42	17	11	2	13	76.5
7月	神戸市内	3	5	83	100	12	5	17	17
	尼崎市内	3	16	45	24	12	0	12	50
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	6	21	128	124	24	5	29	23.4
8月	神戸市内	2	6	77	56	7	14	21	37.5
	尼崎市内	2	10	41	25	15	0	15	60
	そ の 他	1	3	1	6	2	1	3	50
	計	5	19	119	87	24	15	39	44.8
9月	神戸市内	2	6	59	61	11	0	11	18
	尼崎市内	3	16	49	34	12	0	12	35.3
	そ の 他	1	9	35	30	7	0	7	23.3
	計	6	31	143	125	30	0	30	24
10月	神戸市内	2	3	37	44	5	0	5	11.4
	尼崎市内	2	5	27	18	16	0	16	88.9
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	8	64	62	21	0	21	33.9
11月	神戸市内	1	3	22	27	5	0	5	18.5
	尼崎市内	1	4	13	16	8	0	8	50
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	7	35	43	13	0	13	30.2
12月	神戸市内	0	0	0	0	0	0	0	0
	尼崎市内	2	12	23	29	18	0	18	62
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	12	23	29	18	0	18	62
計	神戸市内	14	35	414	403	54	19	73	25
	尼崎市内	20	107	330	208	110	2	112	63.6
	そ の 他	2	12	36	36	9	1	10	76.9
	計	36	154	780	647	173	22	195	40.5

兵庫県警察本部(1957)『年鑑昭和三十一年度』より作成

別表⑮ 性病予防合同取締結果発表1957年1月～12月

区分 月別	取締地域 名	取締 回数	警察官出 動人員数	捜査 箇所数	検挙 人員	罹病状況					
						淋病	淋病率%	梅毒	梅毒率%	計	罹病率%
1月	神戸市	2	6	11	18	5	27	0	0	5	27
	尼崎市	2	8	28	35	22	62	2	5	24	68
	計	4	14	39	53	27	50	2	3	29	54
2月	神戸市	2	6	29	44	8	16	0	0	8	16
	尼崎市	3	12	23	25	16	64	3	12	19	76
	計	5	18	52	69	24	34	3	4	27	39
3月	神戸市	2	6	26	37	4	11	0	0	4	11
	尼崎市	2	6	8	23	18	78	4	17	22	95
	兵庫県山崎町	2	2	8	18	1	5	0	0	1	5
	計	6	14	42	78	23	29	4	5	27	34
4月	神戸市	2	3	3	8	0	0	1	12	1	12
	尼崎市	3	12	18	25	18	72	1	4	19	76
	計	5	15	21	33	18	54	2	6	20	60
5月	神戸市	2	2	2	5	3	60	1	20	4	80
	尼崎市	4	8	24	29	22	75	5	17	27	93
	計	6	10	26	34	25	73	6	17	31	91
6月	神戸市	2	6	32	42	7	16	6	14	13	30
	尼崎市	3	12	20	25	16	64	2	8	18	72
	西宮市	1	2	2	4	0	0	0	0	0	0
	計	6	20	54	71	23	32	8	11	31	43
7月	神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	尼崎市	3	6	13	17	13	76	3	17	16	94
	計	3	6	13	17	13	76	3	17	16	94
8月	神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	尼崎市	2	4	11	12	9	75	2	16	11	91
	計	2	4	11	12	9	75	2	16	11	91
9月	神戸市	1	2	1	3	0	0	0	0	0	0
	尼崎市	3	6	32	36	22	61	2	5	24	66
	姫路市	1	2	3	8	1	12	0	0	1	12
	宝塚市	1	2	9	9	0	0	1	11	1	11
	明石市	1	2	4	4	1	25	0	0	1	25
	計	7	14	49	60	24	40	3	5	27	45
10月	神戸市	4	8	29	63	7	11	8	12	15	23
	尼崎市	1	2	9	9	7	77	0	0	7	77
	計	5	10	38	72	14	19	8	11	22	30
11月	神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	尼崎市	3	6	22	23	11	47	5	21	16	69
	計	3	6	22	23	11	47	5	21	16	69
12月	神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	尼崎市	2	4	15	17	6	35	2	11	8	47
	計	2	4	15	17	6	35	2	11	8	47
計	神戸市	17	39	133	220	34	15	16	7	50	22
	尼崎市	31	86	233	276	180	65	31	11	211	76
	その他	6	10	26	43	3	69	1	2	4	9
	総計	54	135	392	539	217	40	48	8	265	49

兵庫県警察本部(発行年不明)『年鑑昭和三十三年度』より作成

注: 月別の尼崎市の合計は原本では233となっているが、計算すると223となった。表は原本どおり。
総計も原本どおりにしている。

「パンパン」とは誰なのか
 —「あこがれ」と「欲望」のゆくえ—
 茶園 敏美

別表⑱事犯(売春防止法第5条売春条例違反者)被疑者調

区 分	年令別	14-17	18-19	計	20-24	25以上	計	総数	比率%
総 計		8	24	32	308	513	821	853	
教育程度	小 学 生 以 下	5	7	12	137	313	450	462	54.2
	中 学 以 上	2	17	19	150	122	272	291	34.1
	高 校 以 上	1		1	21	78	99	100	11.7
現 職 業	料理関係接客	1	8	9	68	82	150	159	18.6
	事務員又は店		1	1	3	2	5	6	0.7
	女 工			0		1	1	1	0.1
	学 生 生 徒			0			0	0	
	そ の 他		1	1	10	29	39	40	4.7
	無 職	7	14	21	227	399	626	647	75.9
配偶者の 関 係	未 婚	7	20	27	170	128	298	325	38.1
	有 夫	1	4	5	87	194	281	286	33.8
	既 婚 離婚又は 死別				51	191	242	242	28.4
家庭生活 の 状 況	上 流	1		1		10	10	11	1.3
	中 流	2	5	7	25	29	54	61	7.1
	下 流	5	19	24	283	474	757	781	91.6
前 職 業	農 漁 業			0	16	15	31	31	3.6
	料飲関係接客		5	5	108	179	287	292	34.2
	事務員又は店		3	3	10	18	28	31	3.6
	女 工	1	4	5	23	32	55	60	7
	そ の 他	2	4	6	29	55	84	90	10.6
	無 職	5	8	13	122	214	336	349	41
動 機	生 活 苦	2	14	16	227	437	664	680	79.7
	家 庭 不 和			0	8	19	27	27	3.2
	自 暴 自 棄	1	4	5	11	10	21	26	3.1
	好奇心・虚栄心	3	3	6	24	12	36	42	4.9
	誘 惑	1	1	2	7	6	13	15	1.8
	家 出	1		1	9	4	13	14	1.6
	そ の 他		2	2	22	25	47	49	5.7
再犯関係	初 犯	6	23	29	162	234	396	425	49.8
	再 犯	2	1	3	146	279	425	428	50.2

兵庫県警察本部(1959)『兵庫県警察年鑑昭和三十三年度』より原本どおり作成

注: 原本では無職の計は629となっているが、総計の647から割り出すと626になるので訂正している。